

平成28年6月定例会

# 文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

## 会議録

長崎県議会

# 目 次

## (委員間討議)

1、開催日時・場所 .....	1
2、出席者 .....	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間協議 .....	1

## (第1日目)

1、開催日時・場所 .....	2
2、出席者 .....	2
3、審査事件 .....	2
4、付託事件 .....	2
5、経過	
委員会	
審査内容に関する委員間協議 .....	4

## (総務部)

分科会	
総務部長報告議案説明 .....	4
報告議案に対する質疑 .....	4
報告議案に対する討論 .....	4
委員会	
総務部長総括説明 .....	5
決議に基づく提出資料の説明 .....	6
議案外所管事項に対する質問 .....	6

## (教育委員会)

分科会	
教育長予算議案及び報告議案説明 .....	9
予算議案及び報告議案に対する質疑 .....	10
予算議案及び報告議案に対する討論 .....	19
委員会	
教育長総括説明 .....	19
決議に基づく提出資料の説明 .....	22
教職員課総括課長補佐補足説明 .....	23
高校教育課長補足説明 .....	24
陳情審査 .....	24
議案外所管事項に対する質問 .....	25
請願審査 .....	42

## (第2日目)

1、開催日時・場所	5 2
2、出席者	5 2
3、経過	
(教育庁・福祉保健部・こども政策局)	
委員会	
「長崎県子ども育成総合検討会議とりまとめ(案)」に関する審査	5 2
(福祉保健部・こども政策局)	
分科会	
福祉保健部長予算議案及び報告議案説明	8 1
こども政策局長予算議案及び報告議案説明	8 2
予算議案及び報告議案に対する質疑	8 3
予算議案及び報告議案に対する討論	9 1
委員会	
福祉保健部長総括説明	9 1
こども政策局長総括説明	9 3
議案に対する質疑	9 4

## (第3日目)

1、開催日時・場所	1 0 0
2、出席者	1 0 0
3、経過	
(福祉保健部・こども政策局)	
委員会	
議案に対する質疑	1 0 0
議案に対する討論	1 0 2
決議に基づく提出資料の説明(福祉保健部関係)	1 0 4
決議に基づく提出資料の説明(こども政策局関係)	1 0 4
医療政策課長補足説明	1 0 5
陳情審査	1 1 0
議案外所管事項に対する質問	1 1 0

審査結果報告書	1 3 6
---------	-------

## (配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料(追加1)
- ・委員会関係議案説明資料(追加2)

# 委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年6月1日

自 午前11時 0分  
至 午前11時 6分  
於 第1別館第3会議室

本日の委員会は、平成28年6月定例会における当委員会の審査内容を決定するための委員間協議であります。

それでは、審査の方法について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ご異議なしと認めます。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩します。

-----  
午前11時02分 休憩

-----  
〔協議会〕

-----  
午前11時06分 再開

-----  
【宅島委員長】委員会を再開いたします。

これをもって文教厚生委員会を終了いたします。

大変ご苦労さまでした。

-----  
午前11時 6分 散会

3、欠席委員の氏名

なし

4、審査の経過次のとおり

-----  
午前11時 0分 開会

【宅島委員長】おはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

これより、議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、渡辺委員、ごう委員の両人をお願いいたします。

# 第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年6月14日

自 午前11時15分  
至 午後5時16分  
於 第1別館第3会議室

県立学校改革推進室長	草野 悦郎 君
福利厚生室長	前屋 信彦 君
教育環境整備課長	野口 充徳 君
教職員課総括課長補佐	吉田 稔 君
義務教育課長	木村 国広 君
義務教育課人事管理監	川里 祥之 君
義務教育課 児童生徒支援室長	中小路和久 君
高校教育課長	本田 道明 君
高校教育課人事管理監	鶴田 勝也 君
特別支援教育室長	前田 博志 君
生涯学習課長	宮崎 誠 君
新県立図書館整備室長	山本 忠敬 君
学芸文化課長	金子 眞二 君
体育保健課長	森 栄二 君
体育保健課体育指導監	後藤 慶太 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	宅島 寿一 君
副委員長(副会長)	坂本 浩 君
委 員	宮内 雪夫 君
"	橋村松太郎 君
"	渡辺 敏勝 君
"	外間 雅広 君
"	堀江ひとみ 君
"	松島 完 君
"	山本 啓介 君
"	ごうまなみ 君
"	近藤 智昭 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（文教厚生分科会）

第101号議案

平成28年度長崎県一般会計補正予算(第1号)  
のうち関係部分

報告第1号

平成27年度長崎県一般会計補正予算(第8号)  
のうち関係部分

報告第2号

平成27年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特  
別会計補正予算(第2号)

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

総務部長	上田 裕司 君
総務部次長	相川 一洋 君
学事振興課長	小坂 哲也 君

7、付託事件の件名

文教厚生委員会

(1)議案

第106号議案

長崎県国民健康保険広域化等支援基金条例  
の一部を改正する条について

-----

教 育 長	池松 誠二 君
政 策 監	島村 秀世 君
教 育 次 長	渡川 正人 君
総 務 課 長	田淵 和也 君

第107号議案

長崎県指定通所支援事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

第108号議案

長崎県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例について

第109号議案

長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例について

第110号議案

長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

第111号議案

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

(2) 請 願

- ・国に対し「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書の提出に関する請願

(3) 陳 情

- ・平成29年度 県の施策等に関する重要要望事項
- ・要望書（松浦魚市場再整備への支援について他）
- ・国境離島新法における公立高等学校の教科書の無償供与についての陳情
- ・要望書（周産期医療について）
- ・国境離島新法に於ける公立高等学校の教科書の無償供与についての要望

---

8、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開会

-----  
【宅島委員長】 おはようございます。

ただいまから文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第106号議案「長崎県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例」外5件であります。そのほか、請願1件、陳情5件の送付を受けております。

なお、予算及び報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算及び報告議案の関係部分を、文教厚生分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第101号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分外2件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり、委員間討議終了後、総務部、教育委員会、福祉保健部の順に行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

また、教育委員会の審査終了後、「長崎県子ども育成総合検討会議とりまとめ（案）」に関する審査を行いたいと考えておりますが、後ほど改めてご説明いたします。

それでは、これより審査内容等について、協議いたします。

各委員からの自由なご意見を賜りたく、委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時16分 休憩

-----  
午前11時18分 再開  
-----

【宅島委員長】委員会を再開します。

以上をもちまして、審査内容に関する協議を終了いたします。

ほかに何か意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ほかにないようですので、これをもちまして、委員間討議を終了いたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

【宅島分科会長】まず、分科会による審査を行います。

報告議案を議題といたします。

総務部長より議案説明をお願いいたします。

【上田総務部長】おはようございます。

総務部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の総務部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号「知事専決事項報告『平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）』」のうち関係部分であります。

これは、さきの2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することをあらかじめご了承いただいております平成27年度予算の補正を、3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

歳入予算は、合計で1,966万4,000円の減となっており、この歳入予算の内容は、私立学校振興費補助金1,966万4,000円の減であります。

歳出予算は、合計で4,646万1,000円の減となっており、この歳出予算の主な内容は、高等学校私立学校助成費3,297万8,000円の減であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【宅島分科会長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第1号のうち関係部分については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、承認すべきものと決定されました。

【宅島委員長】次に、委員会による審査を行います。

総務部においては、今回、委員会付託議案が

ないことから、所管事項についての説明を受けた後、議案外所管事項についての質問を行います。

それでは、総務部長より所管事項説明をお願いいたします。

【上田総務部長】総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料の総務部をお開きください。

今回ご報告いたしますのは、私立高校の就職状況について、県立大学の就職状況について、体罰に係る実態調査についてでございます。

まず、文教厚生委員会関係議案説明資料の総務部の1ページをご覧ください。

私立高校の就職状況についてであります、今春卒業の私立高校生の就職率は、3月末現在で97.0%と前年度と比べ1.4ポイントの減となっており、このうち、県内就職希望者の就職率は96.2%、県外就職希望者の就職率は98.8%となっております。なお、県内就職者の割合は67.9%で前年度比4ポイント減となっております。

県といたしましては、私立高校における県内就職をさらに促進するため、記載の取組を行ってまいりました。

今後とも、産業労働部や長崎労働局など関係機関との連携を密にし、就職率向上に努めるとともに、私立高校県内就職推進会議や連携会議を通じて、先進校の事例研究並びに教職員や生徒・保護者に対する県内企業の情報及び長崎県の暮らしやすさに関する情報の提供等により、私立高校生の県内就職の促進に取り組んでまいります。

次に、県立大学の就職状況についてですが、今春卒業予定の4月末現在の就職率は、

98.0%で前年度比0.3ポイントの増となっており、学部別では、経済学部が96.8%で0.3ポイントの増、国際情報学部、看護栄養学部はいずれも前年度と同じく100.0%となっております。

なお、就職者のうち県内就職者の割合は31.0%で、前年度比3ポイント減となっております。

県立大学においては、就職ガイダンス等の開催により就職支援を実施しており、さらに、県内就職促進に向け、県内の企業等と連携した長期インターンシップなど地元企業の理解につながる実践的な教育を実施するとともに、産業労働部と連携して、求人支援サイトを活用した県内企業情報の提供や学内での県内企業説明会などを積極的に実施するほか、低学年時からのキャリア教育において長崎県の暮らしやすさに関する情報を周知するなどの取組を進めてまいります。

次に、2ページをお開きください。

体罰に係る実態調査についてであります、私立学校の教職員、児童・生徒及び保護者を対象に県独自の調査を実施しました結果、体罰件数は7件で前年度と同数、体罰をしたと認知された教員は7人で前年度より1人の増、体罰を受けた児童・生徒は9人で前年度と同数でした。

今後とも、体罰根絶に向け、引き続き実態把握を行うとともに、教職員の意識の徹底を図るよう指導を重ねてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【宅島委員長】ありがとうございました。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」につきまし

て、説明をお願いいたします。

【小坂学事振興課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく資料の総務部をご覧ください。

同決議に基づき本委員会に提出いたしました総務部関係の資料について、ご説明いたします。

附属機関等会議結果について、本年2月から4月の実績は、2月8日に開催しました長崎県私立学校審議会となっております。

会議の結果につきましては、資料2ページから3ページに記載のとおりでございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

【宅島委員長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、次に、議案外所管事項に対する質問を行うことといたします。

ご質問はありませんか。

【渡辺委員】私立学校の就職状況について、県内就職率、私立高校が4ポイントの減、そして県立大学のほうが3ポイント減になっていますよね。ここの要因はどのように分析していますか。

【小坂学事振興課長】まず、高校の就職指導担当の方にお伺いしたところによりますと、平成27年度生についてですが、県外の企業は、採用意欲が旺盛で、待遇の好条件や早い時期から学校訪問等により会社案内等を行うことにより、就職を希望する生徒の意識が県外企業の方へ流れたものと考えられるというような意見をいただいております。

県立大学につきましては、確かに県内就職が3ポイント減っているところでございますけれども、一般的に、就職の環境が良くなると、県外企業の方が積極的に動いてきているというこ

ともありまして、県立大学につきましても3ポイント県内就職の分が減ったという理解をいたしております。

【渡辺委員】そうしたら、県内の求人数そのものは余り減っておらんわけですか。県外のほうは旺盛に求人を求めてきて、結果的に、県内の求人数が減ってきているんですか。その辺はどうなんですか。

【小坂学事振興課長】県内の方も減ってはいけれども、県外の方が、より増え方が大きいと聞いております。

【渡辺委員】わかりました。県外の就職の方が、かなり強い勢いで来たから、県内就職率が減ってきたということですね。

それと、今、県立大学には何人学生がいるんですか。

【小坂学事振興課長】全体でいいますと、シーボルト校が約1,000名、佐世保校が約2,000名ですので、約3,000名の学生がいるという状況でございます。

【渡辺委員】一般質問の続きなんですけれども、長大とかは期日前投票所を設けたのに、ここは有権者が3,000人いるわけですから。確認したいんですけれども、どうして期日前投票所を設けられなかったのか、その要因をもう一回しっかりと答弁してください。

【小坂学事振興課長】まず、佐世保校の近くに相浦地区公民館がありまして、歩いて10分程度で行けるといところが1つと、現在、佐世保市が複合施設の建替えをしております、大学の前に建てば、5分程度で行けることもあります。佐世保市の方としては今回は断念したということですが、大学といたしましては、近くにあるということもありますが、学生の意識の向上と、政治参加の意義とか重要性を理解して

もらうためには、やはり期日前投票所はあった方がいいと考えますので、佐世保市の選管に対して、設置に向けての配慮ができないかということについては、引き続き協議をしてまいりたいと思います。

【渡辺委員】シーボルト校は。

【小坂学事振興課長】シーボルト校につきましては、長与町選管の所管になるのですが、1つは、長与町に住む学生と、それから長崎市に住んでいる学生も結構いるということもありまして、長与町選管としては、学生の住所地の問題と、それから近隣の住民の方々の利便性を総合的に考えた時に、長与町選管のマンパワーと、それからいろいろ機器的な整備、オンラインでつなぐという手法が要るのですが、そのあたりを総合的に考慮して、ちょっと難しいという見解だったと聞いております。

【渡辺委員】 そうしたら、相浦地区公民館は、大学の近くに建て替えているものだから今回は断念したということですか。建替えの中身がよくわからないのですが、相浦地区公民館が歩いて10分ぐらいのところから、今度は歩いて1分ぐらいのところ建て替えているわけですか。その中身を教えてください。

【小坂学事振興課長】佐世保市の施設整備の中で、相浦支所と公民館を合築して県立大学の前の農地に建てるということで、もう土地整備が始まっております。そこに相浦地区公民館が来ますので、そこでなお近くなるということもありますし、今でも10分程度で行けるとところに公民館があるわけです。あとは、マンパワーとか、施設整備のことも総合的に考えられたのだらうと思いますけれども、意識啓発のために、どこまでやっていただけるかですので、そこはまた引き続きお願いしていきたいと思っております。

ます。

【渡辺委員】 そうしたら、今回だけでも期日前投票所を設けるように努力すべきだったと私は思っているんです。建て替えた後は、その前にあるなら、改めて設けなくても。有権者になって1回目に投票に行けば、2回目も3回目も大体行くらしいんです。要するに、投票行為として最初が行かなかつたら、2回目も3回目も行かないらしいんです。長崎県立大学だから、それはやっぱり県として積極的に取り組むべきだったと私は思っているんです。長与の方も含めて、次の時は、佐世保は、その建替えが済むならば、期日前投票所が目の前にできるならそれでいいかもしれないけれども、シーボルト校は、長与町の選管が担当かもしれないけれども、そこは県立大学として、やっぱり姿勢は示すべきと私は思っているんです。ですから、次回はぜひ期日前投票所を設けて、若者に政治に関心を持たせて、投票率をアップさせると、こういうことにぜひ尽力いただきますように強く要望して、終わりたいと思います。

【堀江委員】 委員長、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」に対する質疑が特設設けられなかったので、議案外所管事項でいいですか。

【宅島委員長】 はい。

【堀江委員】 そうしたら、先ほど説明した附属機関等会議結果報告の中の3ページ、玉成高等学校の附属中学部の設置が、高校とともに育つということでの共育コースにつながる附属中学部を設置するということでの報告がされましたということなんですが、この具体的な中身、内容について、現段階でどういう状況で、どういうところが、どういう内容がということの説明ができるようであれば、簡潔に説明をお願いし

ます。

【小坂学事振興課長】玉成高校につきましては、平成21年度から、心因性の不登校の生徒とか、学習障害・アスペルガーとか高機能自閉症等の生徒を受け入れて、高校で教育をしております。そういう中で、保護者とか高校入学に携わった先生方のご意見として、人によっては高校の3年間だけでは、なかなか教育が行き届かない場合があるので、6年間教育できるような体制ができませんか、つまり、高校3年間、その前の中学で3年間、計6年間、アスペルガー等の症状を持っている方に対して教育をすれば、いわゆる社会性が醸成されて社会の中に入っていきけるようになるのではないかというご意見があったということでございまして、そういうご相談を受けました。それで、数的には余り多くないのですが、1学級15人ということで中学部を設置するというようにしております。この中学部に入った子どもたちは、高校の共育コースにそのまま入学して、一貫した教育を受けられるという形にしております。

公立の方にも、こういう計画があるということでお話をしましたところ、公立側も、こういう対応については、特に意見はなく、進めていただいて結構ですということもございましたので、認可するというところで業務を進めているところでございます。

【堀江委員】それぞれの私学の特色ある学校教育と申しますか、一環だというふうには理解しておりますが、そうしますと設置が平成29年4月1日ということで、今後のスケジュール的には、学事振興課としてわかっている範囲があれば、学校説明会とか、これもずっとされながらというふうに理解していいのですか。準備に向けての、こういう中学部ができますよというこ

との説明会でありますとか、あるいは対象といえますか、どういう人が入学できるのかといった保護者への説明とか、そういう部分の今後の日程とかがわかれば回答願いたいと思うんです。

【小坂学事振興課長】玉成高校の中学部をつくるということですので、そういう関係者とか、対象となるような小学校については、学校側が既に説明を始めているというところでございます。

【堀江委員】私もここで取り上げたのは、新聞報道があって以来、どういう内容なのかということの問い合わせもいただいたりしたんです。それは直接学校のほうに聞かれた方がいいですよというふうにお話はしているのですが、関心が高いというか、そういう保護者の要望もあるというのは、そうだなと私も実感いたしました。玉成高校のホームページには、中学部ができます、一番早くて今度の土曜日、18日に学校説明会があります、12月には入学試験もありますというふうなことはもちろん発信されているのですが、県民からの要望があっているということも踏まえて、改めて学事振興課のほうで把握している情報をこの機会に答弁していただきたいということで質問いたしました。

いずれにしても、1つの私学の試みということでは、私自身としては注目していきたいと思っております。答弁は要りません。ありがとうございました。

【宅島委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ほかに質問がないようですので、総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時39分 休憩  
-----

-----  
午前11時40分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

これをおもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

次に、教育委員会関係の審査を行います。

準備のため、しばらく休憩いたします。13時30分に再開いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午前 11時41分 休憩  
-----

-----  
午後 1時29分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会及び分科会を再開いたします。

審査に入ります前に、理事者側から幹部職員の紹介を受けることにいたします。なお、教職員課長が欠席のため、代理として、吉田総括課長補佐の出席となっておりますので、ご了承願います。

【池松教育長】 4月1日付けで就任いたしました幹部職員を紹介いたします。

〔各幹部職員紹介〕

本日出席しております幹部職員の紹介は以上でございます。なお、委員長からもお話がございましたが、欠席の栗原正三教職員課長の代理として、本日は、教職員課、吉田稔総括課長補佐が出席いたしております。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

【宅島分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び報告議案を議題といたします。

教育長より議案説明をお願いいたします。

【池松教育長】 教育委員会関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第101号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、報告第1号「知事専決事項報告『平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）』」のうち関係部分であります。

初めに、第101号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、記載のとおりでございます。

この結果、平成28年度の教育委員会所管の予算総額は、1,389億5,247万9,000円となります。

歳出予算の内容につきましては、大村市に建設する「長崎県立・大村市立一体型図書館及び大村市歴史資料館」（仮称）の建設工事に伴う近隣家屋の建物事前調査に要する経費として、2,068万7,000円の増を計上するとともに、あわせて平成29年度から平成30年度の建設工事に係る経費として、債務負担行為85億700万円を計上いたしております。

次に、報告第1号「知事専決事項報告『平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）』」のうち関係部分につきましては、さきの2月定例県議会の本委員会において、専決処分により措置することをあらかじめご了承いただいております。「平成27年度長崎県一般会計補正予算」について、歳入予算1億1,630万6,000円の減、歳出予算13億1,334万9,000円の減を3月31日付けで専決処分いたしました。

また、繰越明許費として、校舎等整備費3,116万5,000円について、専決処分により増額してお

りますが、これは県立島原翔南高校外部改修工事について、改修範囲の確定等に不測の日数を要したことにより、年度内の完成が困難となったためであります。

以上をもちまして教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【宅島分科会長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【堀江委員】第101号議案について、横長資料3ページ、4ページにかかわると思います。「長崎県立・大村市立一体型図書館及び大村市歴史資料館」にかかわって、今回、補正予算としては、近隣家屋の建物事前調査ということで2,068万円、同時に債務負担行為として、建設工事に係るということで85億700万円が設定をされております。そこで、この債務負担行為について質問したいと思います。

まず、この予算の中には、県立図書館郷土資料センター（仮称）、いわゆる長崎市に建設されます郷土資料センターの予算は含まれているのか、ここから教えてください。

【山本新県立図書館整備室長】郷土資料センターの予算は含まれておりません。

【堀江委員】そうしますと、郷土資料センターの建設工事の部分というのは、スケジュールもあると思うんですが、どのようになるのか、あわせて教えてください。

【山本新県立図書館整備室長】郷土資料センターにつきましては、今の立山の図書館の資料を一体型図書館完成後に移転をした後、解体工事をして、平成32年度、平成33年度で工事を行

う予定にしております。

【堀江委員】今の答弁は、県立・大村市立一体型図書館及び郷土資料センター（仮称）の整備基本計画ということで、2年前の平成26年7月の整備基本計画に基づいての計画内容だと理解をいたしております。そこで、この平成26年7月の整備基本計画は、平成25年3月の新県立図書館整備基本方針がベースになって、その後、平成26年7月に整備基本計画ができたという理解でいいですか。

【山本新県立図書館整備室長】委員がおっしゃるとおりでございます。

【堀江委員】平成25年3月の新県立図書館整備基本方針が出される時には、文教厚生委員会では、新県立図書館にかかわって、さまざまな意見が出されました。その当時は、長崎市に県立図書館をそのままという意見と、県が提案する大村市に一体型をつくるということでの論議が大変行われたとっております。そこで、今回は建設にかかわるという内容でもありますので何点か質問して、この債務負担行為についての審議をさせていただきたいとっております。

まず、図書館を二分するという問題で私が取り上げたのは、今の県立図書館の郷土資料センターとして、4階の郷土課にある貴重図書だけがここに残って、3階の一般図書が大村市に移ってしまうと、長崎学の研究はお手上げである、何でもそろってこそ一般利用者としてはありがたいということで、例えば、これは研究者のご意見なんですけれども、県立長崎図書館で、4階は専門書や新聞のバックナンバーがあって、市町村の市史等の記事を調べて、時には、隣の長崎歴史文化博物館で同図書館から移管された資料を探さなければならないと。また3階にある百科事典、人物辞典、伝記、評伝等

を載せた雑誌などの一般図書から必要事項を探して原稿に追加して、ようやく仕事が完成すると。その際、ベテラン司書による参考文献の検索を手伝ってもらえるのありがたいということで、県立図書館の4階の部分と3階の部分で、4階の部分は残して、3階の一般図書が大村市に移ってしまうということでは、さっき私が言いましたように、長崎学の研究はお手上げだというふうな専門家の意見もあるということも、その当時、私は発言をいたしました。

さらに、郷土の調べものは、郷土資料だけできるものではなくて、当時の新聞、雑誌、統計年鑑をはじめ多様な資料も一緒にあってできるものだという専門家の指摘も紹介をしながら、こういう分断されることはやめてほしいというその当時言われた方たちへの対応が今後どうなるのかということをご回答してほしいんです。当時は、幾つもの資料に当たりながら進めていくもので、当たって確かめることもできない資料を見当で請求して、翌日とか3日後に1点ずつ届くのを待つことができるものではないというふうな指摘がありましたね。そのことに対応して、今後つくられる図書館は、どういうふうな対応になるのかということをご確認しておきたいと思っております。

【山本新県立図書館整備室長】委員がおっしゃるとおり、4階の郷土資料につきましては、郷土資料センターにそのまま移管をしまして、3階にある図書のうち、参考図書、研究者の方がよく引かれるような百科事典であるとか、そういった専門書、辞書的なものについては郷土資料センターのほうで整備をいたしまして、それでも不足する分については、大村の一体型図書館から定期的にご依頼があったものについて取り寄せをすることになると思っております。

【堀江委員】取り寄せるということはわかるんですよ。今ある県立図書館のものが大村市に行ってしまうから、なくなるわけですよ。だから、そこは専門家、研究者の皆さんが危惧したように、これに必要なものはこの雑誌だな、この資料だなというのが、今までだったら、そこで見て借りられると。しかし、これかもしれない、あれかもしれないということを見たいんだけれども、大村まで行けないから、それで配達してくださいというふうになった時に、十分応えられるのかどうか。応えてほしいと思うわけですよ。例えば極端な話、1週間に1回配達じゃなくて、3日に1回とか、2日に1回配達しますよとか、そういう利用する側に応えるような形での、いわば配達するわけでしょう。連携として一体型図書館から郷土資料センターのほうにそういう資料も当然来ますよという時の、そこら辺の部分をごイメージ的に、こういうふうな建物が建った上で、こういう利用、運用になるんですよというところの部分をもう少し膨らませて、当時、ここが一番問題だったわけですよ。それにどう応えたか、どういう応えるものをつくっていくのかということをご明らかにしてほしいのでこの質問をしているので、もちろん届くのはわかっています。研究者や利用者に応える形の対応になるのかということではどうですか。

【山本新県立図書館整備室長】委員がおっしゃるとおり、利用者の方の利便性が損なわれないように、大村から取り寄せる本については、今後、運営のあり方の中で、しっかりと検討をしていきたいと思っております。

【堀江委員】そうすると、それは例えば、運営のあり方として、1週間に1回とか3日に1回とか固定しない形で運営されると理解していいのですか。

【山本新県立図書館整備室長】まずは、利用者の方のニーズがどのようにあるのかという実態等を把握、想定をして、その回数等については検討していきたいと思っております。

【堀江委員】回数等については検討したいと。今後、建物等が建って、運営もやっていくんだけれども、図書館が開館した時に、実際、利用者に合わせて対応するというところで理解いたしました。

そこで、もう1つ、もともとの平成25年3月の時の新県立図書館整備基本方針は、一体型の図書館については直営だというふうにありました。それが平成26年7月になると、図書館サービスの根幹に係る業務は県及び市の直営とし、その他の業務は外部化を行う。結局、私は直営でやるのかと思ったら、直営の部分と外部化の部分があるんですよということですが、これはどういうことか、もう少し説明してください。

【山本新県立図書館整備室長】委員がおっしゃるとおり、図書館の基幹になる部分については直営で行うようにしております。アウトソーシングについては、例えば、ビルのメンテナンスであるとか、植栽の手入れ、あるいはカフェの運営、そういったものについては民間委託等を考えております。

【堀江委員】今の長崎県立図書館それから大村市立図書館は直営ですよ。外部委託している内容もあるのですか。

【山本新県立図書館整備室長】当然のことながら、掃除であるとか、あるいは喫茶店の運営については、外部の方に委託したり、使用許可等により、民間の方に運営をしていただいております。

【堀江委員】そうしたら、今の県立図書館でも、清掃、それ以外に何が外部委託をされているの

ですか。確認のために教えてください。

【宅島分科会長】ちょっと大きな声で。暫時休憩します。

-----  
午後 1時44分 休憩

-----  
午後 1時44分 再開  
-----

【宅島分科会長】分科会を再開いたします。

【山本新県立図書館整備室長】声が小さくて申しわけございませんでした。

ビルメンテナンスについてということで、一部、掃除がございます。あとは、植栽等を剪定していただく、そういった管理運営面のアウトソーシングのほか、1階の喫茶店も、図書館自らが直接運営するのではなくて、外部の方にさせていただいております。基本的に、掃除、ビルメンテが主になっております。

【堀江委員】ごめんなさい、最後の答弁をもう一度言ってください。掃除とビルの管理運営、そこも外部委託ですか。

【宅島分科会長】ちょっと大きな声でお願いします。

【山本新県立図書館整備室長】すみません。

今、図書館自体は小さな建物でございまして、外部委託する内容が限られたような状況でございます。限定的に、掃除、剪定であるとか、そういった管理面の部分を委託しております。今度一体型図書館になりますと、規模が1万3,000平米と大きな図書館になります。そうすれば、県庁でもそうなんですけれども、機械設備であるとか電気の保安管理であるとか、そういったものを常駐して管理をするというような方が必要になってまいります。そういった大きな部分でのビル管理等、あと加えて、カフェの運営であるとかについて外部委託を考えております。

【堀江委員】私が危惧するのは、直営でやると

言ったのが平成25年と私は理解をしていました。その時は、確かに直営でやるんだけど、どこからどこまでどうするかという細かい点まで明らかになっていなかったという問題はあるでしょう。しかし、今、全国の図書館の流れが正規から非正規、例えば、私が申し上げるまでもないんですけども、長崎市立図書館は直営ではありませんよね。自分の生涯をかけて打ち込めるとは到底思えない生活給にはほど遠い収入の人たちが職員の大半だというふうになっているわけです。だから、外部委託が最初は清掃、施錠、駐車場の管理でしょう。でも、そこから職員も正規から非正規にというふうにならないか、これが心配です。特に、全国の図書館は正規の職員がだんだん少なくなっていっているというふうなことになった時に、大村の一体型図書館も、そういう方向にならないか非常に心配です。例えば、近くで言うと、諫早市に図書館が4つありますけれども、確かに諫早図書館は、清掃、整備ということは委託ですけども、たらみ図書館、森山図書館、西諫早図書館は全部直営ですよ。それは小さいからそうなんですよという意見があるかもしれない。しかし、こうした図書館は、ある意味、末端まで直営であって、いわば十分住民の皆さんの利用に応える成果も出していると私は思うんです。そうなった時に、2つ合築をするということには、経費削減先にありきじゃないかと平成25年の時、随分指摘もありました。そうじゃないんだという見解のもとに、財源が限られているということもあって、一体型の方向を県は提案したわけですけども、私としては、そうであるなら、最後まで十分直営でやってほしいというふうな思いもあるのですが、そのことについてはどのような見解をお持ちですか。

【山本新県立図書館整備室長】 図書館の根幹サービスである貸し出しをする、市町支援をする、資料を保存する、あるいはレファレンスをする、そういった図書館の専門職員ではないといけないこと、直営でなければいけないことについては、県、市が責任を持って直営で行ってまいります。それ以外の部分については、民間活用も考えて運営をしていこうという考えであります。

【堀江委員】 私としては、平成26年7月の整備基本計画に基づいて建物がつくられて、人が配置をされ、運用がされていくと理解をしています。そういう意味では、確かに図書館サービスの根幹に係る業務は県及び市の直営とすることが明記をされていますので、いわゆる図書館サービスの根幹に係る業務以外の取扱い、施設の維持管理、清掃、警備それから駐車場・駐輪場の管理については、今の段階で外部化ということが提案されていますが、この点については私としては見直してほしいという思いもあります。少なくとも、直接サービス、資料収集・保存、それから企画、広域支援、こういったいわゆる図書館サービスそのものの人的配置、ここの部分については、非正規とかではなく、きちんと職員の雇用もして、司書の数も増やしてほしいと思っているのですが、その点については私の望む方向で検討できると理解していいのですか。

【山本新県立図書館整備室長】 整備基本計画にうたっている内容を実現できるよう努力してまいります。

【渡辺委員】 今の新県立図書館の関係なんです。今回、債務負担行為が85億700万円出てきていますよね。2月議会でもらったかもしれませんが、駐車場整備まで含まれた金額なのか、

合築の建設費のみなのか。そして、平面図等があれば示してもらいたいと思っているんです。

【山本新県立図書館整備室長】85億700万円につきましては、建築工事本体、あと駐車場を含む外構など、建築費の総額でございます。

平面図については、今設計を進めておりました、あと入札に関係することもございますので、それについては県土木部のほうと、どこまでご提示できるか確認をしたいと思っております。

【渡辺委員】今、実施設計中なんですか。

【山本新県立図書館整備室長】はい。来月7月末までの予定で設計を進めております。

【渡辺委員】本来ですと、債務負担行為85億700万円の根本になるのは実施設計でしょう。できていないのに金額だけ掲示していいんですか。

【山本新県立図書館整備室長】実施設計も今、調整段階に入っております、一定の工事費の積み上げというのはできております。85億700万円ですという想定で、今ご提案をさせていただいているところでございます。

【渡辺委員】しかし、実施設計ができて細部までちゃんと設計ができて、そしてこれは平成29年度、来年度からの債務負担行為になるんでしょう。何も今議会でせずに、実施設計がきちっとできて、平面図ができて、それで入札をして、その金額を示すべきじゃないんですか。

【山本新県立図書館整備室長】設計が完了した後、WTOの工事になりますので、それで大体6カ月程度時間を要することになります。今年度は債務負担の設定ということで、工事については平成29年4月から入る予定としております。実際の工事費については平成29年当初予算で上程をしたいと考えております。

【渡辺委員】私が言っているのは、85億700万

円は実施設計ができてから決まるものじゃないのですか。このような予想の金額で債務負担行為を認めると言たって、私としては、認めづらい環境にあるわけです。なぜ後の議会に回して、備品含めて要りますよということにならないのですか。なぜ来年度からの債務負担行為を今の段階でしなければならないのですか。

【山本新県立図書館整備室長】85億700万円というのは、金額が整理できたという数字で考えております。間断なく事業を進めていくためには、6月補正で予算をつけていただいて、設計が終わった後、すぐ入札行為に入りたいと考えている次第でございます。

【渡辺委員】私が言っているのは、そこが固まってから金額というのは出てくるのではないのですか。あくまでもどんぶり勘定でしているわけでしょう。それでいいのですか。

教育長、これは何で今議会に出したのですか。

【宅島分科会長】暫時休憩いたします。

-----  
午後 1時55分 休憩

-----  
午後 1時55分 再開  
-----

【宅島分科会長】分科会を再開いたします。

【山本新県立図書館整備室長】県の予算のほかに、大村市の予算がございまして、県が建築主となって建築を進めていくわけなのですが、大村市のほうから負担金をいただきます。その大村市の負担金の予算につきましては、大村市が社会資本整備総合基金交付金という、まちづくり交付金のような国の制度がございまして、その事業期限が平成30年度までということになっておまして、期限がある有利な交付金を活用したいということで大村市からご要望がありまして、今回、県のほうで予算を計上させていただいている次第でございます。

【渡辺委員】 そうしたら、長崎県と大村市と、85億700万円の負担割合はどのようになっているのですか。

【山本新県立図書館整備室長】 実施設計が進みましたので、県立と市立の図書館の役割と機能分担を図面の中で落とし込んでいきまして、県の面積、市の面積というふうに面積案分を出しまして、負担割合については、県が2.4、市が1ということで、2.4対1の割合で整理させていただいております。

【渡辺委員】 今のタイミングでしなければ、その大村市の交付金が活用できないわけですか。だから今議会に出したということですか。そのところをはっきりしてください。

【山本新県立図書館整備室長】 それもございません。あと、間断なく事業を進めたいという思いがございます。

【宅島分科会長】 暫時休憩いたします。

-----  
午後 1時57分 休憩

-----  
午後 1時58分 再開  
-----

【宅島分科会長】 分科会を再開いたします。

【山本新県立図書館整備室長】 説明が不足申しわけございません。7月末に設計が完了した後、県の土木部で入札手続に入ります。約6カ月程度かかる予定でございまして、平成29年2月に契約案件を上程させていただいて、本年度末に本契約を結びたいと考えております。平成29年4月当初から工事に入りまして、概ね平成29年度、平成30年度で工事を完了する予定にしております。

【渡辺委員】 わかりました。

別の質問をします。横長の14ページ、諸収入の関係で、受託事業収入のスーパーサイエンスハイスクール事業受託が479万8,000円に対し

て192万円の減額になっているんですけれども、その原因は何ですか、示してください。

【本田高校教育課長】 スーパーサイエンスハイスクールは、長崎南高校と長崎西高校と2校ございます。その指定校の事務員に係る経費でございます。

【渡辺委員】 スーパーサイエンスハイスクールというのは、日本語で言ったら、どういう意味ですか。

【本田高校教育課長】 日本語の訳はございませんけれども、わかりやすく言いますと、先進的科学技術、理数科学を学ぶ高校という意味でご理解いただければと思います。

【渡辺委員】 その事業をどこか受託しているわけでしょう。その収入が減ってきたわけでしょう。どういうシステムになっているんですか。要するに、誰かに委託するわけでしょう。

【本田高校教育課長】 これは国の事業でございます。JSTという機関が管轄をしているところでございます。そこから委託をうけております各校に1名ずつおります臨時職員の経費がここに上がってきているということでございます。

【渡辺委員】 収入が減っているわけです。県は、使うのはよく使うんですけれども、民間育ちの私にしてみたら、収入をいかに上げるかの工夫が足りないんです。これはどうして減ったのかと私は指摘しているんです

【宅島分科会長】 暫時休憩します。

-----  
午後 2時 1分 休憩

-----  
午後 2時 1分 再開  
-----

【宅島分科会長】 分科会を再開いたします。

【本田高校教育課長】 オール国庫の人件費等の実績残ということでございます。

【渡辺委員】 要するに、スーパーサイエンスハ

イスクールというのは、国から理科学に特化したものをしなさいというものが結果的に少なくなったものだから、これだけ減額したということですか。何人ぐらい、何時間ぐらいの予定が何時間ぐらいになりました、何人になりましたというのはわかるんですか。

【本田高校教育課長】それぞれ長崎西高校、長崎南高校に臨時職員を1名ずつ雇用しております。日当6,000円ということでございます。そこから出てきたものでございます。

【渡辺委員】だから、何人予定していたものが、何人しか来ませんでしたというなら話が早いわけです。

【本田高校教育課長】1名ずつの予定で、実際に勤務された分の残ということになります。

【渡辺委員】丸一日分の200日ぐらいのものが少なくなったから、これだけになりましたということで理解しておっていいですか。

次に、これも歳入なんです、17ページの生涯学習課の関係ですが、交通産業ビル土地建物貸付料が472万8,000円に対して156万円の減になっているんです。これは要因は何ですか。

【宮崎生涯学習課長】駅前でございます交通産業ビルに、いきいきひろばという生涯学習を進める施設をNPO法人が運営しております。NPO法人から土地の貸付料、これは交通局がもとと地権者でございますので、こちらに支払う分を県が一旦収入に上げまして、それから土地料を払うというシステムになっております。当初掲げております472万8,000円につきまして、県のほうで減額措置を設けておりまして、この分を従来、専決のほうでお願いしておりまして、その結果、額が下がりまして316万4,000円ということで決算をさせていただいております。減額措置に伴う減でございます。

【渡辺委員】3分の1ぐらい減額になっているから聞いたんですけれども、そういう減免措置は毎年しているわけじゃないんですか。今年だけ特別にしたのですか。

【宮崎生涯学習課長】ご指摘のとおり、毎年同様の措置をさせていただいております。したがって、予算の段階から、そういった減額措置を反映するというやり方もあるかと思えますけれども、従来、活動を見ながら年度当初に審査をさせていただいて、減額が適切であるということであれば、減額措置を行う手続をとっております。この点については、例年のことでございますので、吟味はしてまいりたいと考えております。

【渡辺委員】3分の1も減っていれば、何で収入が3分の1も減ったのかと思うものだから質問してみたんですけれども、毎年減額をしているのなら、減額でちゃんと予算計上しておってもらいたいと思います。

それと、歳出の関係ですが、27ページ、下から2行目の県立学校施設等災害復旧費に3,000万円予算を組んでおって、3,000万円減額のゼロになっているんですけれども、これは中身を示してください。

【野口教育環境整備課長】この3,000万円は、毎年、大きな災害に備えてのこととして計上させていただいております。内訳については、そこに記載しておりますとおり、国庫支出金が1,716万円と、そのほか一般財源などでございますが、平成27年度は、この災害復旧費を使っての災害がございましたので、全てを減額しているということでございます。

【渡辺委員】これは国が何とか災害といって指定しなければ使われない中身なんですか。例えば、大雨が降って、あるいは台風が来てちょっ

と被害に遭ったところには使うことができないのでしょうか。

【野口教育環境整備課長】 工事費で80万円以上のものについては対象となるということでございます。

【渡辺委員】 そうしたら、平成27年度は80万円以上の復旧の工事費がなかったということなんでしょうか。

【野口教育環境整備課長】 平成27年度は、台風等も含めまして、学校がそういった災害をこうむるようなものがなかったということでございます。

【渡辺委員】 国庫からこれだけ予算化しているものですから、できるだけ災害という名の復旧のもとに工事がなぜできなかったのかなと思っただけです。質問させていただきます。

確認ですけれども、80万円以上だったらしておいたということですね。

【野口教育環境整備課長】 例えば、台風等がありますとか、あるいは今回のような地震災害などがあって該当する工事があれば、ここからの支出というものはあったものと考えております。

【松島委員】 繰越明許費ですが、3,116万5,000円の増と。内容は、資料に書いてあるとおり、県立島原翔南高校の外壁工事で、その理由も説明資料にあります。「改修範囲の確定等に不測の日数を要したことにより、年度内の完成が困難となったため」と。この文言にも「改修範囲の確定等」と書いてあるので、少し丁寧にご説明をいただけますか。何か意図があるのか、この内容をお聞きします。

【野口教育環境整備課長】 分科会説明資料の43ページでございますが、この件は、県立島原翔南高校の本館の外壁全面のモルタルが浮いた部分の落下防止等の工事の繰越でございます。

足場を組んでの改修工程の中で、外壁モルタルの劣化状態というのが当初の想定よりも大変悪うございまして、改修箇所が計画よりも多くなったことによりまして、年度内の施工完了ができなかったものでございます。

今回のような外壁工事の計画時には、目視と、それから可能な範囲での打診の調査を行いまして、全体を総合的に推計しまして、その推計に基づいて工事に入っていきます。

この工事については、校舎の南側の改修後に北側の改修に取りかかるというものでございましたが、モルタルの状態が悪かったことで、人員の追加ですとか、足場の早期調達を図ったのですが、足場については、他の工事現場の終了を待ってしか十分な数量の確保ができなかったということによりまして、年度内の完了ができませんでした。

なお、年度を越しておりますが、4月中旬には改修工事自体は終了しまして、当初計画の約1カ月後でありましたけれども、4月22日に、足場の解体と完了の検査まで済んでいるという状況でございます。

【松島委員】 内容については、今の説明でよくわかりました。

数字の確認だけしますが、平成27年度当初予算で約3,700万円弱だったかと思っております。おっしゃるとおり、工事の範囲が、すべきところが多かったので工事も増え、工事の期間も、1カ月ちょっとですけれども増えた。ということは、恐らく、工事費が増えているはずで、増額が幾らですか。

【野口教育環境整備課長】 ご指摘の点で、当初の契約としては3,700万円ぐらいだったのですが、変更の契約としまして、908万円が増額をされております。

【松島委員】当初の3,700万円弱から908万円足して4,600万円弱が、繰越明許費として約3,100万円なので、その理由を説明いただけますか。

【野口教育環境整備課長】当初契約3,668万1,000円、それから変更で、先ほど申しあげました908万円、そのことで最終の契約額は4,576万7,000円になっておりますが、工事契約後に、前金払いとして1,460万円支払いをしております。その差の3,616万8,000円について、今回、繰越ということで上げさせていただいたということでございます。

【宮内委員】今の松島委員の質問に関連をしてですけれども、理解はいたしますけれども、これを黙って聞いていると、ちょうど今、テレビや新聞で大騒動になっている東京都知事の答弁に若干似たような感じがするんです。これは金額の大小はあるかもしれませんが、ここに説明してあるように、「当初の想定より、外壁の状況が悪かった」からと。こういうことでもって繰越明許費というのを委員会等々で全てオーケーにするということになれば、予算の策定あるいは権威ある議会の検討というか、分析、そういうものを全くへとも思わないというような、表現は悪いかもしれないけれども、ええかげんな検討を発注側も受注側もしたのではないかというような疑念さえ私は抱かざるを得んような感じがするわけですが、こういうものは何といったって公金ですから、やはり慎重に検討に検討を加えて、当然これはプロがやることですから、この程度のものの工事は、公共工事については共通してどんな工事にでも言えることですから、こんなものがそのまま全部認められるということであれば、どれでもこういうことで繰越明許でどんどん、どんどん増やしていかなければいけないというようなことにもなりか

ねない。だから、もう少しそこら辺については、公金の使い方については慎重にやってもらわなければいけないし、公共事業というものは、そういう意味では、若干時間がかかっても、検討に検討を加えてやってしかるべきであると思っております。金額の大小じゃなくて、その行為が、そういうような反省に基づいてやってもらわなければいけないと思っておりますが、そこら辺についてはどうなんですか。こういうふうに議案として出されて、それでほいほいというような感じでおられるものか、今、テレビでこてんぱんに東京都知事がたたかれていますけれども、大小の差はあるけれども、私は、似たようなところがあるんじゃないかなという感じがするんです。こういう場合は当事者はやはり大反省をしてもらわないと思うんですが、そこら辺はどうですか。

【池松教育長】当然議会で議決をいただきました予算につきましては、当該年度で効率的に執行して、当初予定の事業効果を上げるのが予算の適切な執行のあり方だと考えております。そういった意味では、我々も安易に繰越をすることは考えておりません。先ほど申しあげたような事情の中で、やむを得ず繰越をさせていただくことになりました。それでも、なるべく事業効果を早く上げるために、先ほどご答弁申し上げたとおり、約1カ月遅れですけれども、4月中旬には事業を完成することができた次第であります。そうはいつでも、ご指摘のとおり、予算というのは単年度主義でございますので、今後とも、単年度の中で事業効果を上げるような予算の執行に努めていきたいと考えているところでございます。

【宮内委員】教育長のお話はわからないでもないですけれども、金額の多少にかかわらず、こういう行為が陸続として先例、前例があるじゃ

ないかと、あれぐらいが認められるのだから、こんなものも認められてしかるべきであるというように安直な契約の仕方、安直な取組方、業者も執行部もそこら辺については、東京都の例ばかり出して申しわけないですけども、そういう姿勢はこの際、あってしかるべきであると私は思ったから、金額は東京都とは比較になりませんが、これが先例、前例にならないように、この際、こういう例を1つの悪い前例として、今後は慎重に対応していかなければならないというようなことは教育長としては厳重に管下の皆さん方に通達を流すなりすることは、こういう時期であればあるほど、そういうことは大事なことはないかと思うんですが、そこら辺はどうですか。

【池松教育長】 予算の執行については、先ほど申し上げましたとおり、宮内委員からもご指摘がございましたけれども、繰越をなるべくしないで当該年度内に予算を執行してその事業効果を上げるということが大原則でございますので、その大原則にかなったような適正な予算執行に努めてまいりたいと考えております。

【宅島分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】 ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び報告議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第101号議案のうち関係部分及び報告第1号のうち関係部分は、原案のとおり、可決・承認

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は原案のとおり、可決・承認すべきものと決定されました。

【宅島委員長】 次に、委員会による審査を行います。

教育委員会においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、議案外所管事項についての質問を行います。

それでは、教育長より所管事項の説明をお願いいたします。

【池松教育長】 教育委員会関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料の教育委員会の1ページをお開きください。

（夏季休業中の学校閉庁日の設定について）

教職員の健康増進と夏季の省エネルギー対策を目的として、8月中旬の時期において、「学校閉庁日」を設けることといたしました。

「学校閉庁日」には、やむを得ない場合を除き、部活動等についても原則行わないこととしており、市町教育委員会や県立学校へもお願いをしているところです。

この取組により、教職員が心身ともにゆとりを持ち、リフレッシュが図られ、教育活動の充実に繋がっていくものと考えております。

また、取組にあたっては保護者や地域の方々のご理解とご協力が必要であり、今後とも関係機関と連携しながら周知徹底を図り、円滑に導入できるよう努めてまいります。

（全国及び県学力調査について）

本年度の全国学力・学習状況調査につきましては、4月19日に、国語と算数・数学の2教科が

実施され、県内全ての公立小学校6年生・中学校3年生が参加いたしました。

また、本県独自の県学力調査につきましては、同日、小学校5年生と中学校2年生を対象として、国語と算数・数学の2教科を実施し、翌日には中学校3年生を対象とした英語の調査を実施いたしました。

県教育委員会としましては、それぞれの学力調査で得られた本県児童生徒の課題を分析し、その改善策を教職員に対して具体的な提案や研修を行うとともに、学力向上に向けた市町の取組を支援し、今後も学力向上対策を力強く推進してまいります。

2ページをお開きください。

（検定中の教科書閲覧問題について）

昨年度に発覚しました検定中の教科書閲覧にかかる問題につきましては、文部科学省からの情報と本人からの聞き取り等の結果、閲覧し現金を受領した者が28名、閲覧したが現金を受領していない者が22名でありました。いずれにおきましても採択に直接の利害関係を有する者はおらず、閲覧したことが教科書採択に影響を及ぼした事実は認められませんでした。

しかしながら、閲覧して意見を述べ、その対価として現金を受領した行為や、閲覧した教科書の選定に関わる資料作成や意見を述べる立場にある調査員等を務めた行為は、教科書採択の公正性の確保に対する認識不足と言える行為であり、信用失墜行為として服務監督権者による指導措置が行われました。

県教育委員会におきましては、4月4日付けで「教科書採択における公正確保の徹底等について」の通知を発出するとともに、教科書採択に対して如何なる疑念の目も向けられることのないよう、公正性・透明性の一層の徹底を各市町

教育委員会に求めたところであります。今後、文部科学省の動向等を踏まえながら、再発防止に取り組んでまいります。

3ページをご覧ください。

（教職員の体罰について）

県教育委員会では、体罰の根絶を「最重要課題」の一つと位置付け、平成24年度から毎年教職員及び児童生徒・保護者に対して体罰の実態調査を実施しております。

平成27年度の調査結果では、体罰件数が58件、体罰を受けた児童生徒は124人で、平成26年度より件数で6件、児童生徒数で35人増加しました。

県教育委員会といたしましては、このことを重く受け止め、引き続き県・市町教育委員会合同会議や校長会等において体罰根絶に向けた取組を強く要請・指導するとともに、体罰を根絶しなければならないという強い思いで「体罰の根絶に向けたガイドライン」や「運動部活動指導の手引き」等を活用し、各種研修会等のあらゆる機会を捉えて指導の徹底に努めてまいります。なお、今後も引き続き定期的な体罰実態調査を実施する予定です。

（教職員の不祥事について）

本年2月、飲酒後に自家用車を運転し、酒気帯び運転で書類送検された大村市内の県立高等学校教諭1名について、3月25日付けで懲戒免職処分といたしました。

教職員の服務規律の確保と綱紀の保持について全職員が一体となって取り組んでいる中、このような不祥事は学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

4ページをお開きください。

（懲戒免職処分取消等にかかる訴訟の判決確定について）

県教育委員会が、平成24年2月20日付けで、公立中学校教諭に対して行いました「懲戒免職処分」及び「退職手当支給制限処分」に対する処分取消訴訟にかかる判決の確定について、ご報告いたします。

本事案は、平成24年1月21日、時津町内の遊技場において、カメラ機能付き携帯電話機を用いて女性従業員のスカートの中を盗撮し、長崎県迷惑行為等防止条例違反容疑で逮捕され、略式起訴（罰金50万円）されたものであります。

平成27年5月18日、長崎地方裁判所において、懲戒免職処分については、取消しの訴えを却下するとして一方、退職手当支給制限処分を取り消し、退職手当を一部支給すべきとした第一審判決がなされました。

県教育委員会は、これを不服として控訴しましたが、平成27年11月27日に、福岡高等裁判所において原告・被告双方の控訴を棄却する旨の控訴審判決が出され、懲戒免職処分取り消しについては請求棄却とした一方、退職手当支給制限処分については処分を取り消すとの第一審判決と同様の判断が示されました。

退職手当支給制限処分の取消しを命じた判決は、県教育委員会のこれまでの主張と反するものであると同時に、本県で初めての処分取消しを判示された事案であることから、上級裁判所の更なる判断を仰ぐため、平成27年12月10日に上告を行いました。

その後、平成28年4月28日に最高裁判所において、原告・被告双方の上告を棄却することが決定されました。その内容としましては、「上告理由は違憲としているものの、単なる法令違反を主張するものであり、上告ができる事由に

該当しないこと。また、上告受理申立てについても、本件は受理すべきものとは認められない。」とされたところであります。

今後の対応としましては、今回の判決を踏まえ改めて退職手当支給制限処分について検討し、速やかに処分の手続を進めてまいります。

なお、詳細につきましては、この後、担当課からご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

（高校生の進路状況について）

文部科学省が去る5月20日に公表した平成28年3月末現在の公立、私立を合わせた高校生の就職率は、全国では、97.7%と前年を0.2ポイント上回っております。なお、本県は、98.7%と前年と同率となっており、引き続き過去20年間で最も高い就職率を維持しております。本県は各学校の粘り強い進路指導や各種支援事業によって、今年度も昨年度に引き続き全国を上回る高い就職率となっております。

雇用情勢については、全国的に改善してきておりますが、引き続き、キャリアサポートスタッフを県立学校に配置し、県内企業の求人開拓や進路相談への対応など、生徒の就職を支援するとともに、早い時期から職業観の育成や勤労意欲の醸成を図ってまいります。なお、本年度は、県外への就職割合が高い工業高校等にもキャリアサポートスタッフを新たに配置し、生徒や保護者に対して県内企業の魅力と情報の提供を行い、県内企業への就職も支援します。また、各種説明会において就職指導に関する情報を積極的に提供していくとともに、長崎労働局や県産業労働部など関係機関と連携を密にし、高校生の県内就職率が向上するよう努めてまいります。

さらに、今春の公立高等学校における大学等への進学については、卒業者数に対する進学者

数の割合が、62.2%となっています。平成26年度から実施している「高校生学力向上支援事業」等の学力向上対策により、今後とも、教科や進学における指導体制の充実に図り、生徒が希望する進路の実現に努めてまいります。

7ページをご覧ください。

（対馬歴史民俗資料館再整備事業について）

対馬市が計画する「市立対馬博物館（仮称）」の建設に併せて行う対馬歴史民俗資料館の再整備については、設計業者が決定し、今年度末までの基本計画及び実施設計の完成に向けて、現在、対馬市及び設計業者と具体的な協議を進めております。

今後とも市との連携を密にしながら、平成30年度末の事業完成に向けて進めてまいります。

文教厚生委員会関係議案説明資料（追加1）の教育委員会の1ページをお開きください。

（熊本地震に係る就学等支援について）

去る4月14日並びに16日に発生した熊本地震における被災児童生徒への就学等支援につきましては、被災児童生徒から県内の公立学校への転学の申し出があった場合、必要に応じて弾力的な転学手続のもと就学機会の確保等に努めているところです。5月末日までの児童生徒の受入れ状況は、累計で、14市町において小学生74名、中学生13名、県立学校において、高校生3名、特別支援学校の生徒2名となっております。

また、被災地域から本県の県立学校へ転学してきた生徒に対しては、入学手数料や授業料の納入を免除し、教科書や学用品等の購入経費の助成を行うとともに、長崎県育英会においては、今回の震災により被災した高校生や大学生に対し、成績要件や所得要件を問わない奨学金制度を設け、県内の高校・大学等を通じて周知を図っております。

このほか、全国知事会からの要請に応じ、被災した児童生徒の心のケアにあたるため、5月16日から県立学校の養護教諭を派遣しているところであります。

なお、議案説明資料（追加2）でお配りしました平成28年度長崎県高等学校総合体育大会において、4つの県高校新記録及び11の大会新記録と記載しておりましたが、7つの県高校新記録及び14の大会新記録の誤りでしたので、訂正させていただきます。

そのほか、道德教育の推進について、平成29年度長崎県公立学校教員採用選考試験について、特別支援教育の推進について、子どもたちの文化活動の推進について、平成29年度県立高等学校・中学校生徒募集定員等について、平成28年度長崎県高等学校総合体育大会について、競技力の向上について、「長崎県「新」行財政改革プラン」に基づく取組についての内容と所管事項の詳細については、文教厚生委員会関係議案説明資料に記載させていただいております。

なお、教科書発行者である大修館書店の補助教材無償提供事案について、後ほど担当課長から報告をさせていただきます。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【宅島委員長】 ありがとうございました。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」につきまして、説明をお願いいたします。

【田淵総務課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました教育庁関係の資料についてご説明をいたしま

す。

対象期間は、本年2月から4月までであります。

まず、1ページから6ページであります。

これは県が箇所付けし、市町等に対し内示を行った補助金でありまして、直接補助金は学校施設環境改善交付金など計53件になります。また、間接補助金が、指定文化財保存整備事業補助金の2件となっております。

次に、7ページから8ページであります。

これは1,000万円以上の契約案件についての実績でありまして、計10件となっております。そのうち競争入札に付したものの結果につきましては、9ページから13ページに記載のとおりでございます。

次に、14ページから17ページにつきましては、附属機関等会議結果を記載しておりまして、第2回長崎県文化財保護審議会など計3件の会議結果を掲載しております。

以上で説明を終わります。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

次に、教職員課総括課長補佐より、補足説明をお願いいたします。

【吉田教職員課総括課長補佐】先ほど教育長からご説明いたしました懲戒免職処分取消訴訟に係る訴訟の判決確定について、補足して説明いたします。

お配りしております説明資料をご覧ください。表題が「懲戒免職処分・退職手当支給制限処分取消訴訟について」となっている一枚物でございます。

私のほうから、判決の内容について補足して説明いたします。

資料の中ほどの3、判決の項目をご覧ください。

まず、第一審の長崎地裁におきまして、懲戒

免職処分は取り消しの訴えを却下すると同時に処分の無効確認についても請求を棄却すると判断されました。一方、退職手当支給制限処分につきまして、退職手当の全部を不支給とする必要性が高いとまでは言いがたく、退職手当の5割を超えて制限することは、社会観念上著しく妥当を欠くという判断が示されました。

これに対しまして原告、被告双方からそれぞれの敗訴部分について控訴されましたが、福岡高等裁判所において、原告・被告双方の控訴を棄却するという判決が出され、第一審の長崎地裁判決を支持する判決結果となったところです。

ただし、退職手当支給制限処分につきましては、本件非違行為が、勤続の功を全て抹消するほどの重大なものであるとまでは言えず、全額を不支給とした本件処分は、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用したものと認められ違法であるとしたものの、第一審で判示されました5割を超えて制限することは、著しく妥当を欠くという制限割合の部分につきましては取り消されました。

控訴審での退職手当支給制限処分を取り消すという判決結果につきましては、県教委のこれまでの主張と反する結果でありました。

控訴審判決を受けまして、原告、被告はそれぞれ敗訴部分について不服とし上告し、上級裁判所の判断を仰ぎましたが、平成28年4月28日、最高裁判所はこれを棄却し、本件訴訟に係る判決が確定したところです。

今回、退職手当の全額を不支給とした本件処分につきましては、県教委の主張が認められないという結果となりました。県教育委員会としましては、この司法判断を重く受け止め、改めて退職手当支給制限処分について検討し、速やかに処分の手続を進めてまいります。

以上、補足説明を終わります。

【宅島委員長】ありがとうございました。

次に、高校教育課長より補足説明をお願いいたします。

【本田高校教育課長】本日、急に補足説明をさせていただきます。ご了承いただきます。よろしくをお願いいたします。

大修館書店の補助教材無償提供事案について、ご報告をさせていただきます。

先般からの報道等で出ております教科書協会の自主ルールで教科書選択関係者への物品提供が禁止されているにもかかわらず、大修館書店が、同社の英語の教科書を採用した高等学校に問題集を無償提供していたという報道を受け、県教育委員会では、県立高等学校及び高等部を有する特別支援学校に対し緊急の聞き取りを行いました。その結果、大修館書店の教科書について、県立高等学校で報道と類似の事案が1件ありましたので、その概要をご報告いたします。

高等学校の教科書は、各学校が選定し、県教育委員会が採択するものとなっております。今回該当する同社の1年生用英語の教科書も昨年9月に県教育委員会が採択をしております。この学校では、補助教材として、当該教科書に則した学習ノートを平成28年2月初旬に選定・発注し、生徒は、3月下旬に教科書とともに購入をしております。

その後、3月末に、大修館書店から同じ教科書に則した別のドリルを無償提供するという申し出があり、4月当初に郵送されてきたものの、特に必要と思うような教材ではなく、授業で使用する予定もなかったことから、そのまま校内で保管をしていました。その後、今月10日に、大修館書店の営業員から、このドリル回収したい旨の申し出があり、同日中に来校した営業員

に返却をしております。

以上のとおり、本事案については、教科書採択後、年度末に学習ノートを購入したことに伴うドリルの無償提供でございます。教科書選定に影響を与えておりませんが、今後、文部科学省の教科書会社への調査を待ち、その指示に従い適正に対応してまいりたいと考えております。

以上、説明でございます。

【宅島委員長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりました。

ここで一旦休憩をとらせていただきます。2時50分からということをお願いいたします。

-----  
午後 2時40分 休憩

-----  
午後 2時51分 再開  
-----

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。なお、審査対象の陳情番号は、10番、12番、13番、16番でございます。

陳情書につきまして、何か質問はありませんか。

【渡辺委員】13番と16番が国境離島新法における公立学校の教科書の無償供与という同じような内容が2つあります。これについての考え方、それとよその県でこういった取組がされていっていないのかどうなのか、この辺の全国の動きについてお示しいただければと思います。

【野口教育環境整備課長】高校の教育は義務教育ではございませんので、無償化されているという話は全国でも聞いたことはございません。

【渡辺委員】要するに、国境離島新法がどういう中身か、まだよく鮮明にはわかっていないの

ですが、国防の意味も含めて、国境離島には人が住んでおかなければいけないわけですから、こういった要望について、県独自としての取組の方針がないのかどうなのか、見解をお示しいただければと思います。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午後 2時53分 休憩

-----  
午後 2時54分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【野口教育環境整備課長】 国境離島新法への対応についてということでございますけれども、この法の対応については、法の趣旨を踏まえた上で、教育に関係して、どういうことが考えられるかということについては、現在研究をしているというところでございます。

【宅島委員長】 ほかに陳情書につきまして、何かご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」につきまして、ご質問はありますか。

暫時休憩いたします。

-----  
午後 2時55分 休憩

-----  
午後 2時55分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」につきまして、ご質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 質問がないようですので、次に、

議案外所管事務一般についてご質問はございませんか。

【近藤委員】 学力調査について、ここに載っているんですけども、県内の学力調査の結果というのは、いつ頃公表していただけるのですか。

【木村義務教育課長】 学力調査は2つありまして、1つは県独自に行っている学力調査、これは小学校5年生、中学校2年生、そして中学校3年生は英語です。これにつきましては先日公表させていただいたとおりであります。全国調査につきましては、小学校6年生と中学校3年生であります。これは例年でありまして、8月中旬以降に文部科学省から報告が届き、発表するようにしております。

【近藤委員】 そこで質問します。長崎県は離島関係と本土関係と、学校の規模とか、いろんな形で学級の数とかいろいろ違うんですけども、例えば、離島関係、本土関係、そういうところに学力の差がついているのでしょうか。

【木村義務教育課長】 まず、先ほど申し上げました本年度の県学力調査の結果によりまして、離島部の児童生徒の正答率は、本土部より若干上回っております。ただ、例年を比較しますと、学力については、本土部と離島部の差はほとんどないという状況であります。

【近藤委員】 どうもありがとうございます。

結局、少人数で授業をするのが学力が伸びるのか、本土みたいに多いクラスでやるのが学力が伸びるのか、いろいろ授業のやり方はあると思うんですけども、そこら辺で本土と離島では、そんなに差がついていないということですね。どちらかといったら離島のほうが少し成績は上だと理解すればいいわけですね。

【木村義務教育課長】 本年度の県学力調査については離島部のほうが若干上回っておりますが、

ほぼ同じような状況で進んでおります。先ほど、小規模と大規模というような話がありましたが、それぞれの学校の人数に応じた学習指導を進めていくというのが一番効果的であります。ですから、単純に小規模だからいいとか、大規模だから云々ということではありません。それぞれの規模に応じた学習指導を工夫するということを校内研修で、また県のセンター等での研修でも支援をさせていただいています。

【近藤委員】ぜひそれをよろしく願います。例えば、私は40人学級の授業をやったことはあるんですけども、10人以下の学級指導はやったことないんです。例えば、学校をかわって小規模校に行った時に、授業等で困る先生たちもいると思うので、そこら辺の研修はしっかり、よろしく願います。

もう1つ、道徳教育について、「道徳の時間や実践的・体験的な道徳教育の授業公開を位置づけており、その後は、公開した道徳の授業を基にしながら、いじめと道徳の関わり」とあるんです。それで、実践について、家庭や地域等の関係機関との協議の場を設けていると。その協議の場の結果というのはないのでしょうか。

【中小路児童生徒支援室長】今の「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の中でございますが、大きなポイントとしまして、命を大切にする道徳の授業というのを行ってもらっています。その後、その授業をもとにした懇談会を行うということで、内容等、それから地域の方々が考えたこととか、共有しながら、命の教育について考えるという場でございます。

【近藤委員】ここが一番大事なところだと思うんです。道徳教育のあり方というのが今からの教育の方針のほうに向かっていくんじゃないか。命を大切にするという、そこから道徳教育に

入っているみたいですけども、そういう協議をする、そういう話し合いをする、それでこれは特に、保護者がその授業を見た中で、どういうふうに考えたとか、そういう会議みたいになっていきますので、その会議録とかは絶対必要になってくると思うんです。その場で終わらないで、それを何かの形で皆さんに公表できるような資料としてつくっていただければ。私はそういう資料はぜひ欲しいと思いますので、よろしく願います。

【中小路児童生徒支援室長】今後の課題として考えさせていただきたいと思います。

【近藤委員】よろしく願います。

【堀江委員】先ほどの高校教育課の補助教材無償提供の事案について、1つ尋ねたいと思います。

類似事案ということで、何が類似かということでは、私の認識としては、代金を払わないものを無償に提供されて、それを受け取ったといえますか、結果としては、教科書選定の時期云々ではなかったということと、その後、返してくださいということで返したということではあるのですが、その後、概要がプリントされて配られておりますが、3月の下旬に学習ノートを生徒に購入させた後に、3月の末に「ドリルの無償提供の申し出があり」とありますよね。この申し出があった時に、これは了解しているのですか。

【本田高校教育課長】結果的には、了解をしているということになります。

【堀江委員】要は、問われているのは、本来であれば、教材は購入したら代金を払うと。それなのに、無償提供があって、どういう対応をしたかというのはいろいろあるんでしょうけれども、結果として、代金を払わずに受け取って

ると。ここの感覚が問われているのかというふうに私としては思うんです。私は、それが言わんとする報道と類似の事案という認識を持っているんですけれども、ここら辺の部分というのは、結果としてそうってしまったというふうな認識もあるかと思いますが、代金を払わずに無償で受け取ると、この感覚が問われているということでの今後の対応。もちろん、該当する県立高校では、文部科学省の教科書会社への調査等々を踏まえた上での対応があるかと思うんですが、このことを教訓として、いわゆる県内の事務扱いの中での今後の対応ということについては、どのように考えているのかということもこの機会にお示しください。

【本田高校教育課長】毎年度、教科書の採択をいたします時に、教科書担当者の説明会を行っております。実は、その中で、こういう提供物については受け取ってはならないというようなことを言っているわけでございますが、それが教科書についてということに捉えてしまったのかなということがございます。今後の通知であるとか、説明会等において、補助教材についても同じことということをきちんとお伝えしていくということを考えているところでございます。

【堀江委員】いずれにしても、県民から疑念を持たれるような行動なり、対応をしてはいけなと思っていますので、これまでは教科書の範囲しか考えておりませんでしたと、ドリル、教材については考えていなかったということは、やっぱり県民から見ると通らないという思いがありますので、今後の対応をお願いしたいと思います。

引き続き、地元新聞に、長崎鶴洋高生が投票ができないという記事が載りました。報道によれば、学校の教頭先生が、今後のことも考えれ

ば、生徒が投票できる制度にしてほしいということなのですが、このことについての教育委員会としての見解といたしますか、今後の対応、この点についてはどうですか。

【本田高校教育課長】この鶴洋高校の事案につきましては、前年度、平成27年度の11月に、校長が市の選挙管理委員会に、洋上研修がある、こういう場合も想定されるということでご相談をしております。その時に、今、報道等に掲載しております船員手帳がない実習生については投票ができない旨を聞いております。この時点で我々に相談はなかったわけですが、現在考えておりますのは、制度のことでございますので、県の選挙管理委員会と連携しながら、その制度について訴えてまいりたい。考えてみますと、例えば、長崎大学の水産学部の生徒さんがこういう場面があったのかなということも我々も想起しております。できれば早急に投票ができるようなことを国のほうが考えていただけるようなことを何か訴える場があればと考えているところでございます。

【堀江委員】昨年の11月に、当該高校としては、こういう場合も投票ができないということもあり得ますよということがわかって、市の選管に相談をしていると。これは県立高校ですよ。長崎県の教育委員会がこのことを把握したのはいつですか。

【本田高校教育課長】実は、この報道にあった時でございます。大変申しわけございません。

【堀江委員】昨年の11月にわかっているのに、今はもう6月ですよ。この間、わからなかったのですか。特に、県教育委員会は18歳選挙権を、主権者教育をどうやってやるかと11月議会でも問題になった、2月議会でも問題になっているのに、どうしてこれを把握できなかったの

ですか。

【本田高校教育課長】大変申しわけありません。学校が市の選管にご相談をしたと、そのことを私どもがこの時点で把握をできなかった、洋上研修があることと、選挙期間との関係について私たちの想定が非常に甘かったということで、これは十分反省をしているところでございます。

1つには、国内で寄港できる場所があって、その期間、国内であれば投票ができたということもあるのですが、3県合同の共同による実習船ということで、その変更がなかなか難しかったということもございます。学校のほうがそれは努力したようでございますが、私どもも、もう少し計画的なことを考えていなければいけなかったということは十分に反省をしているところでございます。

【堀江委員】高校教育課長としては十分反省しているという答弁なのですが、県教育委員会が18歳選挙権、主権者教育をどうするかというふうに一方では言っておきながら、結果として、この6月までわからなかった。もちろん選挙がいつになるかという問題、確定する問題とかいろいろあったかと思うんですが、当該高校では、そういうことも予想されると言いながら、それも伝わっていないということでの県教育委員会の18歳選挙権、主権者教育をということと、これはつながらない問題ではないかと私は捉えたのですが、その点はどう捉えたらいいですか。

【本田高校教育課長】私どもの取組の中で、先ほど申し上げましたとおり、どうしてもこれが想定できなかったということもございます。本来、各学校の学校行事等を踏まえて、いろんなタイプの学校がございますので、それをきちんと確認しておかなければならなかったと思います。今後、選挙等ある場合について、きちんと

学校等と協議しながら、こういうことが起こらないようにしていきたいと考えております。

【堀江委員】最後にしますが、そうしますと、18歳選挙権を行使できる環境をつくるということは大事だと思うし、その環境をつくるために努力をすべきだというのは同じ見解だと思うんですが、この問題、要するに、船員手帳を持っていない実習生の場合の対応を、あらゆる機会に国に要望するべきだと思うんですが、具体的には今後の対応、総務省を含めて国への対応としては、どのように考えているのか教えてください。

【本田高校教育課長】現在、県の選挙管理委員会等との協議を進めております。できるだけ早く何か要望できればと考えているところでございます。

【堀江委員】これは県立学校に期日前投票所をどうしてつukらないのかと、1回目の投票をするかしないかによって今後の投票行動に大きく影響するという総務委員会での指摘も別の委員からありました。そういう意味では、これは私は政治の責任だと思っているんですが、長崎県内でも、船員手帳がないために、もう原因がわかっている、これを整理すればいいということでは、不十分な対応だったと思っておりますので、ぜひこうした初めて投票するという機会をなくすことがないように対応していただきたいということをあわせて申し上げたいと思います。

夜間中学について、長崎県での実態調査をする考えはないかということで質問したいと思います。

文教厚生委員会委員会では、平成27年の11月に、「夜間中学の整備と拡充を求める意見書」を賛成多数で可決しております。その時に、当時の義務教育課長が、平成22年度の国勢調査

によれば、未就学の数が県内で1,868人、これは戦後の混乱期等の理由で学びの機会の保障が得られなかったということで数字が出されましたが、これが最近の数字になりますか。その後はまだ出ていないという理解でいいですか。

【木村義務教育課長】 ご指摘のとおり、平成22年度国勢調査での1,868名が最新の数字であります。

【堀江委員】 それで、その後の私に寄せられた情報の中で、国が各県に対して、夜間中学について調査委託をするということ、各県、年間50万円その調査費が計上されていると。九州では福岡と熊本が手を挙げていると。この調査研究を行う中学校夜間学級の設置促進事業という国の予算を使って長崎県も調査をしてはどうかというふうなご意見もいただいたのですが、国からの予算としてはそうなのかということと、長崎県教育委員会としては、そうした考え、現時点、どのようにお持ちかお答えください。

【木村義務教育課長】 まず、国のほうでそのような事業が推進されているということは承知しております。

その上でありますが、昨年度、本県において、中卒認定試験受験者が全くいない状況でありました。本県の実情といたしましては、現時点については緊急な、例えば、そういう事業を率先してというような状況にあるというような判断に立っていないところなのですが、委員からも、本年度の認定試験の受験者数とか、今ご指摘あった国の動き、そして九州各県でも2県がという話がありましたので、このあたりの動向や本県の状況を考えながら、今後検討していきたいと思っております。

【堀江委員】 平成27年11月議会も、3年間は中卒認定試験はいませんでしたよと。では、5年

間さかのぼったらどうなのかと言ったら、平成24年に2人、平成23年に1人という実情がございましたという答弁がありましたね。短く3年間に区切ると、確かにないかもしれないけれども、やっぱり2人、1人あると。そして、一番新しい数字も1,800名余りの方が何らかの理由で県内にも未就学という形での実態があるということでは、私としては、県議会でのその整備拡充を求める意見書にものとした上で、長崎県教育委員会としても、そうした対応をするべきではないかと思っております。今の義務教育課長の答弁は、その緊急性、必要性については今現在、強く認識しておりませんということでしたが、全国に今、8都府県に31校しかないということなんですけれども、そういう学級があれば学びたいという方はやはりあると思いますので、長崎県議会で賛成多数で採択をされた「夜間中学の整備と拡充を求める意見書」にのっとなって、そうした対応も検討していただきたいということをおきに要望しておきたいと思っております。

【山本(啓)委員】 奨学金制度について質問をさせていただきます。

まず、人材を育てるという観点からいけば、国がしっかりとその育てる環境に支援をしていく、そういうことが重要であるということももうわかっているわけですけれども、その中において、教育への投資というものが非常に重要であると思っております。その方法としては、学費を安くしたり、もう一つは奨学金制度というものをしっかりと充実させていくというようなことであると認識しています。

現在、政府・与党は「ニッポン一億総活躍プラン」の中において、給付型奨学金についての導入、そういったものについて、しっかりと明記をしていくというふうなこと、創設に向けて

取り組んでいくということを明確に判断されました。

前議会においては、我々も、その内容についてはしっかりと学びながらも、まだその明確な姿勢というものが確認されておりませんでしたので、今回、後に我が会派から意見書の提出をさせていただきますので、委員長のほうで取り計らいをお願いしたいと思うんですが、少しだけその中身について、認識をお伺いしたいと思います。

まず、国公立大学の学費、そういったものの変遷、限度、動きについて、認識を伺いたいと思います。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午後 3時18分 休憩

-----  
午後 3時18分 再開  
-----

【宅島委員長】 再開いたします。

【野口教育環境整備課長】手元に詳しい資料はないのですが、国公立大学の授業料ということで、大変大ざっぱな数字ではあるのですが、昭和50年には年間3万6,000円であったものが、ずっと歴史の中で上がってきておりまして、今現在では、年間53万5,800円ということになっております。

【山本(啓)委員】これは明らかに物価上昇の流れとは全く比例できないくらい非常に急激な上昇を見せているということは理解できるものと思います。

そういう中で、奨学金制度ですけれども、社会に支えられながら学びの場で学び、そしてしっかり得るものを得た上で卒業し、卒業後にしっかりと返していくと、そういうふうな取組がこれまでもあったんだと思います。その中で厳しいのは、今現在の経済状況と、また就職、

そして低所得という環境からいえば、返還をしていくというものが非常に厳しい状況があるんだと思いますけれども、返還していく上で、返還スケジュールというものをしっかりと考えていくということも工夫の1つであろうかと思うんですが、この返還率、一般的な統計で出ているものがあればお知らせいただきたいと思うんです。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午後 3時20分 休憩

-----  
午後 3時20分 再開  
-----

【宅島委員長】 再開いたします。

【野口教育環境整備課長】大学奨学金でありますと、日本学生支援機構の数字でございますが、平成24年度、全体で82.1%、平成25年度が82.8%、平成26年度が84.8%ということになっておりました。

【山本(啓)委員】これは非常に高いということで認識をしたいと思います。

そういった中において、日本と諸外国の比較等々もよく取り沙汰されるわけですがけれども、例えば、授業料が無償化されている、または全額給付型とかがあるというようなやりとりをしていますけれども、国立国会図書館のレファレンスのほうでいただいている資料を見ると、OECD各国の大学の取組について書かれています。その中には、年間授業料が無料であったり、そうであっても給付制の修学奨学金があるとか、片方があるけれども奨学金はないとか、幾つかあるんですけれども、1つ1つを見ていけば、明確に全員が対象になっているわけではなくて、それぞれ要件があると。学力であったり、地域性でやっているというふうなものがあるので、一くりに諸外国が同じ取組をしているという

ふうな評価はできないんだと私は思っています。

他方で、我が国においては、給付型というのは今はまだないわけですが、例えば、無利子の貸与型というのは整備されている。そういったものはほかの国々よりもちょっと秀でるところはあるんじゃないかというふうな認識があるんですけども、その点についての何か情報があればお願いします。

【野口教育環境整備課長】日本学生支援機構においては、無利子の奨学金を充実させているというような傾向がございます。昨年度に比べて、今年度は無利子の枠を1万4,000人増やすということで、48万人にもって行くというようなところは出てきておりまして、今後も、無利子化については加速をさせていきたいというようなことを検討されていると聞き及んでおります。

【山本(啓)委員】意見書の中身については、後ほど提出した意見書で詳しく説明をしながら申し上げていきたいと思いますが、ぜひとも国に対して、国は、やると旗を上げたわけでございますので、本県としても、その中身についてしっかりと求めていくという姿勢を打ち出していきたいということを申し上げて、質問を終わります。

【渡辺委員】「夏季休業中の学校閉庁日の設定について」と、これは初めてのようなんですが、具体的に何日間を予定しているのか、日にちを指定するのかどうなのか、それと全国的には、こういった取組はどうなのか、その3点をお示しくください。

【吉田教職員課総括課長補佐】学校閉庁日の設定についてですが、期間につきましては8月11日から16日の間までで設定いただくよう県立学校、小中学校にご依頼しているところでござ

います。

全国での実施状況でございますが、市単位では3市程度あったと存じておりますけれども、県レベルでは、長崎県が初めての実施となっております。

【渡辺委員】8月11日から16日、要するに、お盆ですね。この時の何日間を指定するのですか。11日、12日、13日、14日、15日、16日、この6日間全部を学校は閉庁日とするんですか。

【吉田教職員課総括課長補佐】時期につきましては、11日が今年度から「山の日」として指定されております。11日を基準といたしまして、お盆を挟む16日までの間に3日間程度の閉庁日を設けていただいて、土日も含めたところで6日間程度でご検討いただくような形で依頼をしているところでございます。

【渡辺委員】そうしますと、これは小学校、中学校、高校含めて、全体統一じゃなくて、学校によってばらつきがあるということなんですか。

【吉田教職員課総括課長補佐】基本は、県として一斉に統一した形で取り組みたいということがございますので、11日から16日までの間ということで示させていただいておりますけれども、それぞれ学校のご都合等もございまして、そこは強制という形はとっておりませんで、協力ということでご依頼しているところでございます。

【渡辺委員】部活動についても原則行わないということになっているのですが、全国大会とか、重なるところもあるじゃないですか。そういうものはどうするのですか。

【吉田教職員課総括課長補佐】今、委員がおっしゃいましたとおり、当然、全国大会等の部活での出場とかも決まっている学校等もございまして、そこに対しましては、そういうものを

強制という形をとっておりませんで、学校の都合に合わせた形での運用を依頼しております。

【渡辺委員】わかりました。

そうしたら、悪い想定なんですけど、夏休みですから、この学校の閉庁日に事件とかが起きる可能性だってないとは言えませんよね。その時の対応はどう考えていますか。

【吉田教職員課総括課長補佐】学校閉庁日ということで今、最大で6日間お願いしているところでございますが、当然、通常の冬休み、夏休み、週休日等もでございます。その分での連絡網というのは各学校で体制をとられていると思いますので、その分を運用していただくということで考えております。

【渡辺委員】わかりました。

初めてのケースなので、父兄の皆さんにも十分周知をしていただいて理解を求めて、リフレッシュに備えていただきたいと思います。

あと、道徳教育の推進についてで、私もこの委員会には久しぶりに来たものですから。ココロねっこ運動というのがありました。これとこの道徳教育の推進とは何か連動されていないのですか。ココロねっこ運動というのは、親がしっかりしなければいけないよという運動ですけども、その連動というのはないのですか。

【中小路児童生徒支援室長】特に表立ってココロねっこの連動というのはございませんで、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」は、学校が地域と保護者の力をかりて、例えば、今おっしゃっている命の教育をやっていこうというような趣旨でございます。

【渡辺委員】そうしたら、ココロねっこ運動というのは年間活動が定着化しているものですから、それはそれとして、子どもたちの道徳教育について、今回こういった取組をしますよとい

うことで理解しておいていいですね。わかりました。

【中小路児童生徒支援室長】そのとおりでございます。

【渡辺委員】佐世保の事件もあったのですが、私は、学校のスマートフォンの取扱いの基準というんですか、持ち込み禁止だとか、あるいは使用に当たっての基準とか、そういうものは今、教育委員会としては設定していないのですか。

【宅島委員長】暫時休憩いたします。

-----  
午後 3時29分 休憩

-----  
午後 3時30分 再開  
-----

【宅島委員長】再開いたします。

【渡川教育次長】スマートフォン、携帯電話の校内への持ち込みにつきましては、平成14年3月に県立学校宛て通知を出しまして、同様の通知を市町教委宛ても発出しまして、持ち込みは原則禁止としております。ただ、実態としては、例えば、定時制などで仕事の関係でどうしても必要だという場合は一部認めている例はございますけれども、原則としては、持ち込み禁止ということでやっております。

今現在、家でスマートフォンを使う時間が非常に長く、学習等への影響が懸念されているわけですけども、そこは各学校ごと、あるいはPTAと連携しながら、例えば、9時以降は友達同士でやりとりをしないとか、学校が独自に設定をして、生徒の生活がしっかりとなるようにしているところでございます。

【渡辺委員】平成14年の3月で、その後、もう10年以上たっていますよね。今、LINEとか、そういういろんな携帯電話によつての事件というのが出てきているでしょう。そこはシビアに現状を見て、もう少し規制というんですか、そ

こら辺の取組はどうなんですか。

【木村義務教育課長】 まず、子どもたちがスマートフォンや携帯電話を適切に利用するためということで、県では大きく2つの立場から取組をしています。1つは、こども政策局がネットパトロールと申しまして、例えば、インターネットの掲示板等に不法な落書きとか、誹謗中傷、そういう書き込みをしていないかというのを確認して、もし見つければ、各学校に指導を入れる、もう1つは、指導員を派遣しております、これは各学校とかPTA等の研修を支援するものであります。

一方、県の教育委員会でも次のようなことをしております。例えば、携帯電話等の取扱いを対象とした道徳の教材を作成しまして、その教材をもとに各学校で指導する、また各学校の研修に対して、同様に指導主事等指導ができる者を派遣するとか、かなりの学校で、生徒だけではなくて保護者に対しての啓発等の活動が今進められていると思います。

【渡辺委員】 確認したいのは、高校も含めて原則スマートフォンの持ち込みは禁止というのは今もずっと続いているわけですね。現実には持ってきているか、持ってきていないか、チェックしたことはありますか。

【木村義務教育課長】 持ち込み禁止の状況については、学校を毎年調査しています。今お答えさせていただいたように、全ての学校で携帯電話等の持ち込みは禁止をしております。それを各学校でどのように確認しているかは、私どもでは把握しておりませんが、例えば、そういうことがわかった時には厳正に対処する等指導を入れているということは把握しています。

【渡辺委員】 そうしたら、学校に持ち込んでいるかどうかというチェックはしていないという

ことなんですね。

私が老婆心ながら思うのは、何でも検索できるものだから、余りにも便利になり過ぎて、辞書を引っ張って調べるとか、そういうものがなくなってくるんじゃないかなと心配しているものですから。便利になるのもいいのかもしれませんが、原点に戻れば、もう少しそこは規制すべきじゃないかと思うんですが、この辺は見解があれば。

【池松教育長】 まず、スマートフォンにつきましては、先ほど答弁申し上げたとおり、例えば、メディア安全指導員等が学校を回ってもらって、子どもたちにメディア、スマートフォンの危険な部分、インターネットを通じているんな出会い系サイトに知らないうちに入っていく状況に対する具体的な指導をしてもらっておりますし、PTAによっては、PTAの申し合わせの中で、先ほど申し上げた9時以降は使わないようにしようというような申し合わせをされているところがあると認識をしております。

先ほど申し上げたとおり、基本的には学校にスマートフォンを持ち込まないということでありますので、最初に子どもにスマートフォンを持たせるというのは、親が買い与えるわけですから、保護者として買い与える時に、例えばフィルタリングをするとか、こういう使い方をしなければいけないというのは、買い与えた家庭のほうで一義的には指導をしていただくべき話じゃないかと私は考えております。

そういった意味で、先ほどの関連でご答弁させていただくのは、ココロねっこ運動と道徳教育の関連、直接的に事業としてはないのですが、この教育長説明にも書いておりますとおり、例えば、保護者の方に来ていただいて、道徳教育はどんなことをやっているか、その後、学校と

地域と保護者でまたそういうことを話し合うということは、まさに大人として、子どもたちにどう接していくべきかという根本の部分では、ココロねっことつながる部分があるのだらうと思っております。

いずれにいたしましても、物理的に学校で対応できる分については、当然子どもたちを守るために学校でも精いっぱいやらせていただきますが、スマートフォンの問題でいえば、やはり一義的には家庭の責任というのも大きいのではないかと思います。そういうことも含めて、PTA等と連携を持ちながら、子どもたちが安全なインターネット等の活用の力をつけていくように指導をしていきたいと考えているところで

【渡辺委員】今、教育長から見解をいただきまして、保護者と学校とよく連携とっていただいて、子どもたちが犯罪に巻き込まれないような体制をとるように全校に呼びかけていただきますように要望して、終わりたいと思います。

【橋村委員】「夏季休業中の学校閉庁日の設定について」ということですが、私にとっては、今までこういう話は1回も聞いたことないんです。唐突にここにあって、何でこういうことを実施しようと言われたか、その背景がよくわからない。ただ、ここには「リフレッシュ」と。労働者扱いすれば、そういうふうな休みをとってもらおうというようなことであろうけれども、教育的な観点から、教育者にとって、何ゆえに夏休みをとってもらおうのか。休みというのは、有給休暇、特別休暇を与えるのかどうか、持ち分のものを、そこで集中的に消化してもらおうのか、教育的な見地からすれば、これはどういう効果をもたらすのか、あるいはどういう狙いを持ってあなたたちはこういうことをよ

そに先駆けてやろうとしているのか、そこら辺のところの説明が足りなかったし、こういう結論を得たというプロセス、考え方、そこら辺のところを丁寧に説明していただきたいと思いません。

【吉田教職員課総括課長補佐】目的としましては、教職員の健康増進を図るということ、夏季の省エネルギーの対策、あと部活動等についても原則行わないということによって、児童生徒のリフレッシュを図るということと、あと家庭でのふれ合いや地域活動への参加などに活用することを目的としております。

教育への影響なんですけれども、もともと学校閉庁日につきましては、夏季の休業中ですので、当然、児童生徒さんにつきましては学校は休みの日となっております。この期間を利用いたしまして、教職員につきましても、休んで心身リフレッシュしていただくということでございますが、休みにつきましては、教職員につきましては地方公務員法が適用されますので、年次休暇なり、夏季休暇をとっていただくような形での対応になってまいります。

【橋村委員】私は土曜授業を再開しろとずっと言ってきたんです。その場合の休暇を前4週、後ろ8週、それで消化をするというようなことで、夏休みとか、冬休み、春休みでそういうものを消化できるのではないかという思いもあつたわけです。あるいは特に語学力というのが教育者に求められてくる。無論、小学校教諭についても、5年生じゃなくて3年生ぐらいまで教科として、単純な教科外学習ということではなくて、平成30年頃からは位置付けもそうようになってくるというようなことになると、むしろ、外国旅行でも集中的に1週間なり、あるいは短期の留学を1カ月なりやるというような、夏休み

というのも、それぞれの先生たちの計画に基づいてやっていけばいいじゃないかと。

ただ今回、唐突にそういう話が、私も文教厚生委員会に十何年ぶりに所属したわけですが、そういう考え方を、今までは全くなくて、ここに提示されたということだもので、そういうことを取り入れるとするならば、もう少し我々にも意見を聴取したり、考える時間、あるいは提言する時間、余裕というのがあってしかるべきと思う。あるいは学校の教職員の人たちにも、そういうアナウンスはされておったのかどうか、そのところもお尋ねをしておきたいと思います。

【池松教育長】事前に委員の皆様方にご報告しなかったことについてはおわびを申し上げたいと思いますが、実は、先ほど申し上げたとおり、初めての試みでありますので、県立学校だけではなくて、市町立の小中学校でも実施をしていただきたいということもございまして、職員団体との意見交換や、市町教育長のご理解を得ることに時間を要してしまいました。このような対応になってしまいました。ご理解をいただきたいと思います。

目的につきましては、委員がおっしゃるとおり、夏休みの期間中でありますから、例えば、ここで年休をまとめとりして先生自身がリフレッシュをしたり、また通常勉強できないようなこと、いろんな体験をしたり、勉強したりする時間を設けるいい機会だということはわかった上での対応なんです。実際、先生方もご熱心で、日常でもいろんな時間外の対応、それは自分自身が一生懸命やっておられる分もあるのですが、やはり先生自身が健康でないと子どもたちへも適切な教育ができないだろうということで、ワーク・ライフ・バランスの啓発の意味

もあって、先ほど言ったように、部活や、いろんな行事が入っている現実があるものですから、県教委として声かけをして、一斉に学校を閉庁にするというシステムをまず動かしてみようということで、今年度から取っかかりをしようと考えました。1年目ですので、既に大会が入っていたり、試験が入っていたりする分はあるかもしれませんが、現在のところ、各市町の教育長にもご理解をいただいておりますし、一定、職員団体からも理解をいただいているところでありますので、我々としては、先生方がリフレッシュされることによって、休み明けに子どもたちに接する時のいろんな蓄積もできているだろうというような効果も副次的に出てくるのではないかと考えているところです。

昨今、文部科学省も、部活を休みにしなければいけないんじゃないかというような検討を始めるようなことでもございますので、やはり張り詰めのきいた勤務を行うためにも、この試みをまずやってみて、先生方それから学校現場、保護者、地域の方々の意見を聞きながら、今後改善すべき点は改善していきたいというようなことでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

【橋村委員】別段、私は反対するつもりはないんです。ただしかし、プロセス、あるいは市教委に接触して、こういう思いがあるというような問いかけをされておったということであるならば、いつ頃からそういう発想をされて、あるいはそういう事前協議をされて、だから私にとっては唐突だと思っているんですよ。文教厚生委員会に3月から所属しながら、今日、急遽ということだから、いつ頃からそういう作業というか、準備期間をとってこられたのか、ということも含めて、市教委あたりには事前に投

げかけておりましたと言われるならばなおさらのことだと思えます。その経過を説明してほしいと思えます。

【池松教育長】まず、県教委で発案をして協議を始めたのが昨年12月ぐらいであります。その後、いろんな問題点がないか内部で検討して、市教委それから各県立学校の意見を聞き始めたのが年明け、2月、3月というような状況でございます。そこで成案が出たものですから、橋村委員からは、唐突だったということで、事前にご報告ができなかったのですが、今回、委員会の中で正式に発表させていただいたという経緯でございます。

【橋村委員】それはそれでいいんですけども、夏休みを、子どもじゃないんだから、強制的に盆休みの前後ぐらいが一番好都合だろうと。そして、冷房費も要らんからと、光熱水費のこうだと。だから、考える時に、目的と意図、何かついでにリフレッシュは後付けみたいな感じで、教育上、もっと研究をしてもらいたい、あるいは語学の集中講義も受けてもらいたいと、そういうために皆さんたち、活用してくださいという教育的な視点から、私は、土曜授業が廃止された経緯も、日本人は働き過ぎじゃないかと、そういう経済活動のしわ寄せを、何も発言のできない子どもたちから教育を受ける権利を剥奪してしまっているという思いがあるんですよ。そして、3年間。あなたたちが、私が発言してから、まだ検討、検討、検討と。中学生はもう3カ年で卒業してしまうんですよ。小学生だってそうなんです。だから、一刻も早く教育を受ける権利というものを保障すべきだと。そうでなければ、所得格差、家庭の格差によって、片一方は塾にどんどん行く、片一方は遊びあるいは学童で過ごしているということになるので、

本来ならば、もっと積極的に、子どもたちは財産なのだから、そして納税者にもなる、社会貢献もするのだから、そういう人格を尊重しながら政策を展開していくべきだと思う。だから、リフレッシュだ、あるいは光熱水費が節約できるからと、そういうことを理由としては、それは副次的にはそういうことがあるうけれども、もっと集中的に教育者として、まとめどりが望ましいのが夏休みであるならば、そういうことでまた研修の機会を設けるとか、あるいはリフレッシュだって、海外旅行だって、そういう視点を失ってはいけないという思いがあるんです。だから、そういうことであるならば、もっともっと議論を深めてでも結構であつたらうと思う。だから、文教厚生委員会に所属した人は知っている人もおられたかもしれんけれども、私にとっては唐突だと、こういうことを提案する、あるいは市町にもお願いをするということであればという思いがあります。

したがって、原点は、教育を基本として政策は展開していくべきだという基本的な原点に立ち返って計画あるいは実行に移していただきたいということをあえてこの機会に提言しておきたいと思えます。

【宮内委員】今の同僚議員の質問ですけども、これはそこまで教育長がお考えになるということであれば、他府県のそういう動き等はこれまでどうだったのか、あるいはこれからどういう方向に他府県は向かおうとしているのか、そこら辺も十分参考にされたのであろうというように推察はいたしますけれども、実態はどうか。また、拡大解釈をするならば、先進国を含めた他国の教育機関等々においては、恐らく、十分参考にされたであろうというように類察はいたしますけれども、そこら辺も十分検討され

た上でのご決定なのかどうかについても、この際、ご説明をしていただきたいと思います。

事のついでですからそこまでにしたいと思えますけれども、もう1つお聞きしたいのは、スマートフォンの渡辺委員のことですけれども、これはご見解は理解できますけれども、これはたしか私の聞き間違いでなければ、公立の学校は対象になっているというようなご説明であったのではないかと思うんですけれども、私立の学校等々についての対応というのは何か参考にされるとか、意見を聴取するとか、どういう傾向にあるとか、そこら辺についてもご検討はされておられるわけでしょうか。公立がやる場合は、私立に対してもどのような対応をするかということについての心構えというか、方針の指導、そういうものは当然あってしかるべきだと私は理解するわけですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午後 3時52分 休憩

-----  
午後 3時52分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【池松教育長】 他県の状況につきましては、県一斉に閉庁日を設けているところはございません。市町レベルでは、横浜市、埼玉県のと光市、宮崎県の延岡市が市単位で類似の対応をしているようでございます。外国の休みの状況は、把握しておりません。

何をもちてそういう他県、他国を参考にされたかという質問だったんですけれども、1つは、先ほど言ったワーク・ライフ・バランスというか、先生方が非常に過密な勤務をされているという状況は全国一緒でございまして、例えば、子どもたちに接する時間以外のいろんな校務を

なるべく少なくしようということで、その校務のための支援システムとか、校内研修を充実して、時間をかけずに研修の実を上げようとか、そういった意味では、先生方の過密な勤務状況をどうにか工夫をして減らすことによって、先生方が本来の教育活動に専念できるよういろんな取組をやっております。本県におきましても、先ほど申し上げた校務支援というようなことで、事務的な扱いは、なるべくパソコンを使って簡単にできるようなことをやろうというような取組をやっているところです。

その一環として、我々としては、先ほど申し上げたとおり、とりあえずは大人の先生方ではありますけれども、一斉に休むぞという号令をかけないと休めないというような風潮もございしますので、そういった意味では、ワーク・ライフ・バランスということの啓発という意味で、休むことによって、先生方が自分の家庭を大事にして自分の子どもと接するとか、先ほど橋村委員からもありましたけれども、その時間を利用して自分の勉強をするとかというようなことにつながっていけばいいのではないかとということで、他県の取組としては、先ほど申し上げた、直接的な休みではなくて、先生方の過密な時間をどう軽減していくかというようなところは参考にしてみたいところでございます。

【宮内委員】 もう1つ、スマートフォン。

【池松教育長】 持ち込み禁止にしているかどうか、私も私立がどんな対応をしているかわかりませんが、これはこども政策局が民間の方をお願いしている制度なのですが、子どもたちに対するメディアの危険性とか、正しい使い方というのを指導するメディア安全指導員の方々は私立にも回っていただいているんだろうと思います。また、PTAでもいろいろ私立で

も動きがあるんじゃないかと思っておりますが、正確には私立を把握しておりませんが、学校でも同じような悩みを持っているんじゃないかと考えております。

【宮内委員】今、公私立の格差の是正というのは、何も制度そのもの、あるいは学費等々だけじゃなくて、今の問題等々も、いわゆるココロねっこの問題という点では、文字どおり共通の課題であると私は思うんです。ですから、公立だけでそれを規制して、私立は全く列外であるというようなことは、私は、余りいい傾向の方向には向かないんじゃないか、かえってそういうことで違和感というか、異常感というか、そういうものが感情的に生じやすい面も出てくる可能性があるのではないかという懸念を持つ者の1人でありますので、ここら辺も公私立それぞれに当たってみられて、方向性としては、それなりの理解を得られるような方向で進められたほうが、私は、問題が非常に血の気の多い血気盛んな青少年の場合等々については、特に、そういう点では懸念をしなければならない。佐世保の事件のようなことなどなどを考えます時に、心配をされる面もありますから、やはりそこら辺は十分に慎重に対応されたほうがよくはないかと思うんですけれども、これは老婆心ながら申し上げるわけでありまして、教育長以下皆さん方の判断にお任せする以外にないわけですが、それについてどういうふうにお考えになるか、一応お伺いしておきたいと思っております。

【池松教育長】長崎県の子どもたちを健全に育成していくという目的は、学校で私立であろうと公立であろう同じでありますので、連携をとるべきところは連携をとって、子どもたちのためにいろいろ取り組んでいきたいと考えており

ます。

【松島委員】県立高等学校改革の推進について、お伺いします。「長崎県立高等学校教育改革第7次実施計画」で、主なものが長崎東高の「国際科」の設置だったと思いますが、長崎東高以外にも3校、上対馬高校の中高一貫教育とか、波佐見高校の美術・工芸科の設置、松浦高校の商業科の設置とかあったかと思っております。それぞれどのように総括されるのか。今回の議案説明資料の中にも、県立高等学校改革の推進については文言もあり、第8次に向けて進めていくと。その時の結びが「今後も、教育水準の維持・向上を図るとともに、少子化による生徒数の減少に対応した活力ある高等学校づくりに引き続き取り組んでまいります。」と。やはり一定第7次実施計画を実施して、少子化による生徒数の減少に対応していくというのが主なんだろうと思っておりますが、この実施計画をやられて、総括をどうされますか。その成果というか、どう見えますか。

【草野県立学校改革推進室長】第7次実施計画でございますけれども、4つの項目がございます。長崎東高校への国際科の学科の設置、それと上対馬高校への連携型中高一貫教育の導入、波佐見高校への美術・工芸科の設置、松浦高校への商業科の設置をしております。

まず、総括についてのお尋ねでございますけれども、長崎東高校は、スーパーグローバルハイスクールの指定を受けまして、非常に先進的な取組をしております。具体的に申し上げますと、国際科ということで、これは専門学科になりますけれども、グローバルスタディという設定教科を設けまして、コミュニケーション能力の育成とか、大学と連携をいたしまして課題解決学習等の発展的な学習を取り入れて成果を上

げてきております。そのほかに、グループディスカッション等、そういった自主的に行うアクティブラーニングを取り入れた授業のほか、プレゼンテーションやポスターセッションなどを行いまして、コミュニケーション能力、発信力の育成を目指して取り組んでおります。

波佐見高校の美術・工芸科でございますけれども、昨年度、県展におきましても入賞などの成績をおさめておりまして、中国総領事賞などをとったり、25名が入選をしている状況でございます。このほか高校美術展におきましても、優秀賞が7名、優良賞が7名、入選11名という結果を出してきております。

松浦高校の商業科におきましては、地域と連携した取組を進めており、松浦市の援助もありまして、市内からの入学率が向上しております。

今後の少子化による対策についてですけれども、特に、離島地区の生徒の減少が顕著でございます。離島の高校のあり方について、昨年、意見交換会をしまして、今後、離島の高校の魅力化をどのように進めていくのかということで、1学年2学級以下の高校ですけれども、各地区に今、地元の企画振興部の皆さん方、同窓会やPTAの皆さん方と魅力化の推進協議会というものを設置いたしまして、魅力ある学校づくりについての協議を進めているところでございます。

【松島委員】波佐見高校の県展での入賞という1つの成果はわかりやすいと思うんですが、例えば、長崎東高のコミュニケーション能力が向上したかどうかというのは、どう総括されるのか。

松浦高校は、市内から入学者が増えていると。それはすばらしいですね。松浦高校以外は、生徒数の減少に一定成果を生んでいますか。

【草野県立学校改革推進室長】松浦高校ですけれども、市のほうからも支援をするような取組がございまして、平成24年3月までは、市内からの入学生が23%とか27%という数値でございましたけれども、平成25年以降は徐々に上がってきておりまして、ここ4年間は、平均で33%を超えるような形になっております。離島地区の方も、対馬では、島外への流出を避けようということで、学校に魅力化を進めるような形で市のほうも支援策をされておまして、対馬市も、今までの流出の数値から言うと、少し回復してきております。

長崎東高校の成果につきましては、まだ国際科の生徒さん方が2年生で、今後の成果を見ていくような形になっておりますけれども、TOEIC等の成績の数値目標を定めまして、来以降、成果を見ていきたいと考えております。

【松島委員】厳しく総括して次につなげてほしいと思うんですが、8次計画というのは、他校の取組につなげていく予定ですか。もう7回やって、8回目なんだと。8次計画について、今どういう状況ですか。

【草野県立学校改革推進室長】まず、7次計画の定着を推進しているところですが、8次以降の計画につきましても、離島地区の意見交換会や推進協議会を立ち上げて、そこで議論をしながら、離島や半島部の学校の魅力化について、今後取りまとめていこうと考えております。

【松島委員】私は半島部の出身だということのももちろんあるのですが、生徒数の減が非常に厳しい状況にある島原半島の高校教育もしっかり見ていただいています。これからは見ていただきたいという思いがあります。この7次実施計画と、平成27年度の研究指定校というのがあ

りますね。例えば、宇久高校、奈留高校とか、7次実施計画と重なっている上対馬高校、長崎東高校、波佐見高校とあるのですが、研究指定校と7次計画と、一緒なんですか。重なっていますが、どうすみ分けというか、どういう位置付けで進めていらっしゃるのですか。

【草野県立学校改革推進室長】県立学校改革推進室では、魅力ある学校づくり研究指定という事業を持っておりまして、7次実施計画で打ち出した高校等につきましては、その後のカリキュラムの研究であったり、特色化を図るための研究をするために指定をして、先進校の視察、研究書の購入等に充てていただいております。平成27年度に指定しました、奈留高校、宇久高校、北松西高校は、小中高一貫教育を進めておられるところで、そのほかに、同居型の連携型中高一貫をしました大崎高校、上対馬高校、それと国際科を入れます長崎東高校、波佐見高校の7校を研究指定とさせていただきます。

平成28年度につきましては、半島部の高校で国見高校、小浜高校、口加高校、こういったところを研究指定とさせていただいているところでございます。

【松島委員】実質中身は一緒ですか。7次実施計画で、例えば、長崎東高は国際科を設置して英語を頑張ろうと。研究校指定を長崎東高がされていますが、グローバル人材の育成に向けた教育活動をする。やっていることは中身は一緒なんですか。

【草野県立学校改革推進室長】委員ご指摘のように、中身については、同じテーマをテーマに入れて研究をしていただいているということでございます。長崎東高であれば、グローバル人材の育成に向けた教育活動について、波佐見高校でいえば、美術・工芸科における特色ある教

育についてというようなテーマで研究を進めていただいております。

【松島委員】整理しますと、7次計画は平成26年でやって、平成27年ですよ。今も連続という意味で継続でやっているんでしょうけれども、平成28年度からは、研究校指定でいえば、今言われたとおり、半島部の高校がちょっと入ってきました。口加高校、国見高校、小浜高校と言われたんですが、それぞれ研究課題というのはどういったものなんですか。

【草野県立学校改革推進室長】今、半島部でお話ししました国見高校では、体育・スポーツによる魅力づくりについて、小浜高校は、地域と連携した教育の充実について、口加高校も同じように、地域と連携した教育の充実についてというテーマで研究を進めていただいているところでございます。

【松島委員】中身を調べたら、口加高校も、実質長崎東高がやろうとしていることと似ているなという印象を持ったのですが、地域と連携した教育の充実についてというのが研究課題の今言われた正式名称なのでしょうか、中身は、私がかいま見たところでは、英語教育ということかと思えます。少なくとも口加高校では、長崎東高に似たようなことをやるのですか。

【草野県立学校改革推進室長】長崎東高校の国際科は、工業や農業といった専門学科高校と同じように、国際関係に関する学科ということで、25単位の専門の勉強をしております。このたび口加高校に入れましたグローバルコースというのは、普通科の教育課程の中にあるコースでございます。そういった点では、英語の教育でコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力に関しての育成というのは同じですけれども、やっている内容については若干の違いがござい

ます。

口加高校については、南島原市のまち・ひと・しごと総合戦略の中で、グローバル人材の育成ということと、地域に貢献できる人材の育成を目指して取り組むということがございましたので、これと連携した形で口加高校と南島原市と連携して、人材育成に取り組んでいこうというものです。口加高校にイングリッシュゾーンという英語のCALL教室みたいなものを設置してございまして、これを活用して、今後求められております読む、書く、話す、聞くの4技能の習得を目指して学習に取り組んでいこうと考えております。これが来年からということで募集定員を発表いたしましたので、これに向けて今、研究を進めていただいております。

【松島委員】来年からの募集につなげるための研究をしていると。言いたいことは、半島の地域性にもっと密着して、もっと連携して、独自色を出したものにしていきたいと。東高もすばらしいことをやられていますが、半島は半島で、もっと半島という地域に連携した取組をぜひともやっていただきたいと、そんな思いでおります。

もう皆さんの頭の中には入っていると思えますけれども、これからの厳しい生徒数の減少に対応していくには、やはり独自色以外にないだろうと。その独自色を出す時に、地域の特色を結びつけないといけない。そのことはもう私から言うことでもないと思いますが、これからやろうとされているので、あえてここで申し上げて、特に、ぜひともこれからやる予定である生徒数の減少に立ち向かっている半島部の高校をしっかりと守って、発展につなげていってほしいと思っています。

【山本(啓)委員】先ほど、選挙、18歳引き下げ

の教育委員会での取組、県立大学の投票所の件でやりとりがあったと思うんですけども、一般質問の中でもありましたけれども、主権者教育という取組で、いよいよ7月10日というふう近づいてきているわけですが、そういった確実な投票日も含めて日程が決まった中で、今何か聞こえてきている現場の声とか、または課題とか、まだ終わっていないわけですが、現状で何かありましたら感想をお聞かせいただきたいと思えます。

【本田高校教育課長】先ほど堀江委員からご指摘をいただきました鶴洋高校の洋上研修中で投票ができないというような事案、それが私たちは今、一番大きな課題だと思っております。全ての18歳の高校生が受ける機会を与えられたのに、それが実施できなかったということが今、一番重たく思っているところでございます。その他につきましては、現在、まだ課題としては我々のところには聞こえてまいっておりません。

【山本(啓)委員】例えば、学校という教育の現場において、生徒の方々が選挙に対する質問や疑問とか、または積極的に投票を行おうとする際に、各政党や候補者に対する情報収集とか、そういったものの問い合わせなどが学校内でどうなのか、または、それらについて、各学校単位ではあると思えますけれども、新たな取組やアイデアがあった、そういった部分についてはどうなのか、もしくは、皆様方が聞こえてくる話じゃなくて、6月22日が近づくについて、何か積極的に意見を聞くような取組をしているのかどうか、そのあたりについてはいかがでしょうか。

【本田高校教育課長】意見を聞くといえますよりも、今回につきましては初めての18歳の子どもの選挙でございます。したがって、

投票に対する啓発活動を行うということで、パンフレットを学校に配付して、子どもたちのほうに、投票への意識を高めようというようなことは現在行っているところでございます。そのほか、学校からは、まだそういういろんなご意見は伺っていないところであります。

【山本(啓)委員】 よろしければ、先ほどのパンフレットを委員に配付をいただきたいと思いません。

【宅島委員長】 後ほどパンフレットを配ってください。

【山本(啓)委員】 実際に初めてであるということを考えれば、我々も当然そうでありまして、皆さんもそうですし、学校現場もそうであると思うんですけれども、先ほど、初めてであるからこそ、そのことによって若年層の投票率が高い維持をしながら今後も続いていくということもあるのではないかというご意見もあったと思います。同時に、投票行動に対して、どういふふうな結果がもたらされるのか、それをしっかりと今後の分析の情報として扱っていくことも大事であると思うんですけれども、参議院選挙を経た後、何か新たな取組をしようとしているのか、その分の何か考えや見通しがあれば、お尋ねします。

【本田高校教育課長】 現在、県立学校2校に研究指定校を設けまして、川棚高校と五島高校で、政治的教養教育についての研究を行っているところでございます。これをモデル校にしまして、今後のいわゆる深まりのある主権者教育につなげていきたいと考えております。

【山本(啓)委員】 今は直近の参議院選挙に向けた、その対象となる高校生を含む18歳以上の方々であります。すぐにまた国の選挙やそれ以外の各種選挙において、中学、小学生のほう

もどンドン、どンドン年齢は年々上がってくるのは当然ですから、すぐたどり着くわけでございますので、そういった部分にもしっかりと、幅広い視野を持った教育環境というものの中における政治へのかかわりというのを意識しながら取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

【宅島委員長】 ここで、議案外の所管事務についての審査を行っておりますけれども、請願審査の時刻となりますので、準備のため、しばらく休憩いたします。

16時30分より請願審査を行いますので、ただいまから準備に入らせていただきます。よろしくお祈りします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 4時20分 休憩

-----  
午後 4時29分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

これより請願審査を行います。

第3号請願「国に対し『大学生への給付制奨学金創設』を求める意見書の提出に関する請願」を議題といたします。

紹介議員から説明をお願いいたします。

【堀江紹介議員】 請願3号紹介議員の堀江ひとみです。

本請願は、長崎のゆたかな高校教育をめざす会より、教育予算を増やして、大学生に対する給付制奨学金制度をつくることを国に要望してほしいとする内容です。

特に今、政府が給付制奨学金について、創設に向けて検討を進めると報道されているだけに、要望することの意味は大きいと判断します。

また、政府は財源について、教職員定数を削減した分を充てるべきとの案もあるということ

から、あくまで教育予算を増やして給付制奨学金制度創設を要望するものです。

文教厚生委員会では、平成26年9月議会において、「奨学金制度の充実を求める意見書」が全会一致で採択されました。大学生を対象とした給付制奨学金制度を早期に創設するよう国に要望しています。

本日の委員会審議では、自由民主党・活正の会より、奨学金制度にかかわっての意見書も出されるとの発言がありました。給付制奨学金創設は、意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず安心して学業に専念できる環境をつくるために必要であることは、各党派共通の認識ではないでしょうか。各議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上、請願の内容です。

この後、請願人も趣旨説明を希望しています。委員長、委員の皆様におかれましては、どうぞよろしくお願いをいたします。

【宅島委員長】 この際、お諮りいたします。

請願人から、趣旨説明を行いたい旨の申し出がっておりますが、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。

なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は5分以内で簡明をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 4時32分 休憩

-----  
午後 4時35分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

これより請願についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【山本(啓)委員】 ただいま提出されております請願について、先ほど私は議案外の質疑の中でも県当局に確認をさせていただきました。そしてまた今、請願人の事務局の方から説明があつて、その中身について確認をしながら、1つは、我々もこの後の意見書をしっかり出させていただいております。政府の方針が決まったということであるわけでございますので、意見書の内容としては、趣旨に近いものがございます。

しかしながら、この請願趣旨にのっとって意見書を提出するとなれば、財源について、その求め先を確定した創設を求めた趣旨となっている部分、またその取組について、速やかに求めている給付制度の創設を求める意見書ということから、財源等の文章を盛り込んだ内容になっている点について、私どもは、その趣旨の内容については理解を示すわけですけれども、この請願については採択できないということで、反対の趣旨を述べさせていただきます。

【渡辺委員】 本日出されました請願につきましては、賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

近年の実質賃金の低下から、要するに、貸与型奨学金の受給者の皆さんの割合が非常に増えてきているというのが全国労働者福祉中央協議会の調査でも出ておりますので、こういった実態から鑑みますと、やはり給付型の奨学金をつくることは今、喫緊の課題だと私どもも従来から申し上げておりますので、今回の請願につきましては賛成の立場で意見を申し上げたいと思

います。

【松島委員】地域政党ながさきとしても発言をしたいと思います。

財源の出どころの話もありますが、そこまで私はこだわらず、申し上げたいのは、前回の委員会でもこの議論になって、少し申し上げたのですが、私個人の体験で大変恐縮ですが、国内並びに国外で学ぶ機会を得ました。その時に一番感じたのは、国内は、みんなアルバイトをして、奨学金を借りて必死に生きている、大体そういう友人が多かったです。国外に行ったら、アルバイトなんてしている人は誰もいなくて、ほぼ給付型の奨学金を借りて、必死で勉強していると。前者は必死で生きている、後者は必死で勉強しているという違いがあって、これは国力の差にこれから徐々にきいてくるというのが実体験としてあります。

また、1週間ぐらい前だったですか、NHKが特集しておりました。その中で、私は非常に心を痛めたのが、最近、若い方が返せなくて自己破産しています。連帯保証人で、その方が返せないと、親が自己破産する。

そういう思いがあって、一刻も早く創設してほしいというその思いで、賛成をしたいと思います。

【外間委員】山本啓介委員の請願に対する反対の立場に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今回、共産党紹介議員さんの紹介で請願をいただきました中身につきまして、特に、財源の確保についての指摘に対して、山本(啓)委員より反対の理由を申し述べられたとおり、私のほうからも、有利子から無利子へ、あるいは所得連動型の返還型の奨学金制度の導入によるもの、そして今回の給付型制度の導入についての検討

というふうに、政府は段階を経て着実に実現に向けた施策を展開しているという点、持続可能な実現に向けての施策を一定政府の考え方をといたし、今回の文部科学省の予算増額についての考え方、求め先については、反対をさせていただきます。

【宅島委員長】ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ほかに、討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 4時41分 休憩

-----  
午後 4時42分 再開  
-----

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

第3号請願に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第3号請願「国に対し『大学生への給付制奨学金創設』を求める意見書の提出に関する請願」を採択することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【宅島委員長】起立少数。

よって、第3号請願は、不採択とすべきものと決定されました。

以上で、請願の審査を終了いたします。

請願人におかれましては、大変お疲れさまでございました。本委員会を代表いたしまして、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 4時43分 休憩

-----  
午後 4時43分 再開  
-----

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

引き続き、議案外所管事務について質疑を行います。

【坂本(浩)副委員長】先ほども議論になりましたけれども、「夏季休業中の学校閉庁日の設定について」に若干かかわって質問をさせていただきます。

この説明の文章の中に、「教職員が心身ともにゆとりを持ち、リフレッシュが図られ、教育活動の充実に繋がっていくものと考えております。」と書いておきまして、ぜひそういう立場で今後も取組を進めていただきたいと思うんですけれども、それにかかわりまして、去年の12月1日に改正労働安全衛生法が施行されておりますけれども、この中で、ストレスチェック制度の義務付けということが改正をされております。この新年度4月から、長崎県内の学校現場、教育現場において、ストレスチェックがどこどこ、多分、県教委のほうから各県立学校ないしは各地教委に、そういった通知を出されていると思いますけれども、状況について、お伺いをいたします。

【前屋福利厚生室長】ストレスチェックにつきましては、制度の内容等について、4月から5月にかけて、県立学校の校長会、副校長会・教頭会、それから事務長会等で説明を行いますとともに、市町教育委員会に対しましては、県及び市町の合同会議や小中学校の校長で組織をいたします県の校長会で説明等を行っているところでございます。

本年度の取組につきましては、まず県立学校につきましては、全校で実施予定ということで進めているところでございます。それから、各市町教委が所管します小中学校におきましては、県内21市町のうち8市町で実施予定と伺っているところでございます。

状況については、以上でございます。

【坂本(浩)副委員長】県立は全校ということで

すけれども、小中学校が21市町のうち8つということは、13は実施しないという理解でよろしいのでしょうか。

【前屋福利厚生室長】市町におきましては、今まだ検討中のところもございますので、実施予定ということで聞いております。今年度ではなく、次年度、平成29年度から実施を検討しているという市町も中にはございます。現状で私どもが伺っているのは、8市町が実施予定ということでございます。

【坂本(浩)副委員長】制度の義務付けというふうなことになっていると思うんですけれども、これが13市町で、まだ今、検討というその理由はどういうところにあるのでしょうか。どういうふうに把握されていますか。

【前屋福利厚生室長】ストレスチェック制度でございますが、職員数が50人以上の所属が義務付けになっております。50人未満のところについては努力義務ということになっておきまして、先ほど私が申し上げました8市町については、全て50人以上の小中学校が含まれておりますので、義務付けになっております50人以上の学校、所属においては、全て実施されるということでございます。その他、残りの8市町以外の市町につきましては、50人以下の職員の学校を所管しているということで、努力義務ということもございまして、現在検討中ということでございます。

【坂本(浩)副委員長】状況はわかりました。

ただ、これは制度が義務付けられたということで、改正された法の趣旨があると思うんです。それは申し上げませんけれども、去年の6月16日に、参議院の文教科学委員会で、文部科学省の答弁があるんですけれども、この時に委員から、総務省が各都道府県に出している、それに

はきちんと法の趣旨を踏まえて、特別な理由がない限りはきちんとやりなさい、みたいな通知が出ていると。それに対して、文部科学省は、そこまで踏み込んでいなかったということで、委員が質問しているんですけども、その中に、法の趣旨を踏まえて、努力義務と言われている50人未満の学校についても、きちんとストレスチェックを含めた適切な教職員のメンタルヘルス対策の充実、推進が行われるようにというふうな趣旨で通知を出しておりますというふうな答弁がっておりますので、ぜひそのことを踏まえて対応をしなければならないんじゃないかと思っておりますけれども、文部科学省のそういった通知に対して、例えば、県教委、教育長がどういうふうな地教委に対する周知を出したのか教えてください。

【前屋福利厚生室長】委員がおっしゃられた件ですが、私も県教育委員会としましても重要なことと考えておまして、まず県立学校においては全て実施をするということで進めていこうと考えております。市町教委につきましても、先ほども申し上げましたけれども、私からも、これまで市町の教育長さんに対してお話しする機会であるとか、それから市町の小中学校の校長先生方に直接お話しする機会もございまして、この春からずっとお話をさせていただいているところでございます。今後も、さまざまな会議の機会を捉えて、この制度の趣旨というものを話ししまして、周知を行いながら、実施に向けた検討をお願いしていきたいと考えているところでございます。

【坂本(浩)副委員長】ストレスチェックをするということで、各市町の教育委員会も法の趣旨は伝わっていると私は思うんです。ただ、ネックになっているのは何か。例えば、ストレス

チェックをするということに対して財政的負担が多いのかどうか、そこら辺はどういうふうにかえられておりますか。

【前屋福利厚生室長】委員がおっしゃった財政的負担、これはやり方がいろいろありますので、必ずしも財政負担のみが理由ということではない部分はあるかと思えます。私も、今までお話ししてきた中で、法の趣旨として、まず50人以上が義務で、50人未満は努力義務というところもございまして、まずこの趣旨の周知徹底、それから今後の取組についての検討というところを引き続きさまざまな会合で、機会を捉えてお話をし、理解をしていただくようにしていきたいと考えております。

【坂本(浩)副委員長】法に50人未満については努力義務というふうに書いているのであって、法の趣旨は、要するに、職場のメンタルヘルスを含めてストレスチェックをきちんとやらなければならないと。当面50人未満については猶予があるというのが、それは趣旨じゃなくて、趣旨は、やっぱり全部しなければいけないということじゃないかと思うんです。だから、総務省もそういうふうなことで、きちんとやりなさいと、要するに、特別な理由がない限り、全ての職員についてストレスチェックを実施するようにしてくださいというふうなものを出しているわけですね。ですから、文部科学省も、先ほど言いました文教科学委員会の中でそういう趣旨の答弁をしておりますから、法の趣旨というのは、50人以上とか下とかということじゃない、あくまでも全ての職員に対して、これは学校現場でもそうだと思うんです。例えば、さっき言った13市町については、要するに、50人未満、それを1つの職場と考えればそうかもしれないですけども、しかし、教職員は異動しますか

ら、そういう意味でいくと、全教職員にきちんとこの制度が行き渡るように、これは要望になりますけれども、ぜひそういう意味で法の趣旨をきちんと踏まえていただいております。

【宅島委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ほかに質問がないようですので、教育委員会関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 4時52分 休憩

-----  
午後 4時53分 再開  
-----

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

次に、自由民主党・活正の会より、「奨学金制度の充実を求める意見書（案）」提出の提案を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いします。

（意見書（案）配付）

それでは、外間委員から、意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いします。

【外間委員】山本（啓）委員長にかわりまして、私から、「奨学金制度の充実を求める意見書」について、皆様方のお取り計らいをお願いしたいと存じます。

ご一読いただければと存じますが、「一億総活躍社会」や「地方創生」の実現に向けて、貧困の連鎖を断ち切るために、教育における格差を克服し、一人一人の環境の底上げを図ることは、喫緊かつ重要な課題でございます。

経済的な問題、地域ごとの教育条件が違いうために、均等な教育の機会が確保されずに、学習の進捗が立ち遅れている子どもの問題は、深刻

な問題であり、家庭環境、地域とのつながり、子どもの成長に及ぼす影響も大きいことから、貧困家庭に対する社会全体の支援も重要であります。

特に、大学生に対する奨学金の充実は、貧困家庭から大学等へ進学する道を閉ざさず、卒業後に教育支出による多額の借金を背負わないようにするためにも急務であります。

したがって、政府においては教育投資の抜本的拡充・教育財源の確保に取組み、下記事項について実現を図るよう強く求めます。

1、学びたいという意欲を持つ全ての子ども達が進学できるよう、貸与型奨学金の「有利子から無利子」への転換を加速し、奨学金の無利子化を図ること。

2、給付型奨学金の創設に向けて、財源の確保を含めて具体的な検討を進め、実現を図ること。

3、導入が予定されている「所得連動返還型奨学金制度」について、より柔軟な奨学金返還制度となるよう十分な検討を行うとともに、早期の実施ときめ細かな周知に向けて取り組むこと。

以上、意見書を提出させていただきます。

取扱い、よろしく願いいたします。

【宅島委員長】ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

-----  
午後 4時56分 休憩

-----  
午後 5時 1分 再開  
-----

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

ほかに、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】しばらく休憩いたします。

-----  
午後 5時 2分 休憩  
-----

午後 5時 2分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、討論に入ります。

討論はありませんか。

【堀江委員】 先ほどの請願は、給付型奨学金を創設してほしいという請願でした。財源を明確にするということについては、さまざまな意見があるということで、請願採択とはなりませんでしたが、本意見書は、給付型奨学金の創設の実現を図ることという文言も含めておりますので、「奨学金制度の充実を求める意見書」については、賛成の立場をとらせていただきたいと思います。

【宅島委員長】 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ほかに、討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

意見書の提出について採決を行います。

しばらく休憩いたします。

午後 5時 3分 休憩

午後 5時 4分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

本提案のとおり、意見書を提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「奨学金制度の充実を求める意見書」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等についてはいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

次に、改革21より、「未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）」提出の提案を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いいたします。

（意見書（案）配付）

それでは、渡辺委員から、意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いします。

【渡辺委員】 ただいま提出しました「未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」についてご提案させていただきます。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づきまして、全国どこで学んでも子どもたちが等しく教育を受けることができるようにする、こういう制度であります。

しかしながら、平成18年度から国庫負担の割合が従来の2分の1から3分の1へ引き下げられておりまして、国による国庫負担金とともに地方交付税の財源調整機能も含めた確実な財源措置が行われなければ、教育水準に地域間格差が生じることになります。

毎年こういった意見書を提出しておりますけれども、よって、国におかれましては、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに確実な財源を保障されるよう、地方自治法第99条の規定によりまして意見書を提出したいと思っておりますので、委員各位のご賛同をよろしくお願いしたいと思います。

【宅島委員長】 ただいま、渡辺委員から説明がありました「未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）」について、ご質問はありませんか。

【堀江委員】 義務教育費国庫負担制度を堅持するという、それから確実な財源を保障され

るようということは前提で当然だと思うんですが、国庫負担の割合が従来の2分の1から3分の1へ引き下げられているということについて、これまでだと2分の1復元ということが意見書としてはあったのではないかと。例えば、長崎県として、国に政府要望としては、平たく言えば、もう10年たったので、なかなかもとに戻すのは困難だから、その文言は削りましたということが長崎県の政府要望の中ではありました。

しかし、これまで改革21が出される意見書では、そうした文言は含まれていたのではないかと理解するのですが、その点の見解はどうなのでしょうか。

【渡辺委員】従来は、そういった文言を確かに入れておりましたけれども、自民党さんが反対になりましたし、長崎県といたしましても、今回から政府要望につきましても、この財源確保を堅持していただきたいという文言に変わっておりますので、そのような形で修正をさせていただきます。ぜひ自民党会派の皆さんも賛同いただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

【山本(啓)委員】今の意見書に対する堀江委員の質問にも同じものがあるのですが、たしか昨年の意見書の中身を見させていただいても、その前を見させていただいても、少人数学級とか、2分の1の復元というものがしっかりと明記された意見書であったと記憶しております。

その中において、私は今現在、この義務教育費国庫負担制度の存在、あり方自体が危うい状況にあるというふうな認識に立てないわけでありませんが、そういった議論がない中にこの堅持を求める、我々の意見ではないので、取り立てて申し上げる必要はないかもしれませんが、従来の改革21さんが出されていた意見書の中

核であった2分の1復元等々が含まれずに、ただこの制度の堅持を求める意見書ということにこだわった部分について、質問というよりも、先ほど、我々に対する賛同をとということであったと思いますけれども、少し討論になってしまいますけれども、こういった内容については、既存で現在しっかりと守られている内容については取り立てて意見書で提出するという部分については疑問を感じているということ、意見を述べさせていただきます。

【宅島委員長】ほかに、ご質問はありませんか。しばらく休憩いたします。

-----  
午後 5時10分 休憩

-----  
午後 5時10分 再開  
-----

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

それでは、討論に入ります。

討論はございませんか。

【松島委員】地域政党ながさきとして、この意見書に対して意見を申し上げますと、先ほどの質問の中でもありましたが、これまでの改革21さんが出されてきた意見書を全て読んでいますわけではありません。県が国に要望してきた内容も、事実があったというのを知っているだけで、詳しくは知りません。それはさておき、今の立場でこれをしっかりと読み込み、現行を守ってくれと、そのことに対して賛成します。素直に賛成します。

【山本(啓)委員】討論前にも少し申し上げましたが、本意見書(案)につきましても、中身を確認したところ、従来の義務教育費国庫負担制度という国の取組、法律に従った理念に基づいたこの制度に現状、何ら疑問もない中において、その堅持を求める意見書ということであるなら

ば、改めて意見書という形で求める必要のないものであるというふうを考え、我が会派としては、反対ということで態度を表明したいと思えます。

【堀江委員】本意見書は、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、確実な財源を保障されるよう求めています。もちろん、義務教育費国庫負担制度が云々という状況ではないにしても、財源の保障という意味では、少子化の部分の中では、なかなかこれは厳しいものがあると思えますし、この内容は長崎県も要望している内容でありますので、賛成の立場を表明させていただきたいと思えます。

【坂本(浩)副委員長】先ほど討論のありました2分の1の復元をなぜ切ったのかということも含めてなんですけれども、この間の5月の政府要望に関するこの委員会の質疑のときにも出されておりましたけれども、教育委員会のほうは、要するに、2分の1の復元というのを今まで求めてきたけれども、しかし、要するに、全国的な各都道府県の教育委員会なりの要望が、その2分の1がほぼないと。そういう中で、要するに、この制度そのものをきちんと堅持しなければ厳しいというふうな認識に立って要望を一本化するというふうな答弁であったらと思います。実際、この国庫負担の部分は2004年から教職員の給与費というふうなことであります。もともと1972年は、児童手当それから公務災害補償基金、共済追加費用、共済長期給付、恩給費、教材費、旅費ということで、多くの部分が国庫負担というふうなことであります。けれども、それがだんだん、だんだん削られてきて、ここに書いていますように、平成18年度からは、2分の1から3分の1へというふうな議論になりました。

この2分の1から3分の1へと引き下げた議論の中でも、要するに、一般財源化していいんじゃないかというふうな議論がありまして、結果的には3分の1となったんですけれども、その主張は今でも余り変わっていないというふうな問題意識を改革21としては持っておりますので、そういう意味でいきますと、県は、去年まで2分の1の復元というのを、大項目じゃないですけれども、その説明の中に、きちんと含めてということも書いておりましたので、去年までは、きちんとそれに合わせる形で県も県議会も意思統一をしてやったほうがいいというふうなことでしました。今年は、県の要望にも2分の1というのは経過では入っておりますけれども、そういうことで、この制度をきちんと堅持することに絞り込むというふうな趣旨でということで理解をいたしましたので、改革21としても、そういう意味で、この国庫負担の制度をきちんと将来も堅持してほしいというふうなことに合わせたということでもあります。

特に、長崎は離島それから小規模校が多い中で、もしこの制度が崩れて、仮に一般財源化になると、非常に厳しい状況になります。先般、4月だったと思いますけれども、新聞報道で、江島の学校に久しぶりに小学校1年生が入ったということで、そこに1人の子どものために教職員がきちっと配置をされると、これもこの国庫負担あればこそのことだろうと思っておりますので、ぜひこの国庫負担の制度を堅持するというふうな趣旨で、委員の皆さんのご理解をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

【宅島委員長】ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ほかに討論がないようですので、

これをもって討論を終了します。

意見書の提出について採決を行います。

本提案のとおり意見書を提出することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【宅島委員長】 起立少数。

よって、「未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」については、提出しないことに決定されました。

これをもちまして、教育委員会関係の審査を終了いたします。

明日は午前10時より福祉保健部、こども政策局関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 5時16分 散会  
-----

## 第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年 6月15日

自 午前10時 0分  
至 午後 4時19分  
於 第1別館第3会議室

ねりんピック推進課長 磯本 憲壮 君  
障害福祉課長 柴田 昌造 君  
原爆被爆者援護課長 林 洋一 君

-----  
こども政策局長 永松 和人 君  
こども未来課長 中野 嘉仁 君  
こども家庭課長 吉田 弘毅 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 宅島 寿一 君  
副委員長(副会長) 坂本 浩 君  
委 員 宮内 雪夫 君  
" 橋村松太郎 君  
" 渡辺 敏勝 君  
" 外間 雅広 君  
" 堀江ひとみ 君  
" 松島 完 君  
" 山本 啓介 君  
" ごうまなみ 君  
" 近藤 智昭 君

-----  
児童生徒支援室長 中小路和久 君  
特別支援教育室長 前田 博志 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長 沢水 清明 君  
福祉保健部次長 園田 俊輔 君  
福祉保健課長 上田 彰二 君  
監査指導課長  
(参事監) 鳥山 秀朝 君  
医療政策課長 村田 誠 君  
医療人材対策室長 太田 勝也 君  
薬務行政室長 古賀 浩光 君  
国保・健康増進課長 安永 留隆 君  
長寿社会課長 小村 利之 君

6、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開議  
-----

【宅島委員長】おはようございます。

委員会を再開いたします。

まず、「長崎県子ども育成総合検討会議とりまとめ(案)」に関する審査を行います。

したがいまして、理事者の出席範囲は、議題に関連する範囲とし、配付しております配席表のとおり決定したいと存じます。

それでは、「長崎県子ども育成総合検討会議とりまとめ(案)」について説明を受けます。

こども政策局より説明をお願いいたします。

【永松こども政策局長】おはようございます。

「長崎県子ども育成総合検討会議とりまとめ(案)」について、ご説明をいたします。

平成26年7月に佐世保市内で、高校1年生の女子生徒が同級生の女子生徒に殺害されるという大変痛ましい事件が発生いたしました。

この事件発生前に児童相談所へ加害児童に関する相談や、学校においては相当以前から事件発生に至るまで加害児童の重篤な事案を把握していたということもあり、児童相談所及び学校

の対応等がどうであったのか、課題や問題を明らかにするため、それぞれに有識者を含めた検証を実施いたしました。

両検証委員会の検証を通じまして、特に、関係機関の連携が重要かつ共通の課題として浮き彫りとなりました。

この課題を解決すべく、平成27年3月に長崎県子ども育成総合検討会議を設置いたしまして、有識者の助言等をいただきながら、同年12月までに4回、再発防止のための検討を行いました。また、さらに内部での検討などを行い、本日、その結果を取りまとめいたしましたので、ご報告させていただきます。

取りまとめの詳細につきましては、この後、担当課長から説明いたしますが、県といたしましては、このような痛ましい事件は二度と繰り返してはならないという強い決意のもと、職員の資質向上、組織運営体制の充実、関係機関との強い連携等に全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

以上でございます。

【中野こども未来課長】私からは、お手元の資料で「長崎県子ども育成総合検討会議とりまとめ（案）」の概要版を用いて説明させていただきますと思います。

また、別途、A3版を折り込んでおります横長の資料があるかと思えます。表題としましては「長崎県子ども育成検討会議等を受けての新たな対応」という横長の資料は、事件以降、主な関係機関がどう変わったのか、また、どう変わるべきかということを簡単にまとめさせていただいておりますので、先ほど申しました概要版と併せてご覧になっていただければと思っております。

では、説明させていただきます。

概要版の1ページをお開きください。

「1. 検討の背景」となっております。そして、この会議の主な論点があると思います。

まず、この会議の当初におきましては、関係機関の連携と両検証結果を俯瞰した形での気づいた点とかを議論しておりました。その中では、相談が必要な気になる児童像とか守秘義務、個人情報に関する対策などを有識者から数多く指摘を受けたところございました。

また、関係機関の連携につきましても、児童家庭相談の窓口となる市町の役割の重要性とか、県からこういった市町へのバックアップの必要性等の意見が数多く寄せられたところがございます。

その後、先ほどの局長説明にありましたとおり、昨年7月の長崎家庭裁判所の審判におきまして、加害少女が重度の発達障害を有していたこと、そして、この発達障害が犯行に直結はしていませんが、こうした障害とか環境面をはじめとした少女を取り巻く特性が殺害欲求の形成に大きく影響していたこと。さらには、同様の問題を抱えた青少年が現れる可能性が残っているということで、こういったことに対応できる体制の整備の重要性が判示されたところがございます。

そのため、この会議におきましても、気になる行動をとったり、家庭環境に問題がある子どもさん、そして、周囲に気づかれにくい発達障害等を有する子どもさんに対する切れ目のない支援の必要性を追加して議論したところがございます。

以上のことから、会議の主な論点としましては、で関係機関の連携強化のあり方、としまして特別な配慮が必要な子どもへの支援、この2点を中心に意見の集約を図ったところでご

ざいます。

2ページをお開きください。

ここでは「2. 基本的な問題意識」と題しまして記載しておりますが、まず、会議の中での委員からの主な意見を記載しているところがございます。

「関係機関の連携強化のあり方」につきましましては、「子どもや家庭の支援におきましては、児童相談所の持つ機能をフル活用することはもとより、市町の要対協を活用した支援も重要である」とか、「県から市町へ専門性とか経験を有する者をスーパーバイザーとして派遣することの有効性」、「児童相談所と市町との連携指針を人材育成を兼ねながら1～2年じっくりと腰を据えて市町と共同して作成すべき」など、そういった意見がございました。

また、の「特別な配慮が必要な子どもへの支援」でございますが、「子どもへの良質な支援につながるような各発達段階におけるさまざまな情報を関係機関同士で共有できるような手法が示せないか」とか、「発達障害は少なくとも修学前、5歳児ぐらいまでに誰かが気づいているところで、『この子は気になるよ』といった段階で支援に取り組む必要性があるのではないか」また、「早期の気づきと学校での支援が欠かせない」といった意見。さらには、「学齢期の9年間の子どもの個人票を保護者に書かせる方法でそういった情報を引き継ぐことはできないか」、などの意見が出されたところがございます。

3ページをご覧ください。

(2)に「対策についての基本的な考え方」が記されております。これは、今ご紹介した有識者等の意見とか提案を参酌いたしまして、県としての基本的な考え方をまとめたところでござ

いたします。

「関係機関の連携強化のあり方」についてでございますが、まず1つ目は、市町を中心とした連携体制を強化するために必要な県のバックアップ策を列記しているところがございます。例えば、県から市町への専門職員の派遣とか人事交流、そしてマニュアルの共同作成など。

2つ目が県児童相談所の体制の充実のことでございますが、本年4月に国が作成いたしました「児童相談所強化プラン」に基づく専門性を有した職員の育成、確保とか、法的な助言が得られる体制の整備などが記されております。

さらには3点目、全職員の意識改革とその継続ということが記載されております。

は「特別な配慮が必要な子どもへの支援」について書いております。

1つ目が、周囲の子どもがいかに早く子どもが抱えている問題に気づき、可能な限り早く専門機関等へつなぐことの重要性。それと、特に教育機関におきましては、医療・福祉等との連携したアセスメントや支援を行えるようなネットワークづくりが必要。

あと、幼稚園や保育園を含む校種間、学年間における確実な引継ぎの実施ということ。さらには、子どもの心の診療に関わる児童精神科の専門医の養成の必要性等々を書いております。

こういった県の基本方針を踏まえまして、「3. 具体的対策」の検討を行ったところがございます。

4ページの中ほどをご覧ください。

今後、県が実施すべき具体的な対策といたしまして、まず、関係機関の連携強化でございます。

は、もう既に平成27年度に着手しているものを示しております。例えば教育委員会におき

ましては、関係機関との連携を具体的に進めるために、「学校と関係機関との連携マニュアル」の作成を行っております。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員などを行っているところでございます。

こども政策局におきましては、市町へのバックアップ策の一つとして、児童相談所職員との合同研修会の実施、また、児童相談所の機能強化として、契約弁護士の配置や24時間相談受け付け体制の整備などを行っているところでございます。

5ページをご覧ください。

さらには、児童虐待事例への対応のための警察との合同訓練、子どもの心理的負担に配慮した面接、面談の実施に向けた検察・警察との協議を行っています。

また、長崎大学医学部との連携による児童相談所での精神科受診の拡充などが行われたところでございます。

次に、として、平成28年度以降に整備を進めるものを列記しております。

一つが、本県独自の児童相談所と市町の連携に向けた新たなマニュアル作成を検討しているということ、市町福祉担当課へのスーパーバイザーの派遣、さらには保健所等との関係の強化を図っていくところでございます。

(2)は「特別な配慮の必要な子どもへの支援」でございます。

平成27年度から教育委員会では、支援を要する児童生徒の情報の確実な引継ぎを実施するため、児童生徒の継続的な指導、支援のためのいわゆる引継ぎガイドラインの作成をしております。あと、発達障害等のある子どもの実態調査を実施しているところでございます。

6ページです。

福祉保健部におきましては、児童精神科の専門医、そして発達障害児を診察可能な小児科医の養成に着手しているところでございます。

平成28年度以降に実施するものとしましては、幼稚園、保育所など修学前の指導の過程とか結果が小学校へ確実に引き継げるような指導要録の統一とか記載要領の作成を行いたいと考えております。

また、乳幼児健診等の情報引継ぎの仕組みづくり。さらには発達障害、虐待、貧困などの家庭環境の問題を抱える子どもを早期に発見し、継続支援、療育につながる関係機関の連携システムの構築。発達障害児・者の総合支援推進会議の新設などを考えているところでございます。

最後に、こども医療福祉センターによる幼稚園や保育所の支援を担当している職員に対する研修とか、児童発達支援センターの養育スキルの向上のための技術支援を行っていくこととしております。

7ページの(3)は、先ほどは平成27年、平成28年度以降とありましたが、もう少し時間がかかるということで中期的な取組を3つほど書いております。子どもの情報を関係機関が共有する際に守秘義務など法律等が障害となっている場合は国に法改正などの働きかけを行うとか、子や親へのメディア対策の強化、子どもの貧困対策を全庁的に取り組むと、こういったことを中期的な取組みとして書かせていただいております。

最後の「4. 今後の進捗管理」ですが、具体的には、平成20年に制定しました本県独自の子育て条例において設置しております「長崎県子育て条例推進協議会」がございまして、こういったところにこの案件を引き継ぎまして、この協議会が所管する条例行動計画に、先ほど申しま

した事業とか取組を盛り込みまして、これを適正に進捗管理すると、毎年チェックしていくことを考えております。

県といたしましては、両検証結果とか、この会議の検討の結果をもとにしまして、これらを引継ぎ、深化させるための取組を今後とも継続していくことが、こういった重大事件の再発防止につながるものと考えております。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

【堀江委員】 私は、A3版の資料に基づいて幾つか質問させていただきたいと思います。

関係機関連携の中で、大きな丸の3点目に児童相談所の機能強化とありますね。その中の一つに、正規職員による24時間相談受付を行いますと。事件前は臨時職員による夜間電話の受付だったけれども、今後は正規職員による24時間相談受付ということで、これそのものを見ると、正規職員による相談を24時間受け付けるととれるんですが、問題は職員の専門性がどうかということが問われていたと思うんです。

事件の検証報告書の中にも、「児童相談所の設置目的は、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することであり、相談・援助活動は常に子どもの最善の利益を考慮して展開するという基本理念を、いま一度しっかりと認識し、原点に立ち返る必要がある」とありましたね。この立場に立って、職員の専門性がきちんとなければ、正規職員が24時間窓口の相談にあたってても意味をなさないというように思うんです。

だから、その文言だけ見ると、臨時職員から

正規職員になって、24時間対応できるようになったよ。となるんだけど、問題は児童相談所の専門性をどう高めるか、私はここが問われていると思うんですけど、まず、その点についてはどうですか。

【吉田こども家庭課長】 職員の資質向上につきましては、事件後、平成27年度から、法的な対応や、医療関係も含めて職員の研修体制は強化いたしております。

従前の非常勤職員による電話受付は何が問題であったかといいますと、電話をかけてきた方に緊急性を判断していただいていた。これが急ぎであれば、すぐに職員につなぐし、急ぎでなければ「明日もう一回かけ直していただけますか」というような対応をしていたところがやはりまずかったのではないかとということで、正規職員が受けて、その判断をきちんとやって上司につなぐ、自分で判断する場合もあると思うんですけど、そういった判断をきちんとやるということで、職員個々の研修、資質向上にも取り組んでおります。そういった電話での判断がつかない場合も、きちんと職員が判断をして上司に連絡して、要は機関全体で判断をします。そういう意味で全件受理会議も行っている。ここには記載しておりませんが、全ての相談を機関として判断するというような対応も図っておりますので、確かに新任職員が当番で受ける場合もありますけれども、そういった場合も所全体で対応できるような体制はとっているところでございます。

今回、児童福祉法の改正とか、児童相談所の強化プランというものも5月に国から出されたところでございまして、そこにも、児童関係の相談を受ける児童福祉司の配置をもっと強化すべきだというような方針も出されておりますの

で、そういったことも含めて、より専門性の高い職員の配置、また、今いる職員のさらなる資質の向上は当然継続的に図っていく必要があると考えております。

【堀江委員】課長の答弁は了とするわけですが、要は、その答弁が実行されることを強く求めたいと思います。

同じ関係機関連携の児童相談所の機能強化の最後に「保健所の精神保健との連携強化」と書いてあります。21ページにあるように、県保健所との連携については関係強化に努めると。

当然だと思うんですが、私が心配するのは、行革の中で平成26年度から実施をしているんですけれども、県立保健所の一体的な業務の推進と機能強化ということで、本庁に企画情報部門を集約・強化したり、県中央保健所へ教育研修部門を集約・強化したりということで、いわば集約・強化という言葉はいいけれども、縮小している方向ともとれるわけです。そんな中で保健所との連携強化ということを掲げて、実際にその実行力があるのかという疑問も持つんですが、その点はどう説明しますか。

【吉田こども家庭課長】保健所との連携につきましては、従来から各保健所は要対協に参加をしているケースが多くあります。要対協は、いろんな機関が参加して、それぞれの立場で支援が必要な児童にどういった対策をとっていくのかを情報共有するところですが、保健所はそういったメンバーに多く入っております。

児童相談所と保健所との関係でいきますと、確かに精神保健福祉上の取扱いであるとか、そういったものは今までも保健所が所管をしているんですけれども、そのつながりが、従来の児童相談所との関係が少し我々として足りなかったのではないのかと。ですから、発達障害だ

けということではなく、全体の精神保健福祉上の取扱いが不足しているので、保健所と児童相談所、それぞれがどういったことをやっているかということの理解から始めて、そういった連携体制をとっていく必要があるということでありまして、特段新たな業務を付加するということではなくて、それぞれが今やっていることをそれぞれが理解をして必要な連携をとっていかうということをございまして、新たな業務を付加するというようなところは我々としては考えていないところでございます。

【堀江委員】新たな業務を付加するのではないということだけれども、これまでやってきたことを再度確認してやっていこうという時に、かたや人員を減らすという方向もある中で十分可能なのか疑問があるということで今の質疑をしたので、その点はぜひ、連携強化は強めていただきたいと思います。

もう一つ、「特別な配慮が必要な子ども」の中の学校関係で引継ぎガイドラインです。問題があるというふうに判断した情報をどのように共有していくのか。

これまでは口頭によつての学年間の引継ぎであったことを、今回はきちんとガイドラインにしようという流れですが、そうした流れの中で今年4月から長崎市が、全児童の情報データ化ということで、長崎市教育委員会が市立の小・中学校の全児童生徒の指導上の課題やいじめの状況、発達障害などの情報を電子データ化して、学年間や進学先の学校へ引継ぐと、このことを始めましたね。

この中には、家庭環境ももちろん含まれておりまして、極端な話、保護者が昼間の仕事か夜の仕事かとか、児童がピアノを弾くのか弾かないのかとか、そういうことまで踏み込んで全部

電子データ化して引き継ぐということで、市民団体の皆さんからもさまざまな疑念、疑問の声が上がって、本当にそういうことでいいのかと、USBをなくしたらどうするのかとか、そういうこともありますよね。そういったことが実際にもう長崎市で起きている。

必要な情報を引き継ぐことは大事だと思うけれども、県民からすると、そこまでやるのかという面も一方である。ここら辺との関係で、どういうふうに引継ぎということを捉えたらいいのか、また、どういうふうにしようとしているのかということ、もう少し説明してください。

【中小路児童生徒支援室長】今、質問があった部分ですが、県における引継ぎシートの目的は、佐世保事案の例から反省点等が浮かび上がってきまして、問題がある生徒の引継ぎがしっかりできていなかったため、そういう情報をしっかり共有しようということで行っておりますので、生徒指導で必要な情報をきちんと引き継ぐという目的のもとで行うものでございます。

【堀江委員】その答弁は、「いやいや、それは長崎市の問題であって関係ないよ」という答弁ですかね、平たく言えば。

引継ぎという時に、こういう内容でと文章を書いた見本がありますね。しかし、何を引き継ぐのか。例えば、小学校の時には問題行動がなかった生徒が、中学校の時に問題行動が出てきた時にどうするのか、小学校までさかのぼるのかという問題もありますよね。

少なくとも、長崎市がやっている全児童を全てデータ化して引き継ぐということについての見解はありませんか。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午前10時28分 休憩  
-----

午前10時28分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【中小路児童生徒支援室長】先ほど申し上げましたとおり、県では全児童ではなく、問題を抱える生徒の健全育成のための引継ぎシートという意味でございますので、例えば、進学に際してこの情報を引き継いでおかないと後から不安があるとか、しっかり指導してもらいたいという意味で、特定の心配な生徒について作成するシートでございますので、長崎市が全児童の情報を引き継ぐことについて、今のところはコメントというのはございません。

【堀江委員】 コメントがない。

県としては、ガイドラインをつくって、そのとおりにやりなさいと市町に対して言うわけでしょう、指導するんでしょう。そこは間違いありませんか。

【中小路児童生徒支援室長】 はい。県は、本来の目的を市町にも説明しまして、問題を抱える児童生徒については引き継いでくださいという考えでございます。

【堀江委員】 その上で長崎市が全児童の引継ぎを行ったことについては、それは長崎市の判断であって、県としては関与しませんという態度ですか。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午前10時29分 休憩  
-----

午前10時30分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【中小路児童生徒支援室長】長崎市の情報の引継ぎにおきましては、小学生の自殺事案をもとに、そういうことが二度と起こらないようにという長崎市独自の対応でございますので、それ

は重要なことだと思います。

【堀江委員】長崎市の発端となった事例、それから長崎県が発端として引き継ごうという事例、もちろん相違点があるというのは私も承知の上です。ですが、子どもの情報をどう活かしていくのかということでは共通していると思っております。

そんな中で長崎市の判断としては、全ての児童の情報を電子化して引き継ぐというふうにしたんですけど、この点はいかがなものかという思いが私はあるんです。全ての情報をどういうふうに引き継ぐのかということでは、例えば広島で起きましたように、本来はなかったことがあったかのように情報が間違っただけで引き継がれて、そのことが悲惨な結果を招いたという事例もありましたね。

私がここで言いたいのは、ガイドラインがあるから、長崎県としてはこういうふうに取り組むと、問題を抱える児童をどういうふうに見るのかということも問われていくかと思うんですけども、その中で長崎市の場合は、別の角度からもあるんですけども、こういうやり方をしている。長崎県が、佐世保の事件を受けて、継続的な指導支援のために各学年、各学校に引き継いでいくことをこれまで口頭でしていたけれども、ガイドラインに基づいてやっていくというところを、きちんと県内の自治体にその意向を徹底というか、今回のガイドラインの趣旨が十分に伝わるようにやってほしいと思っておりますけど、その点はどうですか。

【永松こども政策局長】学校の引き継ぎにつきましては教育委員会の所管でございますが、乳幼児といいますが、保育園、幼稚園の出来事についても引き継ぐということを我々、今後検討するという先ほど説明いたしました。そ

ういう意味では、情報をきっちり伝える。

ただ、その情報については漏れないように、しっかりと情報管理をするという意味では保育園、幼稚園も学校も一緒だろうと思っておりますので、情報の管理をしっかりとすることはもう基本の基本でございますので、そこは十分に意を尽くして検討していきたいと思っております。

【堀江委員】私としては、さっきも言ったように発端となる事例が長崎市と長崎県とは違うにしても、佐世保の事件を県内のどこでも起こさないようにするという意味で、今まで口頭で引き継いでいたことをきちんと引継ぎシートでやろうと、それはそれで私は必要だと思っております。ただ、それが、私から言わせると行き過ぎになってはいけないと思うところがあるので、この質疑をさせていただきました。

最後にしますが、乳幼児健診です。5歳児健診の拡充ということで、これは当然だと思っておりますけど、5歳児健診の場合は、長崎県が県内の自治体を幾つか設定をして、3年なら3年、5年はないと思うんですが、順繰りに回ってモデルでやって、その後それぞれの自治体でやってくださいというやり方をしていますね。

5歳児健診というのは、発達障害をどう見るかという時に貴重な健診なので、例えば長崎県が独自の予算を出してでも県内全ての自治体で5歳児健診を実施するというふうな踏み込んだ施策までしないと。この方向性では、実施に向けた働きかけを行うと、つまり自治体でやってくださいと。「5歳児健診は重要なんです。でも、県はお金は出せませんから、やってください」だけでいいのか、というふうに思うんですよ。

発達障害をどう認識するか。保護者の皆さんも、それを受けて自分の子がそうであると認識

することはなかなかできない。そういう意味でも健診は大事なんですけど、今までのように県が、モデル事業でやりなさいよと、その後は各自治体でやってくださいという対応でいいのかというふうな思いが私はあるんですけど、その点はどうですか。

【吉田こども家庭課長】5歳児健診につきましては拡充とありますけれども、現在、県内でやっていないところは5団体のみとなっております。その5団体も、全く検討していないわけはありませんで、当然検討はしていただいていますし、5歳児健診という名称ではなくても、1歳半、3歳で健診をして、少し気になるような点がある子についてはフォローをずっとして、相談会みたいに5歳児健診のかわりにやっているという自治体も実はあります。

5歳児健診のやり方も、個別相談方式のやり方と集団検診のやり方と、これまた今やっているところもまちまちでございます。

まずは、やっていない5団体については当然引き続き検討していただく中で、発達障害は集団生活の中で気づきが出る点は当然あると思っていますので、ぜひ取り組んでいただきたいと、これはお願いベースとなるかもしれません。我々としては、積極的にお願いをしていきたいということと、やり方についても統一的なやり方でやれていないところもありますので、どういったやり方がいいのかということも含めてきちんと検証させていただいて、できれば県内で同じようなやり方で、同じようなチェックをかけるやり方ができないのかというのを引き続き検討していくということでございます。

【堀江委員】5歳児健診については、現時点で5つの市町が未実施だと。あくまでも長崎県としては、県が予算をどうこうではなくてお願い

をする立場ではあるけれども、いずれにしても実施をする方向で進みたいということは確認をしましたので、ぜひ、5歳児健診の実施については早急にできるように私も要望したいと思っています。

とりあえず終わります。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午前10時37分 休憩

-----  
午前10時38分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

【近藤委員】発達障害と精神はちょっと違ってくるんだろうと思うんです。専門家、専門家と言っているんですが、発達障害の人を扱うのと精神を扱うのは、全然また違う技術が必要だと思うんです。支援の中の分け方を教えていただければと思います。

【柴田障害福祉課長】発達障害と申しますのは、あくまで精神疾患の一つでございます。ですので、大きな枠組みで申しますと、発達障害も精神の一つの疾患であるということで、やはり精神科のドクターが専門家となってくるわけでございます。

特に発達障害につきましては、児童、思春期ということで、現在その診察に従事しておられるドクター、医療機関が少のうございます。通常の精神の診察に加えて、児童の特有の関わり方であるとか、そういうことを加えて勉強しないといけないということもございます。

児童・青年期の精神医療という分野に精通しておられますのが、長崎大学の教授が1人、指定医としておられます。そういう青年期の精神医療に関わっておられるドクターが大体10名程度おられるというような状況でございます。

あくまで精神の中の一つの疾患ということでございます。

【近藤委員】そういう人たちを取り扱う人、例えば学校の先生とか保育所の先生とか、そういう子どもたちと接する先生たちは、先ほど言われた情報交換は絶対に大事です。そういう情報を持っていなくて、急にそういう子どもを預かるのは絶対にいけないことだと思います。その情報の持ち上がりは絶対に必要ですけれども、その時に、関わる先生とか指導者の方々が、預かる人たちが、それだけの知識を身につけているのか。

はっきりと精神的にという子どもも、中に入っている時に普段はわからないんですよ。それは病気だから、急に出了時の対応策とか、先生たちへのちゃんとした指導はなされているかどうかというのを伺いたいんです。

【柴田障害福祉課長】障害福祉課、福祉保健部の所管といたしましては保育所、幼稚園です。発達障害児、そのおそれがある子どもも通常の保育所、幼稚園に通っておられます。その職員に対しましては、こども医療福祉センターが指導をいたします。現場に出向いて職員の研修等を行っているところでございます。

【中小路児童生徒支援室長】今の件での学校における取扱いですが、それがまさにこの連携マニュアルの考え方でございまして、異変とか予兆とかに気づいた場合は、アセスメントを数多くの目で行いまして、委員がおっしゃったように精神疾患等が疑われる場合は、保健医療機関に精神保健についての相談をするようにと指導しております。

【近藤委員】指導者として、預かる人として一番怖いところであり、難しいところであり、不安なところであると思うんです。これだけ多様

化した子どもたちが一つの教室の中に入って、それを預かる担任の先生にとってはですね。そういう生徒がいる場合には、やっぱり相談ですね。専門の先生を学校に配置し、対応の仕方とか、いろいろ相談できるようにすれば先生たちも助かるんじゃないかと思うので、よろしくお願ひします。

もう一つ大事なことは、子どもの時にそういうことが発見された場合、子どもたちにそういう障害が見つかった場合に、一番は、子どもたちもですけれども、それ以上に親なんですよ。親がそれをしっかり受け入れるか、受け入れないかで、皆さんが一生懸命やっている支援をしっかりとやっていけるかどうか結びついていくわけですよ。親がそれを認めた中でしか支援はできない状態ですから、親御さんに対しての支援というか親との関わり方、そういうのをしっかりとやっていただければと思います。

【吉田こども家庭課長】今の保護者の方の受け入れの話であります。A3版の資料で、「特別な配慮が必要な子ども」の下から2つ目にあるんですが、発達障害児・者総合支援推進会議というものを設置することにしております。

今までは福祉とか医療とか、それぞれの分野で縦割りです。いろいろと支援を検討する会議はあったんですけども、そうではなくて総合的に全体として取り組んでいかなきゃいけないというような観点から、こういった会議を新たに設置することとしております。これは、今回の発達障害者支援法の改正の中でも、こういった協議会を関係機関においては設置するというような法改正も行われておりまして、それとも一致する取組でございます。

発達障害等を含めて、保護者だけではなくて県民全体にそういった障害のことについて周知

を図る必要があるだろうと、認識していただく必要があるだろうというふうに考えておりました、こういった会議の中で、こういった形で具体的に、より効果的に県民の皆さんにその障害の特性とかが周知できるのかというのを議論して、その議論を踏まえて対策を打っていきたいというふうに考えております。

【前田特別支援教育室長】本室でも行っております発達障害児等能力開発・教育支援推進事業、平成28年度から実施をしておりますけれども、その中におきましても、発達障害等のある子どもについての理解啓発の促進に取り組むようにしております。

具体的には教育センターで保護者向け、あるいは周りの子どもたち向けのいろんな研修をしたり、講義をしたり、そういうコンテンツをつくっていただいて、それを各地域にある特別支援学校のコーディネーターが研修を受けて、PTAとかの依頼があれば、そこで発達障害等も含めたいろんな配慮の必要な子どもに対する研修会ができるような仕組みづくりを今、行っているところです。

【山本(啓)委員】ただいま説明いただいた概要版と、こちらの大きな表をもって質問をしていきたいと思います。

今回の事案は非常に悲しいことである。しかし、そのことを踏まえてしっかりと、二度と起こさないようにとこういった取組をされていることはもちろんで、振り返っていかなければならないところはもちろん、この検討の中でもそうされたんだと思います。

どのタイミングで、その情報を誰が持っていたのか、また、その情報を得た方が、そのポジションにあってどういう対応をすべきであったのかとか、または、本来ならばここがどのよう

な可能性をもって対応できたのかとか、そういったものを探りながら、二度と起きないように、またそのようなことがあった場合に今度は起きないように検討をしてきたというふうに理解するんです。

まず一つ大事なものとして、関係機関の連携というものを打ち立てられて、それらを踏まえて検討を重ねているというふうな説明でありましたが、連携と情報の共有、2つ併せて説明されました。ほかの委員の質疑でもありましたけれども、情報の共有ということは当然でありながら、その情報をしっかりと分析し判断をします。その根拠に基づいた対応や対策についても共有をしていかなければ、ただ連携にとどまってしまうんじゃないかなと思うんです。

情報の共有にとどまらず、判断、分析、そしてその根拠に基づいた対応策をしっかりと関係が共有しなきゃいけない。共有することを前提に考えた時に、それぞれのポジションにいらっしゃる方々は、それなりの専門性、知識、その根拠に基づいた対策に対応できる能力がなければいけないと思うんです。

情報の共有、そして分析、対応、それらに対応できる専門性を持った人材、いろんな観点があるかと思いますが、それらを踏まえて、もう一度説明をいただきたいと思います。

【吉田こども家庭課長】児童相談所の観点からお話をしますと、電話を受けた職員がいて、その情報をきちんと所内で共有することができず、電話をかけてきた医師にそのまま投げってしまった。

児童福祉法で定められている要保護児童地域対策協議会というのは、関係機関が集まって、要は個別ケースになりますので、そこで守秘義務等を解除されて、個人の情報を持っている機

関が話し合っただけで情報共有して、それぞれの立場で何が出来るかという支援策を協議できる協議会となっています。

その要対協の活用が出来ないのかという相談にたどり着けなかった、そこで情報が止まってしまったというのが一つ問題であろうと思っています。確かに委員が言われるように、職員が、そこに本当はいけたんだといった知識を持っていなかったのは問題じゃないかということと、もしそこにつなげているんな機関が集まって話が出来れば、もっと違った展開ができたのではないかというのは、これはもう振り返りなので想定でしかありませんけれども、そういったチャンスはあったんだろうというふうに思います。

ですから、今回それを踏まえて、職員が情報を受けただけではなくて、受けた全ての案件を児童相談所で機関として判断をする、個人の判断ではなくて全体で判断をするというやり方に改めています。そこにつなげるように、いろんな対応ができるように、職員は資質を向上しないといけないというのも一つあると思います。それも研修等でやっていますけれども、これは継続的にずっとやっていかなきゃいけない話、単年度で終わるような話ではありません。

それと、仮に要保護児童対策協議会、要対協につなげたとしても、要対協をもともと調整するのは市町村です。県内21市町全てに要対協はありますけれども、要対協には実は専門性を持った職員が少ない状況でございます。ですから、本来であれば専門性を持った職員が市町にもいて、全体の要対協の調整をするような働きもやってもらわなければいけないんですけれども、多くはそこまでいっていない。

今回の児童福祉法の改正で、専門職を置きなさいというような改正がなされたところです。

そこについても今後取り組んでいかなきゃいけないということでもあります。

そういう場に持ってきて初めて、今度は個々のそれぞれの機関が、専門性を持って何が出来るかという話になりますので、当然児童相談所は児童相談所としてやるべきことを、その協議会の中でやるべきことを行えるだけの職員としての資質向上が必要であろうというふうに思っています。

今回、佐世保事件を踏まえて、児童相談所の分野でいけば、何ができなくて何が足りなかったのかということをも十分検証した上で、検証の中で指摘されたこと、連携として必要なものが指摘をされていますので、それについて取り組むような形で上げさせてもらったところでございます。

【永松こども政策局長】具体的な話は、今、こども家庭課長が話したとおりですが、概要版の4ページの上から2行目にアセスメントという言葉がございます。これは教育機関のほうで出ているんですが。

山本(啓)委員からのご指摘がありました判断とか分析とか、それができていなかったんじゃないかというのは、前の検証委員会の中でしきりに議論されたことです。要するに情報を持っていただけじゃだめじゃないかと、そこが足りないとずっと言われまして、その機能をどうやって上げていくかということで、こども家庭課長が説明したようなことでございます。

ご指摘はずっと受けております。そういう意味で、言葉としては教育でしか出していないアセスメントというのはありますが、まさに我々はこれをいかにやるかということで、専門性を高めていくとか、そういう努力をしていくということでも取り組もうとしておりますので、そう

ということでご理解いただければと思います。

【山本(啓)委員】 機関で判断をするということ、それにつながるだけのしっかりとした情報を共有するという、そして、しっかりとした判断を機関で行う際には、実際にその情報にどのような姿勢で取り組み、臨んでいくのかと、そういったものを重視するという、今、局長から重ねてご説明をいただいたと理解します。さらには個人のスキルアップ、そして意識の徹底を図っていくということでありました。

そういった取組をしていく中で、県がこのような検討をし、マニュアルを示し、全体の方向性を指し示した後に21市町で徹底をしていくという流れができれば、検討は当然のことながら県で行ったけれども、各市町の現場にも沿ったものがつくれたという話、現場に沿ったものを検討したという説明をいただいたと思います。必要なことを見出して、そのことを徹底することが県下の子どもを守ることに繋がるということであろうかと思えます。

その上で重ねて質問したいんですけども、判断は縛らないまでも取組は徹底すべきだということで、それぞれの地域に広がった取組があります。しかし、先ほどの近藤委員の質問に対して、家族や保護者に対する取組はどうなんだというところで、課長から説明があったのが、発達障害児等能力開発・教育支援推進事業の実施というようなことであったかと思えます。早期からの見守りシステムを取り入れ、義務教育課、特別支援教育室、高校教育課が連携しながら、小・中・高の12年間の継続した支援の充実を図ると、これにつながっているんだと思えます。

しかしながら、この概要版を読む上ではなかなか。地域との連携は理解します。各種それぞ

れの立場の方々が情報を共有し、分析し、対策していくということは理解します。しかしながら、家族や保護者の方々からの発信はあったとしても、こちら側からの保護者や家族に対するアプローチというものが、この検討の中には書かれていないような気が私はするんですが、その点について説明を求めたいと思います。

【前田特別支援教育室長】 発達障害等の子どもたちに関する取組の中で、「特別な配慮が必要な子どもの教育支援に関する取組」という資料があるかと思えます。その17ページをお開きいただけたらと思えます。

そこは、早期からの見守りシステムというものをまとめているところです。基本的に私どもの考え方といたしましては、発達障害のある子どもが今回の事件の加害者になりましたけれども、発達障害そのものが事件の要因ではありません。それが原因になって、適切な支援が行われなかったために二次障害を発症して、それから事件が起こったということがありますので、できるだけ早い段階から子どもたちの特性に気づいて、適切な支援を行っていくということを一番大事に考えております。

そのために、まずは見守りシートにより保護者の視点からも子どもの様子をチェックしていただく。それから、学校としては学校生活アンケートで児童生徒からも情報を聞いていく。そして先生たちも実態把握を行っていく。その3つの視点で子どもの状態をできるだけ早い段階で気づいて、その気づいた子どもたちについて、校内委員会の中でいろいろ検討していきながら、この子については学級の指導レベルで対応できるだろう、この子はいろんな専門家の意見も聞きながら学校組織として対応策を考えていこう、この子についてはやはり医療等外部の専門家等

の意見を聞きながら対応策を考えていこうと、校内でそういったものを整理していきます。状態が安定した子どもはそのままでいいんですけども、「このことについては次の学年にも引き継いでいこう」といった子どもについては、個別の教育支援計画とか個別の指導計画の中にきちんと文書化して、次の学年、あるいは次の学校へとつなげていく。どうしても対応が難しい子ども、そしていろんな問題行動を起こした子どもについては、引継ぎシート等で具体的な内容も引き継いでいく。そういったことを確実に、小・中・高という流れの中でやっていきたいというふうに思っているところです。

【永松こども政策局長】 すみません、概要版で触れていなかったものですから。

「長崎県子ども育成総合検討会議とりまとめ（案）」31ページに、先ほど近藤委員、山本委員からご指摘がっておりますように、保護者への理解が大事じゃないかと。

我々、今回の検討委員会をやる中でも、理解をしている保護者であれば、そこはいいんだと、一緒に手をつないでいけるんだと。問題は、理解を示してくれない保護者の方にどうアクセスしていくかということ、専門家の方からもる言われました。

我々も、どうやっていくかと。ただ、決定打がございませんで、「長崎県子ども育成総合検討会議とりまとめ（案）」の31ページ、「中期的な取組について」の一番最後のほうですが、「いざとなったら強制的に動くことができる『法的根拠』を持ちながら、粘り強く保護者に対応することではないかと考える。これから乗り越えるべき課題は多い」ということで、本当にこれは課題だと思っております。ただ、これを乗り越えないと子どもが救えないことにな

りますので、とにかく粘り強く、いろんなことを考えながら対応をしていきたいというふうに思っております。

【山本(啓)委員】 時間がございませんので、まとめたいと思います。

今、いろんな生徒や家族の形など、また、それに関わっている人々もそうだと思いますけれども、多様化という言葉をよく使います。多様化というのは、不可能であることの言い訳にしまうことはできないんだと私は思っています。多様化であるならば、こちらでも多様化で臨んでいく必要があるし、そのためには継続的なスキルアップをしながら、しっかりとした体制をつくっていくしかないんだというふうに思います。そのことを検討した後にやっていくという説明もあったと思います。

しかしながら、先ほど特別支援教育室長から早期の発見、見守りシステムの説明をいただきましたが、説明の中に、ご本人は気づいていらっしゃるかどうかはわかりませんが、家族という言葉や保護者という言葉は出てきませんでしたよね。

局長のまとめは、積極的にこちらへアプローチしてくるような保護者の方々であればという前提でご説明いただきました。まさしくこれらの事案については、問題の要因の一部は家庭にあること、家庭の環境にあることを我々は見逃してはいけない事実でありながら、その部分に対する対策を講じることができていないということ、局長がお認めになったと私は理解します。

だからこそ我々は、既存のこれまでやってきた地域のつながりとか、PTAの取組とか、その立場にある保護者同士が語り合ったりして、抱える課題や問題が自然に吐露されるというか、自然に共有できる、そんな雰囲気づくりが必要

であるし、今までの取組の中にもそういった雰囲気は当然あったわけですから、いま一度、これまでの学校を取り巻く環境の中での、地域を取り巻く環境の中でのそういった可能性を拾い上げるといふか、そういった作業も必要じゃないのかなというふうに思っています。

検討を重ねていただき、その対策を講じていただくことは大変重要でございます。その上で今回の説明があったということは理解しますが、現場や、そういった地域を離れた上での検討や対策というのは非常に無駄になるものだと思いますので、その観点をしっかりと真ん中に置いて、今後の具体的な取組を県下全域に徹底をしていただくことを望みたいと思います。

【宅島委員長】ほかに質疑はございませんか。

【渡辺委員】まず、概要版の2ページ、の白丸の3番目、この意味がよくわからないのでお尋ねしたいんです。

「市町は、合併でジェネラリストを採用する方向であり、専門職を採用し育成するシステムになっていない」と。これはどういう意味ですか。ジェネラリストというのがよくわからない。

【永松こども政策局長】私もここは気づいていたんですけど、いろいろ聞いたんですけど、委員の発言がまさにこうだったと。

具体的に言いますと、市町村合併はしたんだけど、福祉の専門家とか、そういった職員の採用が、どこの市町村もできていないよねと。普通の一般職を大体とって、その人たちを人事ローテで回しているよねと、たしかそういう意味で会議の中では言われたんだろうと思います。これは後でしん酌するしかなかったの。そういうことで、言われた言葉どおりですが、ともかく専門職をとる傾向にないと。一般職をとって、その人たちを福祉なら福祉に回すから、最

初から教えなきゃいかんと。そういうことじゃなくて、本当の専門職を採用すべきだと、そのような指摘だったと思います。

【渡辺委員】3ページの一番下、「特別な配慮が必要な子どもへの支援」に、「周囲に気づかれにくい『特別な配慮が必要な子ども』については、周囲にいる大人が、いかに早く子どもが抱えている問題に気づき、可能な限り早く専門機関等につないでいくことが、もっとも重要な支援のポイント」となっていますね。これは非常にそうだと思います。

特別な配慮が必要な子どもという基準というか、判断についてそれぞれの子どもたちの個性もあると思うんですよ。特異な個性を持っている人も中にはいると思うんですが、「特別な配慮が必要な子ども」という認定は誰がするんですか。そこをお尋ねしたいんですが。

【前田特別支援教育室長】周囲に気づかれにくい特別な配慮が必要な子どもという概念は、まず、発達障害の子どもです。もう既に診断があるお子さん、また、発達障害という特性が疑われるようなお子さん。それから、発達障害の特性に近いものを持っていらっしゃるお子さん。その他、性同一性障害とか高次脳機能障害、いろんな障害等もあるかと思います。それと、家庭環境等の多様な問題でいろんな問題行動が起こっているお子さんがあるんじゃないかなと思っています。そういったものを総称して「特別な配慮が必要な子ども」ということで考えています。

その中で、発達障害の可能性があるというような子どもにつきましては、文部科学省がチェックリストを出しておりますので、それに基づいて担任の目で、この子についてはこういう特性がある、こういう特性はないということでも

チェックをしていながら、特性がたくさんあるお子さんについてはかなり配慮が必要だろうというふうに判断をしまして、「特別な配慮が必要な子ども」ということで校内委員会の中に上げて対応策を考えていくというような捉えになっております。

【渡辺委員】 そうしたら、この子は発達障害があるよという判断は、学校の先生がしているのか。

【前田特別支援教育室長】 診断というか判断はドクターが行います。

そういう特性がありそうだと、可能性がある子どもたちについて判断をしまして、その特性に応じた指導をしていくと、より効果があります。その特性をしっかりと学校の中で把握して、その特性に応じた指導を行うということです。学校の中で、そういう発達障害の可能性があると学校として判断をするということです。実際の診断は医療機関で行うこととなります。

【渡辺委員】 それは、保護者だとか含めた中でしているわけですか。発達障害なのか、この子どもの個性なのかというのも、どこでどう見分けるのかわからないですけど、そのあたりの区別が、国のマニュアルか何かあるんですか。

【前田特別支援教育室長】 個性と特性というのを捉えるのはなかなか難しいと思います。特性も個性というふうに捉えれば、例えば動きが激しいと、多動と捉えるのか、いろんなものに興味・関心があるというふうに個性として捉えるのかで、考え方が違ってくるんだろうなとは思っております。

ただ、そういう自分の気持ちがコントロールできない一つの特性というものは、行動を見ていたらわかりますので、文部科学省の示すチェックリストの中にありますので、それに沿った

形で見ていくということになります。

【渡辺委員】 それについては、保護者も了解というか、保護者とも話し合いをした上で、そういうことをしているんですか。

【前田特別支援教育室長】 チェックリストで子どもさんたちを見ていく時には、特に保護者の了解はとっておりません。要は、効果的な指導をするためにということで行っております。

ただ、実際に発達検査とか、より詳しく子どもたちの特性を見る時には、当然、保護者の了承を得て発達検査等を行っております。ある視点から子どもたちの特性を見ていく時に、一つひとつ、これについてはそういう特性があるかどうかを具体的に見る時には保護者の了解をとりますけれども、子どもたちにいろいろな特性がないかという大枠で見る時には、保護者の方に、今からこういうことを行いますという了解はとっておりません。あくまでも指導の一環として取り組んでいるということです。

【渡辺委員】 5ページの一番下に、発達障害のある子どもの実態調査を昨年行ったとありますね。この実数は何人ぐらいいるんですか。

【前田特別支援教育室長】 本室が出している「特別な配慮が必要な子どもの教育に関する取組」の10ページに資料が載っております。

のところは、平成21年、22年に既に取り組んでおりました調査、そして平成27年の調査からになっております。前回の調査から5年ぐらいたっておりましたので、また新たに取組んだところです。

特に今回少し加えたことは、11ページに表2というのがございます。これは、まず担任が、学習面とか生活面でどうも気になるな、学習面とか生活面で特別な指導が必要だなというような、ちょっと気になる児童生徒についての数に

なっております。

そういう担任が気づいたお子さんの中で、文部科学省のチェックリストをかけて、さらに発達障害に近い特性があるんじゃないかというお子さんの数が表3になります。

担任がまず気づいた段階で、小・中学校で約9.8%、高等学校で3.8%、その中で文部科学省のチェックリストに基づいてチェックした結果が、表3にありますように小・中学校で7.6%、高等学校で2.3%という数値が今回出ておりません。

【渡辺委員】要するに発達障害の皆さんの調査をした結果、いろんな対策を打って、割合的には小学校よりも中学校が少なくなって、中学校よりも高校が少なくなっていますね。こういった改善はされていると理解をしていいですか。

【前田特別支援教育室長】委員のおっしゃるとおりです。やはりその特性に応じた指導を早い段階から的確に行うことによって、その状態が改善していきますので、基本的には落ち着いていくかと思えます。

ただ、発達障害そのものの特性はずっと大人になっても続いていくものではございます。この数値から見ると、小学校段階でかなり見られた特性がだんだん、適切な指導を行うことによって落ち着いていくという現状は見てとれるかなと思っております。

【渡辺委員】わかりました。

そうしたら、A3版の資料で、関係機関連携の中で、この役割を教えてもらいたい。

スクールカウンセラーは学校に配置している相談員でしょう。スクールソーシャルワーカーと市町職員との合同研修会を実施、スーパーバイザーと児相職員を市町へ派遣し技術的助言と。

ここに何人ぐらいの人がいるんですか。

【宅島委員長】 暫時休憩します。

-----  
午前11時13分 休憩

-----  
午前11時15分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開します。

【中小路児童生徒支援室長】スクールソーシャルワーカーの配置については、全21市町に配置しているのに加え、高校に7名配置しております。全部で28名です。

スーパーバイザーについては、スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーとして県が任命しているのは1名です。スクールカウンセラーにもスーパーバイザーはおりまして1名任命しており、両方1名ずつということで行っております。

【渡辺委員】スクールソーシャルワーカーとスーパーバイザーとの違いは何か。簡単に説明してください。

【中小路児童生徒支援室長】スクールソーシャルワーカーというのは、各学校に配置して、関係機関とのネットワークづくり等の指導をする職員でございます。

スーパーバイザーは今、1名配置しておりますが、その方たちの指導をしたり、相談にのったりして、スクールソーシャルワーカーの業務が滞りなく行われるようにという相談役のような形でございます。

【渡辺委員】スーパーバイザーという人は県の職員ですか。（「違います」と呼ぶ者あり）専門職ですか。（「専門職です」と呼ぶ者あり）スクールソーシャルワーカーも専門職なんですか。スーパーバイザーも専門職なんですか。そこあたりを確認させてください。

【中小路児童生徒支援室長】スクールソーシャルワーカーも専門職で、資格を持った方々と、

それに準ずる方々です。スクールカウンセラーもそうでございます。

スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーでございますが、専門性の高い方をお願いしております。

身分はいずれも県の非常勤職員でございます。**【渡辺委員】**資格を持った人をそれぞれの市町に配置したり、学校に配置したりして対策を打っているということですね。

口頭の引き継ぎを、今回から引継ぎシートをつくると。子どもたちの改善の傾向が見られていますので、今後とも頑張っ対策を打つように、よろしく願います。

**【宅島委員長】**ほかに質疑はございませんか。

**【松島委員】**今までの議論を踏まえて、私は私なりに総論を述べたいと思うんですが、この佐世保の事件は、一人の地方議員としてではなく、子育て世代の一人としても非常に重く受け止めております。

積み上げていただいたものを今日ここに一つの形として出していただいたことには敬意を表する次第ですが、このことを皆様とともに考える中で、地域社会に地方議員としてずっと活動している中で常々感じるのが孤立という言葉です。前の委員会でも少し発言をしましたが、今回出された報告書、一つの結実したものは、関係機関の連携がさらに必要だということを理事者の皆さんは報告として述べられています。大きい話ではですね。

私が地方議員として地域に入り込む中で一番感じるのは社会の変化でありまして、どう社会が変化しているかといったら、家庭が孤立しがちであると、それは肌で感じます。そこにいろいろな諸問題が、子どもの貧困しかり、独居老人の問題しかり、出てきているんだろうなと。

それを補うのが一つ、地方議員の役割なんだろうなと、自分は責任として感じています。

関係機関の孤立とともに家庭の孤立というのもあえて述べているのは、子育て世代が孤立しがちだという実感があります。これは、私が統計をとったわけではないので、私の体験なので大変恐縮ですけど、地方議員として活動する中で、一番そこが孤立しがちである。すなわち情報がいっていない、すなわち状況がわからないと、そういうのは強く感じておりまして、世代間ギャップみたいなものなのではと思うんですが、それは一人の親として、やるべきことをこれからしっかり考えていかなきゃいけない。それは周りのフォローをしなきゃいけないというのを感じています。

そこで、今回、関係機関の連携が重要かつ共通の課題として浮き彫りになったと、一番最初のページにご報告をさせていただいています。ここから先ですね、これからは。この連携をどうしていくかと。

マニュアルもつくっていただきました。学校と関係機関との連携マニュアル。これを読み込みますと、なるほどと、こうすればいいのかというマニュアルであります。ただ、本当にもっと大事なものは、このマニュアルをどう関係者一人ひとりに徹底していくかであると。

問題が起きてからマニュアルを開くという話ではないので、本当に連携していくためには、細かく具体的にどうこれを周知徹底していくのかということまで考えておいていただきたいと思います。いただいた分厚い資料に目を通す中で、周知徹底という言葉で終わらせるんじゃないで、本当にどう細かく皆さんに周知徹底していくのか。そうしないと連携って生まれませんので、そのことをどう考えていращやるのか、

お聞きします。

【永松こども政策局長】委員のご指摘はごもっともだと思います。

この会議を始めました中で出た話だと思えますけど、佐世保の大久保小事件というのが10年前にありました。あの事件の後、いろいろな検証を君たちはしたよねと、その後2～3年は確かに職員の対応がよかったと、危機を持っていたと、やっぱり風化していくんじゃないかと、それはきちっと伝えてくれということでございました。まさにそうだろうと思います。

いかに伝えていくか、いかに理解をしていくか、まさにおっしゃるとおりであります。我々が今、議論を重ねているのは、これを体に染みつかせることだと思うんです。

一つ例として、昨年度取り組んだのですが、全件受理会議ということで、児童相談所に電話がかかってきたら、1人の判断じゃなくて全員の人に検討してもらおうということを今かなりの件数をやっております。そうやって日々やると、いろいろな気づきも出てきます。そうやることが習慣になっていく。

そういうことでかなり染みついて、いろんな対応が出てきていますので、このマニュアルもまず動かすことが大事。いろんな場面で動かして行って、常に訓練をしているというか、そういう状況が大事だと思いますので、とにかくこれを、私もそうですけど、職員全部に伝えて、日々の中でいかに生かしていくか。さっき言った全件受理会議はもう既に動いています。その中でできていますので、一つひとつを常日頃の行動の中でしていけば、身について、いざとなった時に対応できると思います。

ただ、今、言葉できれいごとを言っていますが、それをどう染みつかせていくのかというこ

とになると思いますので、それは今後一つひとつ、こうやっていけよというようなことを検討して、とにかく風化させないようにつなげていきたいと思えます。

【前田特別支援教育室長】特別支援教育の視点で言えば、各学校に特別支援教育コーディネーターという者がおります。やはり小学校・中学校・高等学校間の連携も必要ですので、全てのコーディネーターを集めたコーディネーター連絡協議会を県内10地区につくりまして、地域ごとにコーディネーターを全部集めた会議の中でお互いの情報交換に取り組んでおります。顔の見えるネットワークづくりという意味でも、今後、関係機関の方々にもそこに入っていただいて、そういうネットワークづくりをより広げていきたいと思っております。

今年度の取組といたしましては、地域の支援マップということで、関係機関のいろんな窓口がどういうところがあるのかというのを地域ごとにつくっていきながら、そして関係性をより強めていけたらということ今考えているところです。

【松島委員】本当の連携をつくっていくということにおいて、県の役割というのは極めて大きいと思っております。こども政策局長の話聞いて、これからの連携づくりに期待をするわけですが、ここから先だろうなという思いがあります。

一つ、少し意地悪なことを言いますと、今後の進捗としては、長崎県子育て条例の中に定められている協議会に核となるプラットフォームを移して施策を管理していくと、そういうふうに取りまとめにも記載してあるんですが、子ども条例に基づく協議会というものは、事件が起こる大分前からあるものであります。

このことをしっかりと受け止めていただいて、この協議会が無駄だと言う気はさらさらありませんが、今後進捗管理する上で、この協議会が核となるプラットフォームであれば、何らかの中身の濃いものに変えていかなければならない、これまでと同じでいいわけがないという思いがしていますので、その協議会の在り方もしっかり考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

【中野こども未来課長】今、委員からご指摘のございました条例の行動計画の協議会でございますが、もともとこの協議会自体は、今までは子育ての支援施策の検討とか、次世代の育成をどうすべきかとか、あともう一つは子どもや若者のニート、引きこもりとか、もしくは貧困問題とか、そういったところの中身を、県の施策についてのチェックを、もしくはご意見を外部の委員からいただくような仕組みになっています。

今回は、佐世保事案についても、子どもとか若者の、子育てとは言いませんが、そういったところの案件を、この協議会の計画の中身にきちっと入れ込んで、それを毎年チェックし、ご意見をいただきながら、本当に機能しているのかとか、成果を上げているのかとか、そういったところを議論していく場として協議会を使わせていただこうと思っておりますので、委員がおっしゃったご指摘は、我々としても十分考えていきたいと思っております。

【松島委員】条例に基づいて行動計画をつくって、平成27年度から平成31年度までなので、平成28年段階で行動計画の中にこれからいろいろ追記するんですか。

【中野こども未来課長】この会議が終了して、この報告書等を受けて、もう既に予算化をして

いるものもございますが、こういった案件につきまして、今年中にこの協議会を招集しまして、行動計画の中に盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

【松島委員】まとめますと、あらゆる場面で孤立が起きていると私は感じています。この佐世保事件の背景にもそういうことがあったんだと私は推測をしています。

今回、こういう積み上げたものを一つの形として、どう連携していくかと書いてあるのは評価いたします。これからどう連携をしていくかということに非常に重きを置いていただいて、ここからスタートなんだという思いを強くしていただきたいと思っています。

その中で進捗管理をするのが条例に基づく協議会と皆さんは言われている。その協議会自体は事件が起こる前からあったものであるので、これを核とするなら、より中身の濃いものにしていただきたい。それは重ねて申し上げておきます。連携の核となる場、あらゆるところで連携の問題は起きていると思うんですが、一番しっかりとここを連携強化のプラットフォームとして機能させていただきたいと思っております。以上です。

【中野こども未来課長】今ご指摘のところは十分踏まえて、この協議会にお諮りをします。

先ほどはちょっと言葉足らずでしたが、この計画自体は県議会の議決案件でもございますので、今年中に追加をさせていただいて、その中身をまた審査していただくことになるかと思っております。よろしく申し上げます。

【宅島委員長】ほかに質疑はございませんか。

【外間委員】1点だけお尋ねをいたします。

今回の事件事案を受けて、徹底した検討をした結果、回を重ねて出た再発防止策ということ

で、こども未来課長並びにこども家庭課長から、細微にわたってご説明をなされました。

その中身について、各委員より指摘があった5歳児の健診の徹底であるとか、長崎県内の小・中・高の発達障害の検査結果、データの抽出、それに対する対応策、さまざまな角度からどう取り組んでいくかということについて一定お話を聞いた中で、近藤委員、山本(啓)委員の最終的な分析判断、親というところに行きついて、この親に対してどうあるべきかということが最後の核心ではないかということを感じたところです。

今回の事案の加害者の親は、子どもは発達障害児であるということ認識して、どうやって守っていくかと、ある意味ひた隠しに隠しながら、最終的に隠しきれずにこのような事案になってしまった。

親の最終的な判断の仕方に対して、専門や連携を図る多くの人たちが、その親にどうお話ができるのかということかと思うんですが、その核心についてもう一度、こども政策局長から答弁をいただければと思います。

【永松こども政策局長】先ほど申し上げたとおりでございます。理解をいただけない親御さんに対しての対応、これが大きな問題であると我々も認識をいたしております。

「長崎県子ども育成総合検討会議とりまとめ（案）」に書いてありますが、「法的根拠」を持ちながら、いろんなところで情報の共有はします。要保護児童対策協議会を開いて情報の共有をします。ただ、親の理解がないところをどうするかということで、要保護児童対策協議会には警察も入っています。こういった人たちとも相談して、法的にできるものなら強制的にするとか、そういうことも含めて、とにかく子

もを守るということで我々是对応をしていきたいと考えております。

【宅島委員長】ほかに質疑はございませんか。

【宮内委員】大体、それぞれご意見が出たようですから、もう多くを私が言う必要はないと思いますけれども、私個人の立場で一言だけは。

今のあなた方の答弁を静かに聞いておりました。果たして障害者の、あるいは障害児の問題が、大変言い方は失礼かもしれませんが、それなりに努力をしておられることは十分認めますけれども、事はそれほど簡単に片付くような容易なものではないと。私自身が60年、この種の障害者や、そういう子どもたちのお世話をしながら今日に至っておりますから、どうもあまりピンとこない面が多々あるわけです。学のあるあなた方の研究されたことは、それなりに大いに根拠のあることであると、それを私は否定しません。しかし、この種の問題は、そんな学問的な、学理的な、言うなれば一般人、ないしは一般人以上の能力のある皆さん方がお考えになっているほど、そんな底の浅いものではない、心の問題である。このことをお忘れになってはいかんのではないかなと私は思うんです。

今まで黙って話を聞いておきますと、心は語られていませんよ。あなたたちみんな、活字になっていることを発表しているだけのことです。今いろいろと資料をいただいて説明がありましたけれども、それが届いていなかったがゆえに、そういうような事件に結局はなったということについて、これはやっぱり一般の責任というよりも、相当の責任を負ってしかるべきであると私は思っておりますよ。

これだけ我々はやっているんだから、今後はまず大丈夫だというふうには聞こえるんですけども、私は、そういう従来のような心構えでは、

この複雑怪奇な社会の構成にますます進みつつある今後の社会の情勢を考える時に、一片の文書、あるいは会議、あるいは会合等々だけでは、市民、県民、あるいは保護者、あるいは学校、親子が安心してお任せするような社会的雰囲気にはならないのではないかなど。

60年間、大変な子どもや青少年や、あるいは大人のそういう皆さん方とともに生活をしてきましたけれども、決して通り一遍の取扱いではない。これは家庭も含めて、家庭の皆さん方の悩みも含めて、保護者、兄弟の皆さん、あるいはその縁類の皆さん方の悩みも含めて、いろいろとお考えになってもらわなければならない問題ではなからうかなど、私はこういうふうに思うんです。

そのことが解決されないがゆえに、その関係者の皆さん方がどれほど悩んだり、苦しんだり、あるいは社会からエスケープしなければならないような状況になって、海外に移住する、移民する、逃げ出す、そういうようなこと等々もある。それは、就職の問題にしても、結婚の問題にしても、進学の問題にしても、あらゆる分野にわたってそのことが影響をするから、そういう結果になっていらっしゃる方が、この日本国中にたくさんおられるということをお考えれば、もっともっと心のこもった取り扱い方をしてもらわないと、表向きだけのことだけではいけない。

私は、もう少し具体的に、どういう家庭とどういう対話をして、そしてそれをどういうふうにどうだというようなことなどは、いい事例としてならば、よくなる事例としてならば発表されてもいいと思うんですよ。そうすることによって社会が明るくなる。また、暗い家庭が明るい家庭になっていく。光がさしていく。そういうことにあなたたちが力点を置くことも必要じ

やなからうかと。そういう皆さん方の存在を不安がっておびえるような皆さん方に安心してもらうような。

こういうことばかりでは本質的な解決にはならない。双方の置かれた社会的な条件、家庭的な条件、あるいは遺伝的な条件、そういうものを理解してもらって、その理解が十分行き届けば、うまいところいくのではないかなど、こういうふうに私は思います。これは人権に関わる問題ですから、これより以上は、公の席であまり突っ込んで申し上げるのははばからなければいけない点もあろうかと思えますから、非常に抽象的でわかりにくい面があたりだとは思いますが、あなた方はその問題に携わっておられるわけですから、私が何を言おうとしているのかというのは大体おわかりになっているはずです。これがおわかりでなければ、あなた方はこの種の仕事に携わる資格はないのではないかと、こういうふうに思います。それは、私が60年間この種の仕事に携わってきたから、自信を持って言えるわけであります。

結構なものができております。プリントされております。また、お話も聞きました。大変な努力をしておられるということについては、それなりに評価をさせていただきますが、それだけではこの問題は、大変歴史も長いし、古いし、そして深い深淵と申しますか、深い淵をのぞくような難しい、見通しのきかない、問題点多々あることはぜひご理解をして、今後この問題については、慎重かつ勇敢に突っ込んでいって解決に進んでもらいたいというふうに思います。

どちらかという我が国は、この種の問題については非常に、まあ、明治まではもっとひどかったでしょうね。明治以降、文明開化になってかなり進んできてまいりましたけれども。

適当な例ではないかもしれませんが、ハンセン病の問題にいたしましても、非常に隠ぺいされた分野として取り扱われてきた幾つかの大きな問題が依然として今も残っているわけですから、そういう点については、こういうふうにして書いたもので解決ができた、あるいは講演をすればそれでできたということではなくして、長い歴史を踏まえて、心に触れるような解決の仕方をしていかないと、本質的な、この皆さん方の明るい未来に向けた解決にはつながっていかないと、私は本心からそういうふうに確信して疑っていない者の一人です。

これだけの勉強をされたことについては、それなりに評価をさせていただきますけれども、ただいま申し上げましたような、意味のわかったようなわからないような分野についても、もう少し温かい気持ちで、温かい目でもって見つめてもらいたいと、こういう皆さん方とともに生活をしている者の一人としてお願いをしておきたいと思っております。一層の努力をお願いしておきたいと思います。以上です。

【宅島委員長】 午前中の審査はこれにとどめ、午後は1時30分から再開いたします。

しばらく休憩します。

-----  
午前 1 時 5 3 分 休憩

-----  
午後 1 時 3 1 分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

この際、宮内委員から、本日の午前中の委員会におきまして、一部、適切を欠く発言をしたので、正副委員長において適切な措置をお願いしたい旨の申し出がございました。

この件につきましては、後刻、正副委員長において会議録を精査の上、適切な措置をいたしますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、午前中に引き続き、審査を行います。

質疑はございませんか。

【橋村委員】もう午前中でいろいろ議論をされたわけですが、私の印象は、先ほどの宮内委員ではないけれど、制度設計をどれだけやったとしても、それが機能するかどうかで、今までの部分でも十分対応はできたと思う。ただ、それが機能していなかった。それと、職員の自覚というか、責任意識というか、法的に置かれている自分たちの職責を理解していなかったというか、そういう不十分さ。だから、どれだけ制度をつくっていったって制度設計をしようと、動かす人たちの意識の問題だと思う。したがって、今まででもそうであったけれど、私は、今回それを補完する意味での整備を図ったという捉え方です。

こども政策局長は風化という言葉が使われたけれど、時間の経過とともにマンネリ化したり、風化という言葉も使えようかと思うけれど、日々、職員の責任意識、あるいは業務遂行に当たっての心がけ、それらが欠如しておれば、どれだけしても同じことだと。

それと、組織の運営に当たっては、運用に当たっては、個人プレではない組織として対応せにゃいかんと。そうであるならば、コミュニケーションというのが一番必要不可欠だと思っております。だから、よく「ほう・れん・そう」とかと言われるわけですけれども、連絡、協調を十分にやり、また報告もしながらということで、自分の職責は何なのかと、その意識の問題、それさえ。責任意識、そして自分の職責はと、「日々、我が身を三省す」ではないけれど、絶えず自問自答しながら、マンネリ化せずに、そして何のために自分はこうやって職務を与えられているかと、その意識の欠如だと私は

思っております。

県庁の本課の職員であれば絶えず交流もあつたり情報もずっと日々変わっていくけれど、そういう組織に置かれていると、その意識がマンネリ化することもあり得ると思うので、ぜひとも、その意識を喚起しながら、責任意識を十分に踏まえながら、日々業務に新鮮な角度で最善を尽くすと。そしてコミュニケーションを怠らないようにと、そういう意味合いでこれから職員、あるいは組織の運用に当たってほしいということを変更して申し上げておきたいと思っております。

一言、局長の思いを聞かせていただければと思います。

【永松子ども政策局長】ご指摘のとおりだと思います、マンネリ化。自分がなんでしなきゃいかんのかということを経験に銘じると、おっしゃるとおりだと思います。いかにしてそれをするかと、これもまた難しい問題ですが、とにかく我々は、今聞かれたこと、いろいろ感じたことを伝えまして、我々と出先のコミュニケーションも大事にして、とにかくこれを実際に本当に実行できるように意識していきたいと思っております。

【宅島委員長】ほかに委員の皆様からご質疑はございませんか。

【坂本(浩)副委員長】午前中の議論、それから今も橋村委員のほうからありまして、総括的な議論に入って、ちょっと話をしにくいんですけども、そういう意味では思いは同じだと思います。この制度がきちんと充実できるようにという思いを込めて質問させていただきます。

引継ぎシートについて、午前中にも議論、質疑があったところでもありますけれども、これはまさに議論の中でありました連携と情報の共有、その上できちんとした分析と対策をやらなければ

ならないと、そのことが非常に重要であるということ間違いなくと思いますし、そのための一つのツールとして引継ぎシートは必要不可欠なのだろうと考えております。

ただ、これは重要な個人情報なんですよね。その取扱いについては非常に慎重を期さなければいけないと思いますし、特に、このシートによっていわゆる差別化があってはならないだろうと思います。

そういう意味で言うと、午前中にありました、長崎市の全ての子どもを対象にしたシートで差別化を図るようなことは、私は行き過ぎじゃないかなというふうに思います。恐らく、それぞれ現場でするに当たっては、その必要性と個人情報という扱いの難しさ、ともすれば健常者と障害を持った子の差別化というか、そういうはずまで現場では大変苦労しながら、この問題について恐らく真剣に向き合っていくだろうと思います。

そこで、あくまでもこの引継ぎシートについては、特別に配慮しなければならない子どもへの支援なんだという視点を改めて確認をしていただきたいと思っておりますので、まず、それについての答弁をお願いいたします。

【中小路児童生徒支援室長】今おっしゃいましたとおり、引継ぎシートというのは、一人ひとりの生徒の最善の利益を求めて引き継いでいくものですので、市町教育委員会、及び学校の管理職を通じて職員にも徹底しておりますし、当然不利益にならないような引継ぎをするようにしております。

【坂本(浩)副委員長】 その上で3点ほど質問です。

この引継ぎシートに関する引継ぎガイドラインというものが示されております。シートの様

式1というのがあって、小学校、中学校、高等学校と書いてありますから、恐らく乳幼児期からの分も含めて何らかの形で学校に引き継いで、学校ではこれを様式という形で定めているんだろうと思います。

先ほど議論がありましたように、長崎市はちょっと違う。全児童・生徒対象、それから内容も若干違うようなことを聞いております。

教職員は異動しますよね。長崎市の学校の時にはこういう引継ぎシートがあって、別のところに行ったらまた別のシートがある。現場で対応する時に、そのところは可能な限りですね。長崎市の場合は、一つの事件の問題もあってそういうふうにしたということですが、そこはできるだけ共通できるように、現場の教員が対応しやすいようにしておかないと、かえって混乱を招きかねないと思うんです。

それで、例えばシートの保存期間だとか、様式だとか、どの程度きちんと統一してほしいと、県教委として各地教委ないしは学校に指導しているのか、そこら辺はいかがでしょうか。

【中小路児童生徒支援室長】保存期間につきましては、小学校から中学校に引き継いだ場合は、小学校は1年間保存して、あとは処分ということでございます。

様式につきましては、ガイドラインの20ページ、21ページ、22ページに示しておりますが、基本はこれをお願いしています。各市町、学校で別の様式でやっている場合は、県の様式にある内容が含まれているならば、それで結構でございます。もし含まれていないようでしたら別紙で付けてもらうとか、そういうことで融通をきかせてというか、やりやすいように運用するようにしております。

【坂本(浩)副委員長】これが最低で、プラスア

ルファがあるのかもしれないですけども、保存期間は1年とここには書いてあります。これは対象校を卒業した後、1年間ということですよ。高校を卒業した後はどうなるのか、それは廃棄処分になるんですか。

【中小路児童生徒支援室長】高校も同じでございます。

【坂本(浩)副委員長】たしか2月の長崎市議会が、去年の11月か、どっちかよく覚えていないんですが、長崎市の教育長の答弁で、一度記入されたら消せないというふうな答弁があったと聞いているんです。消せないというのがどういう意味なのかよくわかりませんが、ひょっとしたら、これがそのままずっとある一定期間、例えば1年を超えて残るといことになるのか、保存期間については1年と限定をして指導しているのかどうか、そこはどういうふうな指導をしているんでしょうか。

【中小路児童生徒支援室長】県としましては、このガイドラインに記入してあるとおり1年でございます。

【坂本(浩)副委員長】1年以上保存しても構わないと、最低1年は保存してくださいという趣旨ですか。

【中小路児童生徒支援室長】1年後、破棄するように指導しております。

【坂本(浩)副委員長】わかりました。そのことはぜひ、各学校、各地教委に周知徹底をよろしくお願いしたいと思います。

内容についても、例えば苦手な教科だとか、あるいは部活動はどこに所属しているとか、ピアノを習っているとか、そういう項目もあるんですけども、そういう個人情報についての歯止めというんですか、それは要らないですとか、あるいはこれはいいだろうとか、そういう

指針みたいなものはあるんでしょうか。

【中小路児童生徒支援室長】県の引継ぎガイドラインに関しましては、その子の健全育成のために、別の学校に進級しても、また転学しても指導が継続できるようにという目的でございますので、ピアノが弾けるとか、苦手な教科というのは、指導に関係あると言えはありますので、校長が判断して、上に引き継ぐべき情報のみを引き継ぐことになります。

【坂本(浩)副委員長】そこら辺は非常に微妙でしょうけれども、これは個人情報ですから、先ほど言いましたように、できるだけ差別化にならないように、そこはきちんと今後も指導をしていただきたいと思います。

それから、5月15日付で新聞報道があったんですけれども、個別カルテというのをつくるように文部科学省で方針を固めたというふうな記事を読みました。これは、障害のある子どもを小学校から高校まで一貫して支援し、進学や就労につなげるために、文部科学省が各学校に義務付ける方針を固めたというふうな記事だったんです。これは2020年度以降に導入ということで、平成32年頃ですから、まだまだ文部科学省の内部のことが出されたのかもしれませんが、これも。

これでいう個別カルテと長崎で使っている引継ぎシート、趣旨的には同じだと思うんです。障害のある子ども、それを発達障害とするかどうかというのはよくわかりませんが、この記事の中ではですね。

このもとになっているのが、今年の5月25日に参議院で、全会一致で可決した改正発達障害者支援法、恐らくこれに少し関連する部分じゃないのかなと思うんです。そこの関連が今後出てくるのかどうか、まだ仮定の話ですから何

とも言えないと思うんですけど、もし何かあればですね。趣旨的には同じ、発達障害の子どもへの支援のためというふうなことになっておりますので、そこについて、もし考えがあればお聞かせください。

【前田特別支援教育室長】それについて私どもも、文部科学省のほうに確認をいたしました。基本的に発達障害等の障害のある子どもについて、個別の教育支援計画をこれまでもつくるようにしておりました。これが特別支援学校ですすでに義務付けられているんですけども、小・中学校においては必要に応じてつくるというふうになっておりますので、そのあたりをきちんと、そういう特性のある子どもについては確実につくって引き継いでいくというようなことになると思います。内容的には、ほぼ個別の教育支援計画に準じたものであると、今のところは認識しているところです。

【坂本(浩)副委員長】私が言いたいのは、現場の中で幾つもそういう指導があって混乱しないように、先ほどの内容も含めてですけど、ぜひ混乱しないようにしていただかないと、そっちの業務のほうに追われてしまって、今日、皆さん方からそれぞれ出された、この制度設計はできたけれども、それを活かすも殺すも本当に一人ひとりの人間なんだということがありますから、ぜひそのことを含めてよろしく願いしたいと思います。

それと、こども政策局長から、要するに協力してくれる理解がある保護者はスムーズにいくだろうけれども、そうじゃない人たちにどう理解してもらうか、その場合に法的な強制力も含めてというようなお話もありました。

その場合に、例えば児童相談所に県の職員の皆さんがいる、あるいは専門家の皆さんも配置

されるんだろうと思うんですけども、私も、11月定例会の委員会の中で検討しないんですかというふうなお願いもしたんですが、たしか福岡だったと思うんですが、弁護士が常駐することによって、法的な強制力により説得力を持たせるというふうなことがあるんです。

その後、私が委員会で質問した後に検討されたかどうか、お聞かせください。

【吉田こども家庭課長】弁護士の配置につきましては、現在は契約という形をとって、それぞれの児童相談所に弁護士をお願いしています。今回、児童相談所強化プランとか児童福祉法の改正におきましても弁護士の配置ということがうたわれております。配置か、もしくはそれに準じた措置をとることと、国のほうからもきちんとした考え方が示されたところでございます。

昨年度からは、これまでの何かあった時に事務所に行って相談するという形から、月に1回ないし定期的に会議に参加していただいて法的なアドバイスを受けたり、研修会を開いていただくというような対応はさせてもらっているところです。

国のほうからそういった方向性が示されたので、近々、全体の児童福祉法の改正も含めた説明会が開かれるということでございます。その内容を、国として、そういった費用負担を含めてどう考えているのかということも確認した上で、総合的に今後の対応については検討したいと考えています。

【坂本(浩)副委員長】子ども育成総合検討会議の取りまとめもそうですけれども、全国的にも県内もそうだと思うんですが、児童虐待の問題もあるわけです。時間との勝負というふうなこともあり得るわけですので、予算の相談ということになるんだろうと思いますけれども、今ま

で制度もなくして予算もないところでちゃんとやっている自治体がほかにあるわけですから、長崎としては、この事件を契機に、子どもたちが安心して支援を受けられるように、ぜひ、国との協議を踏まえて前向きにお願いしたいと、要望で終わりたいと思います。

【宅島委員長】委員長を交代します。

【坂本(浩)副委員長】委員長、発言をどうぞ。

【宅島委員長】私も一言、質問させていただきたいです。私も、2月定例会におきまして、児童虐待に関する一般質問を行いました。その時に「いちはやく」と、1、8、9とダイヤルすれば児童相談所に自動的につながるという話をさせていただきました。

先ほど資料を取り寄せましたところ、平成27年度では、長崎にある児童相談所に3,857件の相談、佐世保の児童相談所には1,333件の相談がっているわけですね。

この問題は年々増加をしているのが現実でありまして、ここの段階できちんと目を光らせて、問題が小さいうちに芽を摘むという行動をしないと、どんどんエスカレートしていった大きな事件につながっていくと思います。ですから、そういった事故を未然に防ぐという意味でも児童相談所の役割は非常に大きいと思います。

現在、長崎で42名、佐世保で31名の職員の方々が頑張っていていただいております。ぜひ県当局としましても、この方たちの意見交換なども十分にしながら、現場で何が起きているのかというのを常に把握をしながら対策を打っていただきたいと思います。

長崎県にある保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高校の数が合わせて1,338校あります。生徒・児童数が約20万人います。極めて大事な命でありますので、この命を絶対に守

るんだという気概を持って取り組んでいただきたいと思います。

厚生労働省が「189（いちはやく）」の啓発ポスターを作成していると聞いておりますので、厚生労働省にかけ合って、この1,338施設に早急にポスターを貼っていただいて、小さいことから芽を摘むということで対策を打っていただきたいと思います。その見解を求めたいと思います。

【吉田こども家庭課長】委員長おっしゃるとおり、早期に発見して早期に支援するということが大前提というふうに思っています。「189（いちはやく）」につきましては、昨年7月から運用を開始しておりますけれども、全国的な運用でございますので、ガイダンス等が長くてなかなかつながりにくいというような批判もあったところでございます。

4月の段階で厚生労働省が、今までのガイダンスは約70秒ぐらいかかっていたんですが、それを30秒ぐらいに短縮をいたしまして、県のほうでも、4月の段階で接続率が少し上がっているような状況もございます。そういうふうな形で使いやすいようになっておりますので、そういったことも含めて周知を図りたいと思っております。

11月が児童虐待の防止月間で、そういったものに合わせて厚生労働省から、先ほど委員長がおっしゃったようにポスターとかの配布があります。昨年7月から運用していますので、それ以前からポスターの掲示はやっているんですけど、昨年11月の段階で、小学校、中学校へは市町村から配布をしているんですが、ポスターの希望が上がっていないところも散見されました。今年もそろそろ要望が厚生労働省からくると思いますので、きちんと小学校、中学校にポスタ

ーの掲示をしていただけるように、我々から市町村に対して働きかけをしていきたいと考えております。

【宅島委員長】よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後にこども政策局長に、本当に事件を防止するという強いお気持ちをお聞かせいただひて終わりたいと思ひます。

【永松こども政策局長】冒頭に申し上げたとおり、二度と起こしてはならないという気持ちのもと、我々はこれに取り組んでまいりましたが、いろいろご指摘いただきました。責任の問題等々ございましたので、冒頭の言葉の繰り返しになりますが、職員の資質向上とか組織運営体制の充実、関係機関との強い連携、そういったものに全力を挙げて取り組んでいきたいと思ひます。

【坂本(浩)副委員長】委員長を交代します。

【宅島委員長】ほかにご質問はございませんか。

【近藤委員】最後に一つ。児童相談所の立ち位置が、大体どれぐらいまでの位置で現在はやっているのか。

この前、子どもが親を訴えるということがあったと思うんですけども、例えば、子どもから相談を受けた時に、その家庭に対してどこら辺まで児童相談所が立ち入ることができるのか、そこら辺の立ち位置を教えていただければと思ひます。

【吉田こども家庭課長】相談は、子どもからであろうが、保護者からであろうが関係ありませんので、子どもからそういう相談があれば、きちんと調査をして対応するというところでございます。

場合によっては市町村に相談に行くこともあるかと思ひますけれども、そういった時も市町

村ときちんと連絡をとって、要は、虐待等子どもを保護しなければいけないような状況があれば当然それは、そういった権限は児童相談所しかありませんので、児童相談所が市町村と連携をとって、児童相談所が関わっていった必要な対応をとっていくということでございます。ケース・バイ・ケースということになると思いますけれども、子どもから相談があったから何も受けないというようなことはないと思っております。

【近藤委員】じゃあ、そういう相談を受けた場合には、必ずその現場に誰かが走ると、そういうふうな形で考えればいいわけですか。

子どもから、親のことで相談を受けた場合に、親に対してどこら辺まで、そこら辺が一番難しいところだと思うんです。親に対して、矯正ではないんですけれども、そういう親に対する指導もできるような形になっているわけですか。

子どもから、例えば朝ご飯を食べられないと、僕は家で食事ができないとかというような相談を受けた時に、どうしても親に対しての対応が必要になってくると思うんです。その時に、その親に対してどれぐらいまでの相談というんですか、指導ではないでしょうかね、どう言えばいいですかね、その立ち位置として、どれぐらいまで児童相談所が物を言えるのかということをお伺いしているんです。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午後 1時59分 休憩

-----  
午後 2時 0分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【吉田こども家庭課長】 個々の事例になるうかと思えます。虐待となれば要保護児童となりますけれども、例えば育児ノイローゼでいろいろ

できないとなると、育児支援をすれば解消できるようなケースも考えられますので、そういった場合は要支援児童という形になります。

いずれにしても、こういった原因でそうなっているのかというのは子どもと会って状況を確認しないとはいけませんし、そういった情報があったことをきちんと親にも伝えて、それに対してどういった支援ができるのか。虐待となれば子どもさんを一時保護しなければいけないかもしれないし、そうではなくて通常の育児支援等で一定そこが解消できるのであれば、そのまま在宅で親も含めて支援するというようなことがあると思えますので、そこは児童相談所が対応するのか、市町が対応するのかを含めてケース・バイ・ケースでの対応ということになるかと思えます。

【近藤委員】 ちょっと失礼な質問をしているのかもしれないんですけれども、そこが一番肝心なところなんですよ。

例えば虐待を受けている子どもが、親に虐待を受けていると表で言わないケースは結構あるんですよ。その時に児童相談所が、これは絶対に虐待を受けているな、ということで強制的にそこに入っていけるのか。子どもは、自分の親を守ろうという意識で正確な表現ができない。でも、児童相談所は、少しの相談を受けた中で判断することはできると思うんです。その時に児童相談所が、子どもはこう言っているが事実はこちらなんだと入っていけるだけの強制力を持っているのかどうか、その立ち位置ですよ。

それぐらいの強制力を持ってやっていかないと、何千回に1回のこういう事故は防げないんじゃないかという気持ちがあるものですから、それぐらいの強い気持ちで入っていけるのかどうか、私は難しいと思うんですけれども、どう

でしょうか。

【吉田こども家庭課長】児童相談所は、まず子どもの安全が大前提と考えておりますので、相談があれば子どもに会って子どもから状況を聞き、県としては、相談があれば24時間以内に子どもの安全を確認した上で、あざがあるとかといったことがあれば当然虐待の可能性が十分あるわけですから、入って行って必要な支援をします。引いたような形ではなくて、しっかりと入り込んで行って調査をして、子どもの安全を含めて、最終的には世帯全体をどうやって支援していくかということ判断しているというふうに考えております。

【近藤委員】やっぱり前向きに、そういうふうに出るような立ち位置で、いろいろと相談にのっていただければと思います。よろしくお願いします。

【宅島委員長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもちまして、「長崎県こども育成総合検討会議とりまとめ（案）」に関する審査を終了いたします。

次に、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。理事者入れ替えのため、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時 3分 休憩

-----  
午後 2時 16分 再開  
-----

【宅島委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【沢水福祉保健部長】福祉保健部長の沢水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

平成28年度の人事異動によりまして、新たに就任いたしました福祉保健部の幹部職員の中で、去る5月11日に政府施策要望に関するご審議をいただいた際に出席対象となっておりませんでした幹部職員について、ご紹介をさせていただきたいと存じます。

（各幹部職員紹介）

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【宅島委員長】それでは、これより審査に入ります。

【宅島分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び報告議案を議題といたします。

福祉保健部長及びこども政策局長より、議案説明をお願いいたします。

【沢水福祉保健部長】福祉保健部関係の議案についてご説明をいたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の福祉保健部をお開きください。

1ページをご覧いただきたいと思います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第101号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、報告第1号知事専決事項報告「平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分の2件であります。

はじめに、第101号議案のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、福祉保健部合計で3億3,740万円の増、歳出予算は、福祉保健部合計で4億7,443万4,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、記載のとおり

であります。

2ページをお開きください。

補正予算の内容につきましては、原爆医療施設整備助成費について、日本赤十字社長崎原爆病院の老朽・狭隘化の解消及び被爆者医療の充実・強化を目的として実施する新病院建設に対する助成に要する経費として、3億30万円の増を計上いたしております。

このほか、地域生活定着支援センター運営委託事業費について、災害救助備蓄費について、国保都道府県化対策事業について、社会福祉法人経営労務管理改善支援事業について、施設整備助成費について、農福連携による障害者の就農促進事業についてで、記載のとおりであります。

次に、報告第1号のうち関係部分についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

歳入予算は、福祉保健部合計で1億3,034万8,000円の減、歳出予算は、福祉保健部合計で15億1,136万1,000円の減となっております。

なお、各科目につきましては記載のとおりであります。

歳入予算の主なものにつきましては、年間の収入額の確定による国庫支出金の減によるもので、歳出予算の主なものにつきましては、韓国在住被爆者に対する医療費助成費の実積減等によるものであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【永松子ども政策局長】引き続きまして、子ども政策局関係の議案についてご説明をいたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の子ども政策局の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号知事専決事項報告「平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分、報告第2号知事専決事項報告「平成27年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第2号）」の2件であります。

報告第1号のうち関係部分につきましては、さきの2月定例会予算決算委員会においてご了承いただいたもので、歳入予算は、子ども政策局合計で1億1,741万3,000円の減、歳出予算は、子ども政策局合計で4億3,545万5,000円の減となっております。

なお、各課目につきましては、記載のとおりであります。

補正予算のうち歳入予算の主なものにつきましては、年間の実績額の確定に伴う国庫支出金の減によるもの、歳出予算の主なものにつきましては、保育所等を通じた給付にかかる負担金の実績減等によるものでございまして、記載のとおりであります。

次に、繰越明許費につきましては、2月定例会で設定いたしました繰越明許費に6億3,112万8,000円を追加して設定を行ったものであります。

次に、平成27年度長崎県一般会計歳出予算事故繰越し繰越計算書報告のうち、関係部分についてご説明をいたします。

繰越額は、長崎県安心子ども基金事業費410万1,000円であります。

事故繰越しに至った理由は、保育所緊急整備事業において、施行時に法面の一部が崩壊したことに伴う山留工事等に不測の日数を要したた

め、年度内執行が困難となったことによるものであります。

次に、3ページをご覧ください。

報告第2号につきましては、歳入予算、歳出予算ともに2,123万7,000円の減となっております。これは、母子父子寡婦福祉資金貸付金実績の減によるものであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【宅島分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより、予算議案及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【堀江委員】 第101号議案、福祉保健部横長資料の12ページ、社会福祉法人経営労務管理改善支援事業費について質問します。

この事業につきましては、予算総括質疑の中で、縷々論議をされた内容ではありますが、確認したい点もありますので、再度質問したいと思えます。

まず、社会福祉法人経営労務管理改善支援事業の今回の対象法人がどれぐらいなのかということ、長崎県全体での社会福祉法人の数がどうか、まずここから教えてください。

【小村長寿社会課長】 今お尋ねのありました県内の対象法人数は、約410程度でございます。

【堀江委員】 その410のうち、今回の補正予算の対象となるのはどれぐらいですか。

【小村長寿社会課長】 今回は80法人の予算をお願いしているものでございます。

【堀江委員】 これは国庫支出金ですけど、単年度の助成でしょうか。

【小村長寿社会課長】 この事業につきましては、

本年度限りの単年度事業でございます。

【堀江委員】 今のやりとりは、ごめんなさいね、総括質疑の中でも確認された内容なんですが、改めて確認したくて質問したんです。

410の社会福祉法人があって、今回はそのうち80法人が対象で、相談支援等に助成をしますということですね。国の助成金としては今回だけと。

そうなりますと、総括質疑でもいろいろ出されたんですが、残りの部分はどうなるのか。これまでも専門家による相談支援は進めていこうと思っていたと思うんですけど、今回の補正予算で一気に進んだ面は理解をしますが、410のうち80しか対象にならない。残りの部分は今後どうなるのかと改めて私も疑問として思うんですが、その点はどう考えたらいいですか。

【小村長寿社会課長】 今回の事業におきましては、介護や保育といった分野の人材確保や経営改善等に積極的に取り組む事業所の新たな取り組みに対しまして補助を行うこととしております。

委員からお話がありました補助を受けられない事業所に対しましては、まずは今回は80法人で事業を行いますので、そういった事業所のモデルとなる取組、あるいは参考事例につきまして、今後、県内各地で介護事業者や支援機関と連絡会議を設けるようにしておりますので、そういった中でご紹介をして横展開を図っていきたいと思っております。

それと、国におきましても同様の制度が労働局にございますので、そういった制度の活用も今後行っていただきたいと考えております。

さらに、今回の補助制度で80法人をやりますけれども、そういった中で特に効果があるとか、先進的でほかにも横展開したほうがいいという

事例があれば、今後、基金事業の中で各地域と意見交換をして、来年度以降の新たな事業の検討を行うようにしておりますので、そういった中で必要があれば、今後検討していきたいと考えております。

【堀江委員】 今回の補正は100%国庫から出るんですけど、全体でいうと2割、20%しか対象にならない。80%が残っているんですよ。残りの80%も、経営労務管理の専門家による確認とか相談支援等を受けることによって、介護や保育等のサービスを安定的かつ継続的に提供できるような施設になるわけですね。

そうであれば、あまりにも国の予算の出し方というのは、出すんだったら、全部出してよと、平たく言ってしまえば、そういうふうに思うんですけどね。

もちろん必要なことだから、長崎県も国の方針に基づいてやる。今後必要であれば、何らか基金も活用し、あるいは必要なところの財源が使えないかとやるけれども、これは国に必要だということで要請するなり、少なくともこれまでやってきたことをさらに、国が補正を出してちょっと進めるのであれば、残りの80%についても単年度で終わらずやってよと、平たく言えば、そういうことをもっと言ってもいいんじゃないかと、私はこの予算書を見ながら、総括質疑を聞きながら思ったんですけど、そういう見解はお持ちではないでしょうか。

【小村長寿社会課長】 今、お話のありました国に対する働きかけでございますが、まずは今回の事業をしっかりと行って、どういった成果が出るのかを見極めた上で、必要があれば、いろんな場面があるかと思っておりますので、国の担当者とも意見交換をしてみたいと考えております。

【堀江委員】 成果を見て必要があれば。そうしたら、これはやってみないとわからない内容なのか。これは、内容的に素人の私が見ても必要ではないかと思う制度なんですけど、やってみないと成果が見えない事業ですか。

【小村長寿社会課長】 失礼しました。この事業をまずは入り口としまして、社会法人の経営状況、あるいは労務状況につきまして専門者の目で見て確認をしていただいて、事業所と専門家で必要な改善措置を行っていくというものでございますので、当然今後の社会福祉法人改革を見据えた上で必要な事業だというふうに認識をいたしております。

【堀江委員】 総括質疑の中でも、いわゆる社会福祉法人の大きい施設はもうやっているんだと、専門家のさまざまな意見を聞きながら相談活動とか含めて経営判断とかやっているんだと。今回のこの補正は、80法人ということであっても、日ごろなかなかできない、やろうとしてもできないところが対象だと理解をしております。

そうであれば、私としては、今回は単年度だと、その成果を見て国に必要があれば要望します、ではなくて、これは必要だから、さらに予算を増やしてほしいという要望をしてもいいのではないかと思います。部長、どう思いますか。

【沢水福祉保健部長】 この事業につきましては、今、担当課長からもお話がありましたけれども、まずは80法人をやってみて、既に指導を受けている事業所は対象にならずに、新たに相談をしていく、助言を受けていく事業所が対象ですので、そういう現場の実態をお聞きし、この事業を実施しながら必要を見極めまして、必要があれば国にもお話をしていきたいと考えております。

【堀江委員】最後にしますが、少なくとも成果が見えるように、必要だと思ふような予算の使い方、予算執行の仕方をお願いしたいと思ひます。

もう一つ、同じく第101号議案の13ページ、施設整備助成金の児童発達支援センターの整備にかかる経費の助成に1億円がぼんと出て、施設整備助成ということでは理解をするんですが、長崎県内のどこに設置をするのか。新設ということは部長がお話をされましたけれども、この自治体名がわかりますか。

【柴田障害福祉課長】今回の児童発達支援センターの整備の箇所でございますが、長崎市内に設置をするものでございます。

【堀江委員】これは規模的にはどうか。通所だと思ふんですけど、例えば定員等とかで表示をした場合、どれぐらいの規模なのかということも言えますか。

【柴田障害福祉課長】当該施設の予定のサービス等につきましては、児童発達支援、放課後等デイサービス、そして保育所等訪問支援、そういうサービスを児童発達支援センターとして行うということございまして、定員につきましては40人でございます。

【堀江委員】児童発達支援センターは、ここを入れて県内に幾つありますか。そこだけ教えてください。

【柴田障害福祉課長】児童発達支援センターにつきましては、現時点では県内6カ所でございます。平成28年度2月補正で1カ所を認めていただいております。今回、この補正予算で長崎市内の分を認めていただければ、平成29年度におきましては8カ所に増えるという状況でございます。

【宅島分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【渡辺委員】今の件で、児童発達支援センターの整備の助成に1億1,080万円ですね。これを審議してくれろと言うなら、もう少し資料を出してくださいよ。

どこの施設なのか今質問して、長崎市で定員40人ということだけど、ただ金額を示されただけで、何を材料に審議すればいいんですか。

前から言っているんですけど、補足資料を十分出していただきたいんですよ。

こども政策局もよかとやろう。児童福祉振興費の繰越明許費6億3,112万8,000円、どこの施設がどうなったのかわからないのに、金額だけ示されて。その辺の補足資料があったら出してもらいたいんですけどね。

【宅島分科会長】 暫時休憩いたします。

-----  
午後 2時36分 休憩

-----  
午後 2時37分 再開  
-----

【宅島分科会長】 分科会を再開いたします。

【柴田障害福祉課長】 申し訳ございません。施設整備の内容につきまして、資料を配付させていただきます。（資料配付）

【渡辺委員】 部長、言って出るのなら、なんで委員会の資料に最初から出さんとね。言わんば出さんけんが腹立つわけさ。

【沢水福祉保健部長】 休憩を・・・。

【宅島分科会長】 暫時休憩いたします。

-----  
午後 2時38分 休憩

-----  
午後 2時39分 再開  
-----

【宅島分科会長】 分科会を再開いたします。

【渡辺委員】 例えば長崎市の学校法人ですけど、この施設名は出せないんですか。長崎市のどこに児童発達支援センターができましたよと、私たちも広報せんばいかん時のあるとやから、何

町のどこね。

【柴田障害福祉課長】新小ヶ倉町の学校法人岩口学園でございます。

【渡辺委員】そうしたら、長崎市内ではこれで何箇所目になるのか。

【柴田障害福祉課長】長崎市内におきましては2カ所目でございます。

【渡辺委員】わかりました。

それと、2ページ目の国保都道府県化対策事業についてということで、電算処理システムの構築等に要する経費として1,380万4,000円の増となっているんですけど、平成30年から国民健康保険の運営を県が賄うわけでしょう。それに向けた準備ということでしょう。

行程はどうなるんですか。平成30年度から、今は市町が運営している国保事業を県がまとめてするわけでしょう。そうしたら、今、市町にある国保の窓口は全然なくなるのか。全部県が一括してするのか。その辺の移行する行程がどういった感じで県のほうに移管されてくるのか。

あくまでも管理は市町がするんですか。国保の対象者人員を、全部県がまとめてするようになるんですか。その辺がどういった形で移行されてくるのか説明してもらえませんか。

【安永国保・健康増進課長】平成30年度から、現在は市町でやっております国民健康保険事業につきましては、県も入るといいますか、都道府県が財政運営の責任主体となります。市町から県に移管するのではなくて、市町は今までどおり国保の事業主体でございます。そこに、財政運営の責任主体ということで県が入ることになります。これまで市町でやっておりました国民健康保険税の賦課とか徴収とか資格管理といった国保の事務自体は、今までどおり変更はございません。

【渡辺委員】今、市町によって一人当たりの金額が違うでしょう。市町によってばらばらでしょう。それは、県が一括管理することによって統一した金額になるんですか。

【安永国保・健康増進課長】現在、国保の保険税は、市町のそれぞれの医療費水準とか、所得の水準にばらつきがございますので、その結果も踏まえて、それぞれの市町の判断で保険料については決めております。県内で一番高いところと一番低いところでは、大体1.3倍ぐらいの格差がございます。

前回の委員会でもちょっとご説明はしたんですけども、今回の都道府県化に伴いまして、県のほうで市町ごとの標準保険料率を算定いたします。医療費の水準とか所得の水準とか、そういったものを加味して算定をして、それは公表することになっております。県から示された標準保険料率を参考にしながら、市町ではこれまでどおり、自分のところの収支の計算をして、保険料はそれぞれの市町で定めることになっております。

なお、国の考え方としては、将来的には保険料の平準化を目標にということで国からも示されているところでございます。

【渡辺委員】そうしたら、保険料に一定の基準を設けて、これに合わせなさいよみたいな感じで言って、市町は市町で、それぞれ独自の保険料を定めることができるわけですか。

そうしたら、この間、新聞に載っていましたが、市町の中で5~6カ所しか黒字ではなくて、あとは全部赤字だという報道を見たんですけど、その赤字の分は県が全部面倒を見ることになるわけか。どうなっているのか。

【安永国保・健康増進課長】先日、本会議の一般質問で、平成26年度の県全体の国保の集計で

赤字が15億5,900万円ございますと答弁をしているんですけれども、この赤字につきましては単年度収支といいまして、この後に最終的にはそれぞれの市町の判断で、国保の基金を取り崩したり、あるいは前年度からの繰り越しを持っているところは繰越金でそれぞれ出た赤字は補てんをされて、最終的には全保険者で赤字ではない状態になっております。

都道府県化した後も同じような形で、赤字が出た時の補てんとかあるんですけれども、2月定例会の時に国保の財政安定化基金を設置いたしました。平成29年度までの3年間で積み立てをして、平成30年度以降は、保険税の収納不足があって赤字が出た時には、そこから貸し付けを行うといった制度も設けられております。市町で出た赤字を県が補てんをするということではありません。あくまでも基金を活用して貸し付けをして、借りたお金は翌年度以降の3年間で基金に返していただくという制度になっています。

【渡辺委員】そういうシステムの移行に伴って今回、1,308万円の電算処理システムの構築が要るということなのですね。

【安永国保・健康増進課長】今回導入を予定しておりますシステムは、国保事業費納付金等算定標準システムと申しまして、先ほど言いました市町ごとの標準保険料率を算定するとか、市町から納めていただく納付金を算定するのに使うシステムでございます。

その準備を今年度9月までにしなさいということで、10月には国から、そのシステムのソフトウエアを無償でいただくようにしています。そのソフトウエアに基づいて算定をした結果、県と市町の間で標準保険料率とか、納付金の算定のやり方を協議していくようにしております。

【渡辺委員】そのためのシステムの整備をしながら、平成30年からは、市町の赤字については県が積み立てた基金から貸し付けをしていきますと、こういうことが大きな変更点なんですね。

【安永国保・健康増進課長】国保の会計を都道府県全体で責任を持って見ていきますというのが、今回の国保の都道府県化の主な目的だと思います。

財政安定化基金をつくったのは、赤字補てんを目的とした一般会計繰り入れを今まで市町で行われておりまして、財政安定化基金のほかにも、国で国保の財政安定化ということで既に平成27年度から全国枠で1,700億円、平成29年度からはそれに追加してまた1,700億円、合計して3,400億円を全体の国保の財政安定化のために国からお金を出して、まずはそれで一般会計の赤字補てんを少なくすることがあります。

そういった国の支援もした後に国保の赤字が出た時には、先ほど申し上げた財政安定化基金を活用して対処するということが基本的な流れになるかと考えております。

【渡辺委員】わかりました。

在外被爆者支援事業費が6億9,892万9,000円減額になっていきますね。この要因についてお知らせいただけますか。

【林原爆被爆者援護課長】在外被爆者支援事業の中身をまずご説明したいと思います。

私ども長崎県が所管しております。在外被爆者につきましては韓国でございますので、こちらから専門家たとえば、原爆医療に精通した医師を韓国に派遣しまして相談を行うとか、渡日をして医療を受けていただくとか、あるいは韓国の被爆者の医療に当たる医師に研究のためにこちらにおいでいただくというものもございま

すが、一番大きいものが在外被爆者の方に支給する医療費でございます。

平成26年から医療費の限度額が引き上げられまして年額30万円になるとともに、30万円についてまでは簡素な手続ですが、30万円の上限額を超えた部分についても一定の書類、領収書とか、日本でいいますレセプト、医療行為の行われた証拠書類、韓国では医務記録写本と申しますが、こういう書類を出せば限度額の30万円以上も支給をするという制度改正が行われております。

平成27年度からそれが本格化したところでありますが、その算定を行うに当たりまして、過去10年分についても遡求して支給する、時効の援用を行わずに医療費の支給をすることが認められております。

平成27年度の当初の予算を組む段階で、在韓被爆者の医療に対する医療費の支給に当たって、実質的に行っております大韓赤十字社からいろんなデータを提供していただきまして、約2,500人の方が年間3回ほど請求をするであろうという試算をいたしまして、約6,000人から7,000人の方が支給申請をするのではなかろうかという前提で予算化をさせていただいております。

ところが実際は、先ほど申しましたように、過去10年分の医療の記録等を入手して請求する必要がありますから、それがなかなか進まなかったということでございます。2月定例会の時点でも補正予算で減額をさせていただきましたが、結果的には今のところは167人の方が申請をしたにとどまっております。したがって、こういう流れの中で医療費の分が一番大きい要素として、大幅な減額を専決補正させていただくという経過になっております。

【渡辺委員】 今説明があったんですが、2,500

人から3回ほど請求があるだろうと、制度がちょっと変更になって限度額が30万円になりましたと、30万円を超す分は医療費の請求書を持ってくださいと手続が煩雑になった関係から人数が少なくなって、これだけの減額になったと理解していいですか。

【林原爆被爆者援護課長】基本的に委員のご指摘のとおりでございますが、減ったというよりは見込より減ったと。何ぶん初めての制度でございますから、一定の予測で行った部分があります。その予測よりも随分下回ったということでございます。

【宅島分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【坂本(浩)副会長】 こども政策局の報告第2号、説明資料の子ども政策局の2ページで、さっき渡辺委員からもありました繰越明許費です。

児童福祉振興費が、これは多分2月の補正で出た保育士の修学資金貸付けの事業費だと思うんですけども、この理由づけのところ、年度内に適正な事業期間が確保できないと。

昨日もこの委員会で宮内委員から、こういうことをやると予算立てがそもそもどうなのかと、そこはきちんとせよというような厳しい指摘もあったと思うんです。

それでちょっと気になったんですが、この下に事故繰越し繰越計算書とあります。これは別紙で資料が出されていまして、事故繰越しということですけども、この違いもよくわからないんですが、年度内に適切な事業期間が確保できないと。

それともう一つ。これは横長資料の19ページ、こども政策局の専決補正予算の繰越理由が、国の経済対策補正に伴い適正な事業期間を確保するためと。

これ、同じと言えば同じなのかもしれません

けど、微妙に違うんじゃないかなと思うんですよ。しかもこれ、2月の補正で請願も出て趣旨採択された内容じゃないかなと思うんです。

国の緊急経済対策ということで2月に補正を組んだと思うんです。だから、年度内に処理するには時間がないのかもしれませんが、なぜこういうふうに理由も微妙に言い回しが違うのか、そこら辺の説明をもう一回お願いします。

【中野こども未来課長】 まず、局長説明資料2ページの表現と横長資料の19ページの表現は同じものを表現していると。ちょっと表現が違っているということですが、言いたいことは同じでございます。

なんでこういった状況になったのかというご説明を差し上げますと、保育士の修学資金は、4つの貸付金、今回の国の経済対策で成立した予算の中でできたメニューでございます。その補助率が、国が10分の9の面倒を見ていただいて、残りの10分の1を県が負担すると。そして、これを県が直営で貸す制度をやればいいんですけども、この事業のスキームが、県の社協に補助金として流して、その事業としてやる事業スキームが望ましいとなっているところでございます。そういうことで、2月に補正予算をお願いした時点で並行して県の社協に、この事業の受け入れを継続してお願いをしていた状況でございます。

その時点での国の指導としましては、一旦県のほうで補正を組んだ以上は、その年度内に執行しなさいと。先ほど言いましたように10分の9、6億円が国からきた。組んだそれを年度内に社協なり、そういう法人に補助金として流しなさいという指導がありましたものですから、受け入れ側の意向がわかっていないんですが上げ

ていたという状況があります。

本来であれば、そういった交渉に時間がかかると、執行に時間がかかるとわかっていれば、あらかじめ繰越明許をお願いして繰り越すべきところだったんですが、国の指導で、年度内に執行しなさいという話がありましたので、2月補正予算の時に繰越明許費の追加をできていなかったという状況でございます。

この交渉が、結局年度内に決着がつかないという状況がございましたので、国のほうに事情をお話ししましたところ、国のほうから、それなら繰り越していいよと。当初の方針が変わったものですから、これは申し訳なかったんですけども、専決で繰越明許を組ませていただいて、追加して繰越しをさせていただいたと。ちょっと込み入った事情がございまして、申し訳ないかなと私どもも思っているところでございます。

【坂本(浩)副会長】 ちょっとよくわからないんですが、要は、保育士の修学資金の貸付け。

保育士は不足しているじゃないですか。今、保育の問題はいろいろ言われていますね。その中で、これは国が10分の9出すという国の経済対策ですよ。だから、本来はこれはきちんと使わないといかん。

そういう意味でいけば、予算をつくったけど需要がなかったから繰り越したということではなくて、スキームを含めて、この制度がきちんと活用できなかったという理解でよろしいんですか。

【中野こども未来課長】 説明しましたとおり、このスキーム自体が、県が直営でやれるような事業であるとか、相手がすんなりと補助金を受け入れてやっていただけるような事業でありましたら、組んだ平成27年度中に支出をしてやれ

たわけですが、どうしても相手の受け入れのほうで、組織的に内部の調整もあるとか、いろいろとそういう事情がございまして、補助金を受け入れてこの事業を実施してほしいという交渉に時間を要して、どうも年度内には執行ができないという状況に陥ったということでございまして、やむを得ず専決で明許を追加させていただいたという状況でございます。

【坂本(浩)副会長】 そうしたら、今はもう年度を越していますから、話はきちんとできたという理解でよろしいんですか。今年度はきちんとできると。

【中野こども未来課長】 向こうの団体とも話がつきまして、実施をしていただくことになりましたので、今年度、補助金を出すということになります。

【ごう委員】 1点だけお聞かせください。

予算議案説明資料の3ページの農福連携による障害者の就農促進事業費についてですが、予算総括質疑の中でも出ておりましたけれども、370万円の予算がありまして、これは農福連携に向けて専門家の派遣等の費用であるとお伺いをいたしました。

それについて、具体的にどのような人材を派遣するのか、また、その派遣の方法とか金額等を教えてください。

【柴田障害福祉課長】 農福連携の事業について、まず、どういった専門家を派遣するのかというお尋ねでございます。

この事業の目的は、障害者の方々の農業分野での就労機会を増やして、ひいてはB型事業所で障害者の方々が受け取る工賃の向上につながるというものでございます。そういうことから、農産物を栽培する時の農業技術、農産物の加工、そして販売。今、収益を上げるには6次産業化

ということが言われておりますので、そういった分野への新規参入、または事業拡大といったことで、そういった分野の専門家を派遣するというふうに考えております。

派遣の方法でございますが、国からの正式な決定がまだおりておりませんが、今月または来月ぐらいに確定するかと思います。そこから外部のコンサルタントに委託をするという形になります。そのコンサルタントが、ニーズに応じて専門家を選定して派遣するというものでございます。

約30の事業所を想定しております。そこに年3回程度、専門家を派遣すると。専門家については1名ないし2名、ニーズに応じてということを考えております。370万円のうちの300万円近くは委託料という形になっております。

【ごう委員】 農福連携というのは工賃アップに非常に成果があると言われて、他県で工賃が平均で5万円ぐらいに上がっている事例も出ています。

今後、長崎県も農業の担い手不足が非常に問題になっているので、そのあたりは福祉課と農林部との連携をしっかりと、B型の作業所が耕作放棄地等を職場としてやっていけるぐらいにまで育成をしていただけると、障害者の工賃アップ、農業の担い手不足、人手不足の解消にもつながるのではないかと考えているんです。

現時点で障害福祉課としての農福連携のビジョン、今後長崎県ではどのようにしたいというビジョンがあればお聞かせください。

【柴田障害福祉課長】 今、委員からお話がありましたとおり、B型事業所の工賃向上を目指すということ、ひいてはB型に限らず障害者の方が就労をして、そこがまさに農家とつながる。農家にとっては担い手不足の解消につながる

というようなことで、B型事業所における事業をきっかけとして全体に広がっていけば、それは障害者の方々にとって非常にすばらしいことだというふうに思っております。

私どもも、この事業に限らず農林部サイドとも、どういった形での協力ができるのかということで、ただいま協議を進めているところでございます。

【ごう委員】ぜひそのあたりを進めていただいて、例えばジョブコーチとか、園芸福祉士とか、そのあたりの人材をしっかりと活用して工賃アップ等につなげていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。（発言する者あり）

【宅島分科会長】 暫時休憩します。

-----  
午後 3時 7分 休憩

-----  
午後 3時14分 再開  
-----

【宅島分科会長】 分科会を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】 賛成討論をしたいと思います。

第101号議案の中には国保都道府県化対策事業が入っております。私は、国保都道府県化事業というのは市町村と都道府県が共同で国保を運営し、公的医療費抑制の新たな仕組みと理解をしており、反対をしておりますが、今回の46億円の補正は、他委員会で審議をします熊本地震に対応する職員等の派遣や被災者一時受け入れの環境整備に要する経費とか、災害に強いびわ産地への構造転換を図るための緊急対策等が

盛り込まれておりまして、緊急かつ必要な補正が大きく占めると総合的に判断をいたしまして、国保都道府県化事業はシステム整備であるということから、本委員会の関係部分は賛成という判断をとらせていただきます。

【宅島分科会長】 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び報告議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第101号議案のうち関係部分、報告第1号のうち関係部分及び報告第2号は、原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり可決・承認すべきものと決定されました。

暫時休憩いたします。

-----  
午後 3時16分 休憩

-----  
午後 3時17分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

3時30分に再開いたします。

暫時休憩いたします。

-----  
午後 3時17分 休憩

-----  
午後 3時30分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

それでは、福祉保健部長及びこども政策局長より総括説明をお願いいたします。

【沢水福祉保健部長】 福祉保健部関係の議案についてご説明いたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料の福祉保健部をお開きください。

1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第106号議案「長崎県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第107号議案「長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分の2件であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第106号議案「長崎県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例」につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の成立に伴い、当該支援基金を活用し、平成30年度からの国民健康保険事業の都道府県化に向けた準備を進めるため、所要の改正をしようとするものであります。

第107号議案「長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、厚生労働省令の改正により、介護保険法に基づく通所介護事業所から一部移行する地域密着型通所介護事業所においても、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスが提供できるようになったことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、福祉保健部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

熊本地震に係る対応について。

4月14日に発生した熊本県を震源とする地震の発生による対応については、多くの方が未だ不自由な生活を余儀なくされている状況ですが、

被災された住民や自治体等に対し、現在、県を挙げて支援を行っているところであります。

福祉保健部としましては、これまで医師、保健師、栄養士等の専門職を被災地へ派遣し、被災者の医療救護活動、健康相談や心のケア等保健・医療面での支援に当たるとともに、募集した県民からの救援物資や県保有の備蓄物資を現地へ搬送し、人的・物的支援に努め、また、義援金の受付や募金活動を行うなど、被災地への支援に取り組んでいるところであります。

震災発生から2カ月以上が経過した現在も多くの方が支援を必要とされており、現地の要望を十分に踏まえながら、引き続き支援に努めてまいります。

長崎県ねんりんピック及び全国健康福祉祭の開催について。

本県では初開催となります「ねんりんピック長崎2016」につきましては、去る5月27日、多くの関係の皆様のお出席のもと、実行委員会の第3回総会を開催し、大会開催までの事業計画を承認いただき、本年10月の開催に向けた準備もいよいよ大詰めとなってまいりました。

これまで運営ボランティアについては、企業、大学、関係団体のご協力はもとより、県民の皆様からご応募いただいているところであります。7月には県の実施本部も設置し、運営体制の整備を一層進めてまいります。

また、今月1日から選手の参加受付を開始し、さらに今月20日からは総合開会式、総合閉会式の一般観覧者の募集を開始することとしております。

今後も、会場の清掃活動や選手団に対する声かけ運動の実施など、市町や関係団体の皆様と十分連携しながら、大会運営に万全を期してまいります。

そのほかの所管事項につきましては、地域医療構想の策定について、長崎大学における感染症研究拠点の整備について、障害者のスポーツ振興について、被爆体験者訴訟（第1陣）二審判決に対する対応について、社会福祉法人等に対する行政処分について、「長崎県『新』行財政改革プラン」に基づく取組についてで、内容は記載のとおりでございます。

最後に、綱紀の保持についてでございます。

職員の綱紀の保持については、これまでも再三にわたり周知徹底を図っている中で、職員がこのような不祥事を起こしたことはまことに遺憾であり、県議会をはじめ県民の皆様に対しまして深くお詫びを申し上げます。

福祉保健部におきましては、直ちに所属長から全職員に対し、法令遵守や適切な事務処理の執行はもとより、高い倫理観を持って行動するよう、再度、指導徹底を図ったところであり、今後とも綱紀の保持の徹底に全力を尽くしてまいります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【永松こども政策局長】文教厚生委員会関係議案説明資料のこども政策局をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第108号議案「長崎県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例」、第109号議案「長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例」、第110号議案「長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、第111号議案「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正す

る条例」の4件であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第108号議案「長崎県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第109号議案「長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例」につきましては、国の子育て支援対策臨時特例交付金に基づく基金を延長することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第110号議案「長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第111号議案「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する政令の施行等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明をいたします。

熊本地震に係る対応について。

去る4月14日に発生いたしました熊本地震における被災児童への保育に関する支援につきましては、県内の私立の幼稚園、保育園、認定こども園への入園等の申し出があった場合、必要

に応じて弾力的な手続のもと受入れに努めているところであり、5月末日までの児童の受入れ状況は、累計で9つの市町におきまして幼稚園9名、保育所11名、幼保連携型認定こども園4名となっております。

復興に向けた支援の一環として、引き続き幼稚園、保育園、認定こども園に対し、被災児童の受け入れについて、理解と協力を求めてまいります。

児童相談所の体制強化について。

児童相談所における児童虐待相談対応ケースの増加や、複雑・困難な内容を伴うケースが増加している中、児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化等を図るため、市町村や児童相談所の体制強化などを内容とする児童福祉法等の一部を改正する法律案が、去る5月27日に成立いたしました。また、本年4月25日には、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」が国から示されたところです。

本県におきましては、平成26年7月に発生いたしました佐世保市内女子高校生殺害事件を踏まえ、昨年度から児童相談所における24時間相談受付体制の強化や、検証に携わった外部専門家委員による研修の実施、長崎大学の児童精神科専門医や弁護士の協力による職員の専門性の向上のための研修など、関係機関とも連携し、あのような痛ましい事件を二度と繰り返すことのないよう、児童相談所の体制強化に向けた各種対策に取り組んでいるところでございます。

今後、県といたしましては、こうした取組に加え、今回の児童福祉法の改正や国の児童相談所強化プランの内容を精査し、引き続き、児童相談所をはじめ、市町など県内の児童相談・支援機関の体制強化等に努めてまいります。

子ども・子育て支援新制度について。

平成27年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度につきましては、県子ども・子育て支援事業支援計画に基づき、認定こども園・幼稚園・保育所等に対する施設型給付の支給及び一時預かり、放課後児童クラブなどの各種事業を実施するとともに、新たに47園の認定こども園を認可・認定するなど、着実に新制度への移行を図っているところです。

しかしながら、本県におきまして、昨年10月1日現在で待機児童が181人生じていることから、待機児童の解消に向けて、今後とも市町、事業者と連携しながら、子ども・子育て支援の量の拡充と質の向上に努めてまいります。

その他の所管事項につきましては、発達障害者支援法の改正について、ながさき子育て支援表彰について、児童福祉週間の行事についてでございます。内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【堀江委員】 まず、第106号議案について質問いたします。福祉保健部の横長説明資料の2ページ。

この条例改正は、長崎県国民健康保険広域化等支援基金条例、平成14年につくられて平成26年末の現在高が5億7,945万1,553円の基金の使える範囲を広げましょうという条例改正と理解していいですか。

【安永国保・健康増進課長】 ただいま委員のお

っしゃるとおりでございます。

【堀江委員】そこで、この横長説明資料の2ページに書いてあります都道府県が行う広域化等支援方針の作成及び広域化等支援方針に定める施策を実施するために必要な事業とは、具体的に何ですか。

【安永国保・健康増進課長】今回の国保の都道府県化に伴う事業が、この具体的な事業ということになります。

【堀江委員】国保の都道府県化に伴う事業とは、具体的に何ですか。

【安永国保・健康増進課長】先ほど、6月補正予算でお認めをいただきましたシステムの改修事業でございます。

【堀江委員】そのシステム改修事業だけなのか。

広域化等支援方針に定める施策。広域化支援方針はもうできているんですか。

【安永国保・健康増進課長】申し訳ございません。広域化等支援方針に定める施策につきましては、具体的には、これから市町に相談をして意見を聞いた上で定めることにしております。市町に相談する内容といたしましては、国保の都道府県化対策事業で補正をお願いしました納付金等算定標準システム構築、そういったものを入れて相談をしようと考えております。

【堀江委員】百歩譲って、システム構築を国と今回の基金を使ってやりましょうと。

広域化等支援方針はこれからつくるんですよ。これはいつできるんですか。これに定める事業をしましょうということでしょう。だから、その具体的な中身は。国保広域化というのはわかるんですけど、先ほども質疑がありましたが、そのために何をするのかということがよく見えないんですよ。広域化支援方針に定める施策とは何ですかと、支援方針は今あるのかといった

ら、それはこれからつくるんでしょう。非常にアバウトな答弁ですよ。

私は、必要な事業とは具体的にどういうことが教えてほしいと質問しているので、私ができるように答弁していただけないか。

【安永国保・健康増進課長】申し訳ありません。広域化等支援方針は、平成22年に国保法の一部改正が行われておりまして、その際に長崎県市町国民健康保険財政安定化支援方針というものを策定しております。この支援方針について、今回の都道府県化に伴って、県が市町とともに支援をしていく、あるいは支援のために事業を構築していくということで、そこを定めることにしておりまして、具体的には、先ほど申し上げたシステムの整備がそれに当たるものでございます。

【堀江委員】質問の角度を変えます。

今、長崎県は、国保行政に関わっては国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導、監督に関する基本方針があるんです。この方針の中には、例えばレセプトの点検をしましょうとか、保険税の収納率向上対策を支援しましょうとか、いろいろあるんですけど、この基本方針と、今の条例改正で言うところの広域化等支援方針の兼ね合いはどうなんですか。これとは全く違うものをつくるということですか。それとも、これをもとにしてつくるということですか、教えてください。

【安永国保・健康増進課長】方針は、先ほども申し上げましたが平成22年に一旦つくっておりまして、それに今回のものを追加することです。委員が今おっしゃいました指導方針とは、また別のものになります。

【堀江委員】そうしたら、国保で今、長崎県としては具体的に何をしているかということ、滞納

者対策であったりとか、医療費通知を出したりというふうないろんなことをやっていますね。それと併せて、それとは別に平成22年に広域化等支援方針を定めたんですと。その定めたことに伴って、今、私が縷縷挙げましたでしょう、基本方針の中から、そういう意味での必要な事業という具体的な事業の中身は何ですかと私は質問しているんです。言葉としての平成22年度に決めた広域化等支援方針はわかるけど、それは何をするのかと聞いているのに、具体的な事業名をどういうことをやるのが言えないんですか。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午後 3時49分 休憩

-----  
午後 3時58分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【安永国保・健康増進課長】 答弁が混乱しまして、申し訳ございません。

広域化等支援方針は今後つくってまいります。その中で環境整備を進めていくということになります。

具体的な施策につきましては、先ほどもちょっと申しましたけれども、システムの構築等がその中に含まれていくということで、今後、市町の意見を聞いてまいります。

【堀江委員】 その上で私がどう判断するかだと思うんですけど、広域化等支援方針というのはこれからつくると、ここで言うところの具体的に必要な事業というのは、環境整備と一口に言ったけれども、どういうことかというのはこれからだというふうに理解をいたしました。

そこで、もう一つ、別の議案で質問したいと思うんですけど、第111号議案です。こども政策局の横長資料の5ページ、第111号議案の改

正内容の（3）です。

保育所の職員資格の特例ということですが、今ですと、朝夕に限らず、どんなに子どもが少なくても保育士を2人配置をしていた場合に、これまでの原則を変えて、この条例の改正によって、保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を配置すれば、保育士は1人でも可とするという中身の条例改正ですか。そういう理解でいいんですか。

【中野こども未来課長】 委員のおっしゃるとおりでございます。

【堀江委員】 そこで、改めて現場の先生たちの意見を聞かせていただきましたが、保育という仕事はそんなに簡単で安易なものではないと、さらには保育士の資格は国家資格だと、特例で認めた人は、支援員とするのか何かですけれども、研修のみで試験もないし、果たして大丈夫なんだろうかというふうな意見があります。

そういう意味では、これは保育の質を低下させるという危惧が私のもとに寄せられているんですが、その点はどう考えますか。

【中野こども未来課長】 委員がおっしゃるのは、こういう資格を持たない人間が保育に携わることで質が落ちるのではないかというご懸念、そういうお声は一方で聞いております。

国、地方も含めて、保育士の確保ということでもさまざまな取組をしております。昨年度、国のほうでも確保プランというものをつくり、いろんな処遇の改善とか、再就職支援の強化とか、そういったことに取り組んでいるんですが、一方で、やはり即効的な確保が、労働力の需給の中でどうしても必要であるという一つの判断もあります。

ということで、これは緊急的、時限的な措置として、保育の質を落とさない程度と県で認め

た者を保育士にかえて充実させるということでございますので、確かに保育士さんは専門性とか技術的なものを持っていらっしゃるの、その方々が全部当たっていただければいいんですけども、こういった需給環境がありますので、時限的な措置として我々としては認めていきたいと考えております。そういうことで、質的にも落とさないような配慮をしながらということを今考えております。

【堀江委員】質的にも落とさないような配慮と言いながらも、条例改正でそれを認めてしまうと、質は落ちていきますよね。

法の改正によつての条例改正ではあるんですが、全ての都道府県がやっていますか。都道府県、指定都市、中核市に対して、平成27年度の段階ですけど、いわゆる特例扱いを認めている都道府県は10%しかなかった。認めていないのが68%という資料もあるんです。

例えば長崎県内でいうと長崎市は2月議会で特例を認めましたけれども、全国の動きはどうか。九州管内でもいいでしょう、九州の中での動きはどうか。長崎県は今回、この特例を認めますという条例改正をしますが、他県の状況はどうか。わかれば教えてください。

【中野こども未来課長】先ほど委員おっしゃった全国のアンケートは私どもにもきたわけでございますが、その時点では県内にこういった特例をしているところがまだなかったものですから、回答としては保留という形で「わからない」と回答したところでございます。

昨年度の特例というのは、委員もご存じだと思いますけれども、一定の通知文において、特例的な措置でいいですよという国からの通知であったんですが、今回は省令改正というもので、この基準自体は従うべき基準であると。参酌す

べき基準ではないと、従うべき基準の改正であると国から説明を受けておりますので、全都道府県、それ以外の中核市は、この条例改正を行うものと考えております。

また、九州各県の状況もいろいろ聞いておりますが、佐賀県等におきましては、国の基準に従うみたいな条例をつくっておりますので、もう自動的に変わっているといった状況で、この6月定例会に提案する県が多いと伺っております。

【堀江委員】そうしたら、昨年の段階と今年の段階とは違って、これはもう全ての自治体で条例改正をするということですか。条例改正をしない自治体もあるという私の認識ではあるんですけど、違いますか。

【中野こども未来課長】先ほど申しましたとおり、これは従うべき基準ということで国が改正をしておりますので、1人は保育士、もう1人はかわるべき者ということで特例を認めます。例えば2人とも朝夕は保育士でなくてもいいみたいな改正はできませんが、それを逆に強めるほうは可能であるということです。そういうことで、保育に関する指導権限を持っています中核市と残された都道府県につきましては、条例改正を行うものと考えています。

地域型の保育についても同様の改正がありますが、これは各市町村が条例改正を行っていくものと考えております。

【堀江委員】討論ではないんですけど、国が省令改正をしたから条例改正をしたよというだけではなくて、国がそうであれば、長崎県は守るべきだと私は思いますね、少なくとも。

でないと、これは質の低下になることはもう避けられないでしょう。子どもの命を大事にしましょうとこれだけ言っているのに、家庭より

も長く預かる保育所等で、保育資格のない人が対応するような条例をつくってしまえば、そういうふうになっていきますから、そういう仕組みをつくらないようにするべきだという見解を私は持っています。

【中野こども未来課長】私どもも質を落とさない手法というので、国のほうでは、資格を持たない者で、例えば1年以上保育所に勤めていらっしゃる方とか、子育て支援研修を履修した者とか、そういったものを例示として挙げております。かわる者については各都道府県で条例に記載する事項ではございませんので、ここをどこまでするか。例えば、保育資格を持たないが1年ぐらい保育所で補助員として勤めたことがある、プラス、勤めて1年以内に子育て支援研修を履修するとか、そういった条件を付けるとかといったことで、各県なるべく質を落とさないような方策をもって保育士不足に緊急に対応していこうと協議をしているところでございまして、私どもも、そのところを留意して改正案を出させていただいている状況でございます。

【宅島委員長】ほかに質疑はございませんか。

【坂本(浩)副委員長】今の件に関して、やっぱり質を落とさない努力をどうするかということだと思っております。これは省令の改正で避けられないということですから、どうしても条例の改正はやむを得ないのかなと思いますけれども、今ありましたように業務経験を1年程度有する人だとか、あるいは子育て支援員研修を終了した人を配置して、誰を配置するかは条例に定められないわけですから、できるだけ保育士の資格を持っている人、ないしは近い人をぜひ配置してほしいと思うんです。

その活用の方法として、平成26年度の保育士

の人材確保等事業費というのが去年の決算委員会で資料として出されました。そこに保育士・保育所支援センターというのがありまして、ここで求人登録、求職登録をするわけですね。平成26年度でいうと求職が77人、求人が213人ということで、ニーズはあるわけですね。これが充足できておりませんので、この保育士・保育所支援センターに登録する人をぜひ活用して、保育の質の低下に十分配慮をしてもらいたいと思っておりますけれども、そこら辺の活用の方法についてはいかがでしょうか。

【中野こども未来課長】今、委員がおっしゃった保育士・保育所支援センターは、登録者が2桁ぐらいと、2倍の求人がきているという状況がございまして。ハローワークにおきましても、昨年段階ではまだ0.8倍くらいでしたが、当然もう1倍を超えて、都道府県の平均ではもう2倍を超えているという状況がございまして。

そういったことで、いわゆる潜在保育士に対する就職準備金の貸付事業とか、潜在保育士さんを活用する方策も国に呼応して県も今とっているところでございまして。その一方で、これを緊急的に確保するための方策として条例も出させていただくということになっております。

副委員長がおっしゃるように、このセンターにつきましては、潜在保育士を把握することにも今年度予算を付けていただきまして、登録を活用して、今働いていらっしゃる資格者のあぶり出し作業をさせていただいている状況でございます。

【坂本(浩)副委員長】先ほど言いましたように求職77に対して求人213、潜在保育士は県内に1万人ぐらいと言われておりますね。求職が少ないという現実ですね、求人は多いのに求職は少ないわけですから。

そういう意味でいくと、これはずっと言われていますように保育士の処遇面ですよね。賃金が低いだとか、賃金の割に仕事が非常にきついとか、先ほど堀江委員からありましたように、現場は非常に大変な状況だというふうに私も伺っておりますので、ぜひそこら辺もしん酌しながら、この保育士・保育所支援センターも活用しながら、ぜひ質の低下には十分な配慮を行っていただきたいということを改めて要望として申し上げたいと思います。

【渡辺委員】 第110号議案、横長資料の4ページ、今定例会で条例を変えようという改正内容が書かれているんですけど、2の（1）はよくわかるんです。（2）の幼保連携認定こども園の学級、職員、設備及び運営に関する基準の一部がどう変わったのかという中身が何も示されていないからわからないわけ。これが命令の交付により、でしょう。

次の「こども園の職員の数等について特例が設けられた」と、どういう特例が設けられたのか、その内容を書いてくれないと審議されないわけよ。別の資料があるのなら出して、中身はこうなっているんですと示してもらわないと。こう書かれては、何がどう変わったのか、こっちは全然わからない。ここらあたりはぜひ注意して。

そういう資料はないんですか。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午後 4時14分 休憩

-----  
午後 4時18分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

委員のほうから資料不足だというご指摘もあって、このままでは採決に入れないということでもありますので、明日の朝、資料を用意してい

ただいて、説明を受けた後に採決に入らせていただきます。

明日の審査は午前10時から再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。

-----  
午後 4時19分 散会  
-----

# 第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年6月16日

自 午前10時 0分  
至 午後 3時 8分  
於 第1別館第3会議室

長寿社会課長 小村 利之 君  
ねりんピック推進課長 磯本 憲壮 君  
障害福祉課長 柴田 昌造 君  
原爆被爆者援護課長 林 洋一 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 宅島 寿一 君  
副委員長(副会長) 坂本 浩 君  
委 員 宮内 雪夫 君  
" 橋村松太郎 君  
" 渡辺 敏勝 君  
" 外間 雅広 君  
" 堀江ひとみ 君  
" 松島 完 君  
" 山本 啓介 君  
" ごうまなみ 君  
" 近藤 智昭 君

こども政策局長 永松 和人 君  
こども未来課長 中野 嘉仁 君  
こども家庭課長 吉田 弘毅 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長 沢水 清明 君  
福祉保健部次長 園田 俊輔 君  
福祉保健課長 上田 彰二 君  
監査指導課長(参事監) 鳥山 秀朝 君  
医療政策課長 村田 誠 君  
医療人材対策室長 太田 勝也 君  
薬務行政室長 古賀 浩光 君  
国保・健康増進課長 安永 留隆 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【宅島委員長】 皆様、おはようございます。  
委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、質疑を行います。

質疑はございませんか。

【堀江委員】 資料を出していただいたので、  
108号、110号、111号議案の条例改正の中身で  
再度質問したいと思います。

出された資料の職員配置の弾力化の ですね。  
研修代替要員等の加配人員における保育士以外  
の人員配置の弾力化、これは11時開所、8時間  
労働としていることなどにより利用定員の総数  
に応じて置かなければならない保育士の数を超  
えて必要となる保育士数について、知事が認め  
る者を保育士としてみなすことができるという  
ことです。

そうしますと、こういう事例、例えば、主任  
保育士が担任から外れる、あるいは保育士が研  
修で職場を離れる、こういう場合に代替職員と  
いうのは資格者である必要はないよということ  
で理解していいんですか。

【中野こども未来課長】 そのとおりでございま  
す。

【堀江委員】 そうすると、例えば、学校の現場

を考えた時に、学校の先生が研修を受ける、あるいは病院のドクターが研修を受ける、その時に代わる職員が資格者でないということはあるにないんだけど、保育の世界では、これが通じるということなんですね。

【中野こども未来課長】基本的に学校というのはクラス編制をされてやっていますけれども、保育の世界では一応チームで見ており、そのほかの保育士もおりますので、それと同等の能力を持たれる方を、その代わりに1名、2名入れるについても別に問題はないかと考えております。

【堀江委員】つまり学校の先生が研修で離れる、あるいは病院のドクターが研修で離れると、その代わりの職員が資格者でないということは考えられないけれども、保育ではそれが許されるということですね。それはチームでやっているからというふうな理由があるけれども、許されるということなんですね。

もう一つ、出された資料で職員配置の弾力化は緊急的、時限的な対応であると。昨日も課長は「当分の間」と言いましたね。当分の間というのは、いつまでですか。

【中野こども未来課長】今考えておりますのは、保育士の需給がうまくいきましてバランスがとれて、それで待機児童がなくなる、そういった時期までと考えております。

【堀江委員】期限は明確じゃないのよね、そういう意味では。

【中野こども未来課長】長崎県もまだ昨年4月1日現在では42名、そして、10月1日では181名という待機児童がおります。これをなくすという形で定員増のために増改築等も含めて行っているところでございます。ハード面ではそういうことでやっております。あとはそれを動かすソフトといいいますか、職員が不足していると

いう状況もございますので、今、両方でやっているということで、めどとしては、今のところ、国は平成29年度までに何とかと言っていますが、なかなかその時点までには達せないと思っておりますが、本県は、東京とかあいつたところと比べますと、そんなに時間はかからないかと思っております。明確に何年度までというのは、今の時点では明言することはできないということでございます。

【堀江委員】課長も明言することはできないし、条文そのものも明言してないですね。当分の間ということなので私が非常に思っているのは、司書教諭は1953年につくられた制度ですけど、学校図書館法の附則第2項で、「当分の間、司書教諭を置かないことができる」と定められて、司書教諭の配置が遅れました。1997年にこの規定が改定されましたが、最終的には2003年に、これまでに解消しなさいということが条文に明記されたことによって配置が進んだわけですが、その間、50年かかりました。当分の間というのは、そういう事例もあるわけです。このことについてどう思いますか。

【中野こども未来課長】役所の世界で当分の間というのは、なかなか期限が有限的なものというような感覚を本来は持たせなくてはいいませんが、そういった感覚があるというのはもちろん承知しておりますが、この件につきましては、昨日も申しましたとおり、いわゆるハード面で大きくしていくということも時限的に考えていますし、いわゆる保育士さんの確保プランという形で、これも一応時限を切って強化するような方向、あわせてそのプランに基づいて保育士の処遇改善とか職場環境の改善とか、そういった面も強化していくという方向で今やっていますので、50年かかるのかなというのは、かから

ないとは思いますが、これが2年以内とか3年以内というのは、なかなか言えないような感じがあります。そういうことで「当分の間」という国の表記をそのまま踏襲させていただいております。

【宅島委員長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ほかに質疑はないようですので、これもちまして質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】まず、第108号議案、第110号議案、それから第111号議案ですけれども、委員長、同じ理由なので一括で討論したいと思いません。

一つは、保育所の職員資格の特例が設けられたことから、附則に規定する改正をするということで、今回の規制緩和で職員配置の弾力化につきましても、保育士不足に対応するやり方は、保育士の処遇改善という肝心の課題解決にはならないと思います。結果として保育の質の低下につながることは避けられません。しかも、当分の間ということは、具体的な期限の設定はないのですから、この条項が削除されるまでと解釈できるし、認められません。

それから2つには、義務教育学校が創設されたことでの条例改正、これは2月定例議会で申し上げましたが、小学校、中学校と言っていたところが小中一貫校、義務教育校とすることについては、複数小学校を統廃合する、複数中学校を統廃合する、これを縦に学校を統廃合する考えから、今度は小学校プラス中学校、縦の線で統廃合をする方向ともとれるし、学校の統廃合は慎重であること。それから、県内でも義務教育学校に該当する学校がありますけれど、現

行での法的根拠は明らかであって、条例改正とはならないとの理由で反対をいたします。

もう一つ、106号議案「長崎県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例について」、これは基金の活用を国保都道府県化に向けての準備に活用できるように範囲を広げるという改正です。

国保加入者の低所得者に高い保険料が課せられている実態。それから、市町の一般会計から繰り入れをしなくてはならない厳しい財政状況は、国保都道府県化で解決できるものではありません。国保都道府県化のもとで、市町が都道府県が示す市町ごとの標準保険料率と市町ごとに定められる納付金に基づいて保険料率を決めて徴収します。現状よりも保険料引き上げや徴収強化につながり、保険料の滞納や保険証の取り上げが広がりかねません。納付金は医療費の実績や所得水準をもとに決められるため、医療費抑制が一層迫られることとなります。

国保都道府県化で公的医療費抑制の新たな仕組みをつくるのではなく、財政運営責任は、国、都道府県に置き、国による財源支援を確実に実施させながら、運営主体を市町が担うことで、皆保険体制としての国保を持続可能にすることができると考えます。

国保都道府県化に反対をする立場から、第106号議案は賛成できません。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午前10時10分 休憩

-----  
午前10時10分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに討論はございませんか。

【外間委員】 第106号議案ないし第111号の議案に対しまして、賛成の立場で一言申し上げます。

す。

共産党からの反対は、第108号議案、第110号議案、第106号議案、第111号議案の反対理由に対して、私からは第111号議案については、保育士をあぶり出して潜在保育士を確保する。しかも、質を落とさないで確保しようとする姿勢並びに緊急的に速やかに即効性を持って確保する措置であるということを一定了といたしますので、第111号議案についての反対に対する反対ということで、この件については賛成とさせていただきます。

【宅島委員長】ほかに討論はございませんか。

【山本(啓)委員】まず、こども政策局が出されています議案の第108号、第110号、第111号につきましては、先ほど質疑もございました。内容については昨日もやりとりがあったと理解しております。そのほとんどが国の取組の中で待機児童に対するもの、または女性、もちろん旦那さんもそうでしょうけれども、しっかりと社会で活躍する場をつくるために子どもたちを見る場所を確保するための対策として国が打ち出したものであると認識しております。その上で省令を改正するということであるならば、各都道府県における条例というものも、当然のことながら改正すべきである。

そして、それらについて懸念されるような環境の危険性とか心配ごとについては、全く経験のない方を充てるのではなくて、しっかりとその経験があり、またはそれらについての研修等の対応もするというところでございますので、安全・安心な環境づくりにも配慮した取組が同時に行われるということでございますので、この議案については賛成ということで申し上げたいと思います。

あわせまして、第106号議案につきましても、

これも当然のことながら上位法に当たる法律の改正でございますので、県においても、この条例の改正を行うという取組でございます。

また、昨日のやりとりの中でも、しっかりとその方針の策定に取り組み、そして、その策定に伴う環境づくり、個人のさまざまな情報や県民のそれぞれのやりとりに間違いのないようなシステム環境の作り方などについても説明があったわけでございますので、本議案につきましては、賛成ということで立場を表明させていただきます。

【宅島委員長】ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

暫時休憩いたします。

-----  
午前10時13分 休憩

-----  
午前10時14分 再開  
-----

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

議案に対する質疑が終了いたしましたので、採決を行います。

第106号議案について採決いたします。

第106号議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【宅島委員長】起立多数。

よって、第106号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第108号議案について採決いたします。

第108号議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【宅島委員長】起立多数。

よって、第108号議案は、原案のとおり可決

すべきものと決定されました。

次に、第110号議案について採決いたします。

第110号議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【宅島委員長】 起立多数。

よって、第110号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第111号議案について採決いたします。

第111号議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【宅島委員長】 起立多数。

よって、第111号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第107号議案及び第109号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【上田福祉保健課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部関係の資料について、ご説明いたします。

「文教厚生委員会提出資料福祉保健部」の1ページをご覧ください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関して、市町並びに直接・間接補助事業者に対して内示を行った補助金について、本年2月から4月分まで

の実績を記載しております。直接補助金は、資料の1ページから7ページに記載のとおりで、計54件。間接補助金については、資料8ページから9ページに記載のとおりで計15件でございます。

次に、10ページをお開きください。1,000万円以上の契約案件について、本年2月から4月分の実績は、資料10ページから13ページに記載のとおりで、計12件となっております。

次に、14ページをお開きください。附属機関等会議結果について、本年2月から4月分の実績は、長崎県感染症審査協議会など計30件となっており、その内容につきましては、資料15ページから45ページに記載のとおりであります。

続きまして、この資料とは別綴じになっておりますが、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく資料といたしまして、「経済・雇用対策特別委員会意見書分」と書かれた資料についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。福祉保健部関係は2-(4)でございます。昨年度、経済・雇用対策に関する意見書といたしまして、県議会から、平成28年2月22日に長崎県知事に対しまして提出された意見書にございました意見につきまして左側に記載しております。その右側に県の処理状況を記載しております。

以上で説明を終わります。

【中野こども未来課長】 引き続き、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました福祉保健部こども政策局関係資料について、ご説明いたします。

資料の1ページをお開きください。1,000万円以上の契約案件について、本年2月から4月分の

実績は記載のとおりで、計1件となっております。

次に、4ページをお開きください。附属機関等の会議結果について、本年2月から4月の実績は、「長崎県幼保連携型認定こども園審議会」、「長崎県子育て条例推進協議会」、「長崎県少年保護育成審議会」の3件となっております。その内容は、資料5ページから7ページに記載のとおりでございます。

続きまして、この資料とは別綴じになっておりますが、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく資料といたしまして、「（離島・半島地域振興特別委員会意見書分）」というのが別綴じであるかと思っておりますが、この資料についてご説明いたします。

昨年度、離島・半島地域の地域振興対策に関する意見書といたしまして、県議会から、平成28年2月22日に長崎県知事に対して提出された意見書でございました意見について左側に記載し、右側に県の処理状況を記載しているところでございます。

以上で報告を終わります。

【宅島委員長】次に、医療政策課長より補足説明をお願いいたします。

【村田医療政策課長】長崎県地域医療構想の概要について、補足して説明させていただきます。A4縦両面3枚もので、表題に「長崎県地域医療構想の概要」、右肩に「平成28年6月 医療政策課」と記載した資料をお配りしておりますので、ご用意をお願いいたします。

資料の1ページ、（1）策定の趣旨でございますけれども、「地域医療構想」は、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年におきましても、持続可能な社会保障体制を維持するため、特に

入院医療に着目して効率的で質の高い医療提供体制を構築する目的で、一昨年の医療法の改正によりまして、都道府県に策定が義務づけられたものでございます。

具体的には、下線の部分になりますけれども、入院患者と在宅医療等を受ける患者の数を医療需要と呼んでおりますけれども、将来の医療需要と、これに対して必要となる病床数を定めることが大きなポイントとなっております。

（3）地域医療構想策定のための体制でございますが、構想区域ごとに「地域医療構想調整会議」を設置いたしまして、また、県全体会として「保健医療対策協議会企画調整部会」を開催いたしました。医師会や看護協会等の関係団体、公的医療機関、市町等のご意見を伺いながら今回の素案を取りまとめております。

2ページをお願いいたします。（5）策定に向けてのスケジュールでございます。これまで昨年の夏から最大3回、各構想区域及び県全体の会議を開催いたしました。委員の皆様のご意見を聞き、作成したものでございます。今後につきましては、パブリックコメント等を実施した上で、再度、ご意見等を反映したものを9月定例会でご報告し、10月の医療審議会に諮りまして11月頃の策定を目指してまいりたいと考えております。

次に、構想素案の内容について、ご説明いたします。

3ページでございます。3ページの上のグラフは、今後、県全体で人口は減少してまいりますものの、65歳以上の人口が2025年度まで増加し、特に、入院受療率の高い75歳以上は、その後も増加すると推計されております。

将来の医療需要と必要病床数の推計方法につきましては、医療法に規定されております。一

般病床の入院患者につきましては、診療報酬など具体的なデータに基づきまして、その診療内容に応じてICUなどの高度急性期、一般的な手術などを行う急性期、在宅へ向けたリハビリなどを行う回復期のそれぞれの機能に分類し、一部の患者につきましては在宅医療等で対応するという計算方法となっております。

療養病床の患者につきましては、医療の提供が少ない患者の一部を在宅医療等へ移行するような計算方法となっております。これに将来の人口動態、病床の稼働率を反映させて将来の必要病床数を推計することとなっております。

4ページでございます。上のグラフは、今後、65歳以上の人口が増加していくことを反映いたしまして、医療需要も2035年までは増加していくと示しております。

下のグラフにつきましては、将来必要となる病床数を推計しております。左から2番目の棒グラフ、2025年の必要病床数は、県全体で1万6,848.7床となります。これを機能別で見ますと、左端の棒グラフ、現在、最も病床数が多い、斜線部分でありますけれども、急性期の病床が9,952床、これが2025年の推計では5,396.7床と将来過剰になることが予想されております。逆に回復期の病床ですけれども、2015年の2,940床から2025年の推計では5,656.1床と不足することが予想されておりますことから、今後、不足する病床機能への転換を進めていくことが必要となってまいります。

具体的な課題と施策につきましては、5ページの（5）実現に向けての課題と施策に記載しております。各構想区域の調整会議で出されました委員の皆様のご意見などをもとにしまして、大きく3つに分類しております。まず1つ目が医療機能の分化と連携による効率的な医療提供体

制の確保、2つ目といたしまして在宅医療・介護の充実、3つ目といたしまして医療・介護を支える人材の確保の3つの柱としております。

また、この構想を推進するための基本的な方針といたしまして、6ページの中ほどに記載いたしております。1つ目といたしまして、地域で必要となる急性期病床などの姿を描き、病床機能の転換を図る。2つ目、都市部においては、急性期から回復期まで1つの病院で完結する病院完結型ではなく、医療機関の機能分化・連携による地域完結型の医療体制を目指す。3つ目といたしまして、回復時病床と在宅医療等の充実を図り、地域の医療需要に応じた医療提供体制の実現を図るとしております。

本構想策定後は、各区域の調整会議におきまして、その実現に向けた具体的な協議、あるいは対策の検討等を行っていくことといたしております。

以上、簡単でございますが、地域医療構想に関する補足説明を終わります。

【宅島委員長】ありがとうございました。

ただいま説明がありました「政策等決定過程の透明性等の確保に関する資料」につきまして、ご質問はございませんか。

【堀江委員】こども政策局長崎県婚活サポートセンター事業の業務委託について質問したいと思っております。

今回、契約金額が5,799万円、入札予定価格でいうと第2回で5,370万円、1者しかないわけですけど、この事業は昨年の入札価格でいいですよと970万円です。1,000万円前後だった事業が今回5,000万円を超える事業になったというこの業務の違いはどういうことでしょうか。

【中野こども未来課長】まず、昨年度との違いですが、昨年度は婚活センターを長崎に1カ所

で職員を2名配置する形にして、その運営等について委託をした金額になっております。

今年度につきましては、長崎市に置いている本所に統括する責任者を1人、それと相談員を2名、それと事務員の4名体制にして、さらに、支所を県内の3カ所に置いて、それぞれ2名ずつの相談員を置くということで、事務費が昨年度よりも増えているということが1つ。

もう一つは、データマッチングというシステムを導入したいと思っております。今までは顔写真とか履歴書等でアナログのマッチングをしていたわけですが、デジタル的なデータを蓄積しまして、会費を取った会員制のシステムを構築する。その開発経費が初年度で出てきた。これが1,000万円以上になりますので、そういったこと等で昨年度よりも額が大きくなっております。

【堀江委員】契約の相手となっています公益財団法人ながさき地域政策研究所、いわゆるシンクながさきですね。これは平成22年度からずっとこの事業の委託を受けていて、もう7年目ですよね。これは間違いないですか。

【中野こども未来課長】これは多分、委託は昨年度からということになっています。補助事業でめぐりあい事業をずっとやりました。これも途中から県事業ではなくて、シンクながさきの自主事業という形で、いわゆるめぐり合いのイベントの調整とかやっていますが、このセンター自体の委託は昨年度からということになります。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午前10時31分 休憩

-----  
午前10時33分 再開

-----  
【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【中野こども未来課長】平成22年度からシンクながさきにめぐりあい事業というものをお願いしていたという状況でございますが、これは平成26年度からやめております。めぐりあい事業というのは、居酒屋等でいろんなイベントをして、参加者から手数料を取りながら、調整の事務局をお願いしていた。それ以前、平成18年度から平成21年度は長崎県青年団連合会が同じような事業をやっていたということです。

【堀江委員】そうすると、シンクながさきには、昨年度から婚活サポートセンター事業の業務を委託しているわけですね。それまではめぐりあい事業を、これは委託じゃないんですか、また別ですか。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午前10時35分 休憩

-----  
午前10時35分 再開

-----  
【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【中野こども未来課長】補助金を出していたという状況でございます。平成26年度から補助金を廃止いたしております。それ以降は、自主事業としてやっていただいて、実際にシンクながさきが自主事業としてやっている。めぐりあい事業については、今回、センター自体の委託を平成27年度から、めぐりあい事業とは別に、委託という形で県から委託しているという状況でございます。

【堀江委員】めぐりあい事業と婚活サポートセンター事業は別個で、婚活サポートセンター事業業務委託は昨年度からシンクながさきが受けて、昨年度は1,000万円を上回らないで、今回は5,000万円を上回っている。その理由は業務をいろいろ拡大し、いわゆるコンピュータ上でも照合できるようなシステムをつくるために上がる

ということですね。

そうしますと、私が疑問に思うのは、今回、入札に参加するところがないじゃないですか。これからもいわば契約金額でいうと5,799万円かけて契約して、そこが握っているというか、そこがかなめになっていくんでしょう。そうすると、入札方法が総合評価の一般競争入札というけれど、これはもうここしか取れないんじゃないのかというふうな疑問があって、この質問をしています。

私、実際にシンクながさきに行きました。どうということですかと、どういう業務をするんですかと。そしたら、やっぱり対応してくださった方も今のような話をして、6,000万円近い業務委託を受けるので、今後も自分たちがしっかりやっていきますという趣旨の説明でした。

ということは、契約方法の総合評価の一般競争入札は今後もなじむのかという疑問があるんですが、その点はどうですか。ここ以外に受ける状況はもうないでしょう。こんなふうな6,000万円近くもかけて業務委託すると。

【中野こども未来課長】昨年度からこの委託を始めているわけですが、昨年度の入札は3者ほど参加をされていたという状況でございます。今年度は事業費の増もあり、公募はしたんですが、1者のみということでした。私どもも、広く公募していますが、なかなか集まってくれない理由というのがよくわからないということが実際でございます。この入札の仕方自体については、このセンターの運営事業について、昨年度は3者ほど来ましたので、今年度はなぜ1者なのかという理由はよくわかりません。手法としては総合評価で、プレゼンテーションをしていただいて、どういう運営をやるかをお聞きし、決めるわけですので、決してシ

ンクながさきに有利な事業内容ではないと。先ほど申しましたとおり、シンクがめぐりあい事業をやっていますが、それとは別の事業を委託するわけでございますので、そこら辺は業者特定というわけではないと思っております。

【堀江委員】課長、さっき言ったじゃないですか。初年度の初期投資で5,000万円を超えているんだと言ったでしょう。初年度の初期投資ということは、今後もそこが続くということじゃないの。

だから、入札方法が総合評価一般競争入札であれば、それはほかも受け入れるような状況にしないといけません。でも、なぜ6,000万円近くになるのかと言ったら、初期投資と言ったじゃないですか、そういうシステムをつくるために、だから余計お金がかかりますと、特に人的配置、そのために人的配置をしたら、ここがずっと取るということになるじゃないですか。その疑問はめぐえませんか。どうですか。

【中野こども未来課長】システム自体をつくっていただいたり、支所の箱ものといいますが、そういったものを揃えていただくことで、今年度、予算が増えているというのはありますが、来年度以降はそういったものがなくなり通常の運営になります。それを入札にかけて、それで別の業者さんが来るか、来ないかというのはわかりませんが、門戸は開いてやるわけです。ずっとこの1業者に特定したようなものではないと考えております。

【堀江委員】その説明は不十分ですよ。門戸を開いている、それは当然でしょう。だって、契約方法は一般競争入札なんですからね。けれども、データベース化したものを持っているのはシンクながさきでしょう。じゃ、来年度はシンクながさきがつくった今回のデータベースを全

部、別のところにやるわけですか。来年度は6,000万円とかの契約にならないんでしょう。ここだけがデータベース化するための予算を業務委託して新年度だけ受けるんですかというふうな疑問がやっぱり出てくるんですよ。

だから、私としては、総合評価一般競争入札になじむのかという疑問を持っているということはおききたいと思えます。

【中野こども未来課長】データシステムの所有権は県の方にございますので問題ないと思えます。

あと、支所は、今年度と来年度までは県が運営しますが、基本的には平成30年度以降は手を挙げる市町にお願いするような形になります。そういったことも考えまして、公募という形をとらせていただいた結果、1者ということしか私は申し上げられないし、シンクながさきしか取れないような業務内容というわけではないと私は考えております。

【堀江委員】そこまで言うんだったら、少なくともシンクながさきは、そのために人を配置して、そのために人が行っているじゃないですか。そのために配置もしているわけですから、今後についても、ここ1者の業務委託になっていくということを指摘しておきたいと思えます。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午前10時42分 休憩

-----  
午前10時50分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【中野こども未来課長】 まず、シンクながさきに対する県のめぐりあい事業の補助金につきましては平成25年度でやめて、平成26年度からは手数料を取りながら自主的に事務局をシンクながさきがやっております。これは県とは別の事

業としてやっていらっしゃるということでございます。

今度、婚活センターの委託を昨年度から始めましたけれども、それについても関連性が全くないとは申しませんが、県として、いわゆる婚活を強力に進めていくという観点からのセンター設置であり、昨年度は公募をし3者の応募がございました。ただし、シンクながさきがあったということがあります。今年度も総合評価の入札をさせていただきました。その中で今回は額が、いわゆるデータマッチングシステムを導入する等で額は大きくなりましたが、実際に入札に参加されたのはシンクながさき1者であったということでもあります。

来年度以降の話につきましても、私どもとしましては公募をして執行させていただく予定にしております。ですので、シンクながさきありきの事業設定ではないし、別業者が代わってやれる事業でもございますので、入札という手法については適当な手法であったと私としては考えております。

【堀江委員】 例えば、今度、「NAGASAKI de 婚活」ということで、「長崎で結婚したいアナタをサポートします」というリーフレットがあります。リーフレットなんかもこれから広く県民に知らせるんでしょう、こういうのがありますよって、事前にどんなシステムになっているのって、皆さん情報提供してくださいと、これは秘密が漏れないようにしますよというふうにしなごら、どこがやっているのっていうことは、長崎県の委託事業としてシンクながさきが行いますとちゃんと明記している。それはどこですかっていったら、今のシンクながさきの夢彩都のこちらにあります場所が明記されている。課長は、いやいや、今準備して江戸町あたりに行

きますよとかと言ったって、そのために一々これをつくり変えるのか、あるいはまた、来年度以降もなった時に作り変えるのかという疑問も拭えないわけです。

そういう意味では、私としては指摘なので、総合評価一般競争入札ということになじむのかなという疑問を持っているということは言っておきたいと思います。

【中野こども未来課長】ご指摘は受けたいと思います。ただ、事務所の話もされましたけれども、事務所は今年度設定をしてシンクながさきから外れたところに本部を置いて、また、支所も独自に設定しますので、業者さんが変わられたらそれを使う、電話も使えばいいという話になりますので、あと、データマッチングシステムもそのまま使えますので、入札という形で適当ではないかなと考えております。

【宅島委員長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ないようですので、次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、10番、12番、15番でございます。

陳情書につきまして、何か質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】質問がございませんので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般について質疑を行います。

なお、委員1人当たりの質問時間は20分を目安にお願いいたします。

質問はありませんか。

【松島委員】家庭教育の支援についてお聞きしたいと思います。

その前に、こども政策局こども未来課の中で長崎県子育て条例について、第25条に家庭の日というのがありまして、これは毎月第3日曜が「家庭の日」ということで条例上設定されています。どんな行動をされているのかということで、その条例に基づく自主行動計画を読み解きましたら、家庭の日「とくとくサービス」という、お店に行ったら少し安くなるような取組だろうと思いますが、家庭の日「とくとくサービス」が平成27年度末で終了しております。計画には家庭の日「とくとくサービス」をやりますとまだ書いてあるんですけど、一応平成27年度末で終わったんだと自分なりに調べて驚きまして、なぜ終わったのか、どんなふうに総括されているのか。行動計画にも「やる」とは書いてあるんですけども、終わっていると。終わった理由は何ですか。

【中野こども未来課長】これは県単独といえますか、九州各県で知事会のもとに、もともとやっていた事業で、特に家庭の日「とくとくサービス（クーポン）事業」を県民会議が昨年度まで実施しておりました。これらが今年度から全国展開をすることになりましたので、実際、いろんな店で子ども連れの皆さんが割引を受けるとか、授乳用のお湯を受けるとか、そういったサービスについては、常時、そのまま行っていく。これは全国共通のものとしての制度設計が変わりましたので、もともと県がやっていた分が廃止されたわけではなくて、それに吸収されたという形になって、サービスはそのまま継続していくということです。

【松島委員】サービスの内容をご説明願えます

か。これはどういうふうに家庭に普及しているのか、実感が無いので。全国展開されているということですが、県が主導しないということなんでしょう、平成27年度、終了するという意味はですね。全国のどこかの組織が軸になって継続するんでしょう。それはどういう事業の中身で、普及しているんですか。

【中野こども未来課長】全国展開と申しまして、全国に1カ所、統括する国の部署がやるわけではなくて、各県でやります。各県でそれぞれのパスポートをつくる、各県独自にですね。それを持ってよその県、例えば、長崎県の方が福岡県に行っても、福岡県のお店のサービスを受けられると、逆もあるということになります。全国どこに行ってもサービスを受けられるようになるということです。

本県のお店が提供しているサービスの内容でございますけれども、まず、「とくとくサービス」というものを設けておまして、子育て世代が得するようなサービスということで、例えば、料金が5%オフとか、ドリンクのサービスとか、ポイントが2倍になりますといったサービスがあります。あと、「スマイルサービス」ということで、子育てにやさしい設備、店舗であるということを表示するわけでありまして。例えばミルクのお湯の提供とか授乳室を完備している、そういった店舗につきましては、シールを添付していただいて、そういう店であるということを表示していただくような形にしております。

現状では、県内では479の店舗がそういったサービスに賛同されてやっているということでございます。

今後、この応援店を増やしていくと同時に、子育て中のお子様をお持ちの世帯についても、

例えば、保育所、幼稚園経由とか、いろんなところから普及していきたいと今考えております。

【松島委員】実感がなかったのが大変恐縮ですけど、今おっしゃられたのは、協力店舗が479と。つまり県内の479店舗に毎月第3日曜日に行けば何らかの割引が受けられる。その受けられる人の選別はどうしているんですか。

【中野こども未来課長】これは1年中、サービスを受けられるシステムになります。家庭の日においては、そのサービスが、ポイントが少し上乘せとか、そういったことはあるかと思いますが、私が先ほどお話ししたとくとくサービスとかスマイルサービスとかについては、1年中、このパスポートをお持ちになれば、もしくは本県の場合はパスポート以外でも、目視でも結構ですということにしておりますのでパスポートなしでもサービスを受けられるということになります。

【松島委員】目視がどういうことか説明を加えていただいて、パスポート取得者の選別はどうされているんですか。誰でもいいというわけではないと思いますが、どういう方々にパスポートを渡されて、その方が利用されているのか。

また、目視でいいと、誰でもいいというわけではないんだと思うんですけど、説明を加えてください。

【中野こども未来課長】お子さんをお連れになられておれば、カードを持たないからだめよという話ではないということでございます。

【松島委員】パスポートの取得者は選別されないんですか。どんな人が持っているんですか。

【中野こども未来課長】学令期前のお子さんを対象とします。最初のお子さんをお持ちになられた時に、こういうサービスがありますということをお知らせして、お子さんが増えると、パ

スポーツの裏に二男さん、三男さんという名前を入れるような形のパスポートを配付するような形にしています。他県に行く時には、そのパスポートを見せると他県のサービスも受けられるという仕組みが今年度から始まったということです。

今年からというのは、先ほど言いましたように、県独自でもやっていたが、それが県内だけの話だったのが、全国展開ということで、パスポートを有せば、どこの県でもサービスを受けられる。長崎県民だからだめよという話にはならないというのができたということ。もともとやっているサービスについては、保育所とか子育て支援拠点とか、そういったところで用紙を配っておりますので、それに記載していただければパスポートの発行がされるということになっています。

【松島委員】とすると、今年から他県でもできるようになるということなので、このパスポートというのは長くやられているんですか。条例ができたのが平成20年ですので、もう長くやっていますか。

【中野こども未来課長】先ほども申し上げましたとおり、これは九州知事会で平成18年からやりましょうとなって、その一環として長崎県も導入しました。

本県は目視でいいということになっていましたが、他県でも使うことが可能になりましたので、パスポートの発行は今年からということになります。長崎県の場合、お子さんを連れて来られたらサービスをしていたと、それが平成18年から続いていたということでございます。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午前11時 5分 休憩

-----  
午前11時 6分 再開  
-----

【宅島委員長】 再開いたします。

【松島委員】 知らなくて恐縮します。半分反省で、半分普及状況が不足しているんじゃないかという思いもあります。子育て世代として全く知りませんでした。こんなすばらしい制度、479店舗、どこか多分当たっていると思うんですけど、全く気づきませんでした。半分反省、そして、こういうことはしっかり普及して、これは喜ばれると思いますよ、何らかの経済的メリットが受けられるんだっただけです。しっかり周知されれば喜ばれる家庭がいっぱいいると思いますので、普及してほしいと思います。

そして、長崎県子育て条例の第15条に家庭教育への支援ということが書いてあります。その条文を読むと、第1項が、子育てについて学習する機会を保護者へ提供する、第2項が、子どもが体験活動できるように積極的に参加するように保護者へ広報する。第3項が、電子ゲームへの依存がもたらす弊害があるんだという情報を提供する、この3つです。これも子育て条例行動計画を見ると具体的施策が列挙されていましたが、要は、どういうことをやられているのか。これはこども未来課と、もう一つ担当があったと思いますが、こども未来課の中で構いませんので、条例に基づいて家庭教育の支援としてどういうことをやっているのか、整理をさせてください。

【中野こども未来課長】 家庭教育への支援ですが、具体的に何をやっているのかということでございます。

こども政策局におきましては、具体的に申し上げますと、ファミリープログラムというシステムを用いまして、いわゆる親御さん方に集

まっただいて、ファシリテーターを派遣して、いろいろな子育ての悩みとか、お話し合いをするような場を設定し、子育てについての悩みを解消するようなことをやったり、あと電子ゲーム云々というのがございますが、こういったことにつきましてネットパトロールをやって教育機関に指導を依頼したり、警察に依頼しております。携帯電話の所持の問題、フィルタリングの問題、そういったことについては学校にメディア安全指導員を派遣して、そういった指導を、年間延べ5万人ぐらいの生徒や親御さんが受講されているといったことが具体的な事業と考えております。

【松島委員】ファミリープログラムとおっしゃられましたが、要は、親育ちプログラムですよ。ファミリープログラムは親を育てるプログラムのことだと認識しているんですが、数値目標としてファミリープログラムを平成31年度までに全市町で実施すると。もうクリアされているんじゃないですか。というのは、ファミリープログラムを実施するために、片仮名がいっぱい出てきてあれですけど、ファシリテーターを養成すると皆さんがおっしゃっていて、そのファシリテーターの養成が全市町で終わったというところまで私は記憶しております。ファシリテーターさんが各市町で開いていくんですか。多分、既に終わっているのかなと思いますが、状況をお聞きします。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午前11時10分 休憩

-----  
午前11時12分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【中野こども未来課長】 まず、平成27年度は全ての市町で実施しておりますということが1

点。

それと、それを指導しますファシリテーターの養成も全市町で昨年度、養成済みとなっております。

【松島委員】 平成27年度で21市町が達成しているということなので、行動計画にある数値目標は、平成31年度までに全市町が達成するように頑張るとのことだったんですけど、既に達成されているので、今度は新しい攻めの展開を実施して行ってほしいと思います。

主は、ファシリテーターの活躍になってくるんでしょう。ファシリテーターの中身を充実させていくことなんだろうと思います。そういう親育ちプログラムの中身の深化やファシリテーターの方々のスキルアップをどう考えていらっしゃるのか、お聞きします。

【中野こども未来課長】 このファシリテーターさんにつきましては、スキルアップの研修を年1回、各地でさせていただいているという状況がまずございます。

あと、今後の展開ですけれども、これはご指摘のとおり、家庭の方に一歩踏み出すような事業が何かできないかということは私どもも今検討させていただいております。家庭教育の重要性については認識しておりますので、何か超えられるもの、これを広げるようなものの展開を検討させていただきたいと思います。

【松島委員】 家庭教育の支援に力を入れてほしいという思いです、単刀直入に言ってですね。ある程度、数値目標は達成されているので。

そしたら、ファシリテーターの現状の数がどれぐらいで、これから何人まで目指しますということは言えますか。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午前11時15分 休憩  
-----

午前11時15分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【中野こども未来課長】 数字が平成27年度がまだ把握できておりませんが、平成27年3月、平成26年度までに養成した数としては529名で、その方たちが全市町にいるということでございます。

この数がいいのかどうかということですが、この529名がどのくらい活動されているかということはお聞きしたことがあるんですが、実態としては100名ぐらいの方が動いていらっしゃるということ。もっと活用といいますか、スキルアップをしていただいて家庭の方に参与していただく、支援をしていただくように進めたいと思います。

【松島委員】 何度も言ってあれですけど、孤立しているということを私は問題意識として感じております。何らかの場で横のつながり、斜めのつながり、縦のつながりを増やしていかなければいけないという思いを一人の地方議員として持っています。

このファミリープログラムはなかなか興味深いなという思いで横から見ている、うちの市もいろいろやっているんですね。うちの嫁もいろいろ出て、そこで関係性ができて、なかなかいいことをやられているなという思いがしています。

このファミリープログラムは、なかなか評判がいいというか、アンケート調査とかされていて、9割以上が「満足している」ということも私の記憶にあります。

したがって、こういう取組をどういうふうにもさらに浸透させていくのかということを考えて

いますので、ファシリテーターの話、そもそものファミリープログラムの話を条例に基づいてしっかりと深化させていってほしいと思います。

【宅島委員長】 ほかに質問ありませんか。

【堀江委員】 まず、国保都道府県会のスケジュールについて質問したいと思います。

私の手元に、今年3月、〇〇県で開かれた〇〇県市町国保広域化等連携会議概要があります。その中で国民健康保険運営協議会準備会の提案が議題になっています。国保都道府県化までのロードマップが図式で示され、〇〇県は今年8月を目処に国保運営協議会準備会を立ち上げると提案されています。

長崎県の場合、こうした状況、国保都道府県化に向けてのスケジュールについては、どうですか。

【安永国保・健康増進課長】 平成30年度の国保の都道府県化に向けた準備のスケジュールについてのお尋ねでございます。

まず、今年度、主な取組といたしましては、国保の運営方針というものを一定つくる、第1次案でございますけれども、これをつくるようにしております。それから、運営協議会につきましては、平成29年2月議会に長崎県の国保の条例を上程したいと考えております。その中で国保の運営協議会についても規定がございますので、条例を制定いたしまして、平成29年4月から国保の運営協議会が設置されるということを考えております。

先ほど申しました運営方針の策定については、昨年度から市町の国保連携会議というものを再開いたしまして、その下に作業部会ということで、昨年度は3部会、それから、今年度はシステムの方を入れまして4部会を設定いたしまして、平成28年度はそれぞれ連携会議を4回、

それから作業部会も4回ということで、その中で協議をして、最終的には国保の運営方針については年度内に第1次案をつくっていきたいと考えております。

【堀江委員】私が質問した運営協議会の部分ですね。〇〇県は今年の8月に準備会を立ち上げようということなんだけど、そのことについてだけ答弁を求めますが、じゃ、長崎県としてはまだ立ち上げには至っていないということですか。

【安永国保・健康増進課長】本県としては、まだそこまでは至っておりませんで、2月に条例を上げるまでの間、委員構成については決まっていますので、あとは委員構成のそれぞれの種別の人数を何人にするかとか、そういったことについて市町の意見も聞きながら決めていきたいと考えております。

【堀江委員】問題は、運営協議会の準備会の中で、私としては、被保険者代表とか、保険医等の代表とか、被用者保険代表とか、公益代表とかの中で、公益代表の意見も十分入れるのかという疑問を持っているものだから、この質問をしているわけですね。

では、準備会は立ち上げないんだけど、それより前に国保の条例を出すわけですか。長崎県としてはそういう準備になるんですか。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午前11時22分 休憩

-----  
午前11時22分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【安永国保・健康増進課長】今年度は、〇〇県の準備会というものに該当するものとしては、先ほど申しました市町国保の連携会議といったところで準備をしていきたいと考えております。

【堀江委員】 そしたら準備会とかではなくて、連携会議で準備をして、条例を先につくって、その後、国保連絡運営協議会をつくるという流れになるんですか。

【安永国保・健康増進課長】 2月に条例を上げますので、それまでに内容については決めまして、実際に委員の選定をして立ち上がるのは来年の4月からということで今のところ考えております。

【堀江委員】国保運営協議会の中に広くいろんな人の意見が反映できるような人選をしてほしいという思いがありまして、こういう質問をしているんですけれども、そういう方向で検討されるということでもいいのか。

それと同時に、そうしたスケジュール、たまたま私はこの連携会議の概要を手にしたものですから、もちろん、会議に参加した人はそのスケジュールは持っていると思うんですけど、昨日も、どういうふうに国保のスケジュールになっているのかという質疑も出されたんですが、平成30年4月から国保の広域化がスタートする、それまでに何をやって、どういうふうにしてそれができるのかというロードマップ的なものはないんですか。それは県議会等には示すことはできないんですか。

【安永国保・健康増進課長】国保の運営方針の策定のガイドラインというものが、実は4月に入って国から最終的なものが示されておりますので、それに基づいて先ほどのロードマップですね、平成30年度に向けた取組の整理をしておりますので、スケジュールにつきましては委員会には提出させていただきたいと思っております。

それから、運営協議会で意見を反映されるような仕組みということでございましたけれども、

運営協議会の方には被保険者の代表、保険医の代表、公益代表、被用者保険の代表ということで、法律でもそのように決まっております、いろんな立場の方からの意見を国保の運営に対して反映できるような仕組みができております。今の委員のご意見も踏まえ、そういったことができるようにしていきたいと思っております。

【堀江委員】そしたら、国から国保都道府県化のガイドラインが示されているので、その整理が済んだら県議会にも報告するという理解でいいですね。

国保健康運営協議会の中では、例えば、委員の男女比は40%を超えるという、努力目標ですけど、そうしたのも含まれているんですが、そういったことも検討されているのか。そういうところはまだですか。

【安永国保・健康増進課長】県の方でも附属機関の委員構成、男女比のところがございますが、申し訳ありません、運営協議会の男女比のことまではまだ検討には至っておりません。

【堀江委員】じゃ、いずれにしても、国保広域化が具体的に長崎県として何を、どういう時期でやっていくのか。条例を来年の2月に出しましょうということが答弁で明らかになりましたけれども、そうしたことが県議会に報告されるということなので、実際に出された資料に基づいて今後質疑をしていきたいと思っています。

長崎県地域医療構想について少し教えてください。

長崎県の地域医療構想が、医療需要と医療の必要量の抑制を目的としないで、どのようにして医療供給体制を確保・充実させていくのかという計画をつくってほしいという立場から質問したいと思います。

課長が言われた概要の2ページ、病床機能報

告制度ですね。これは、これまではいわゆる基準病床数という総量規制と申しますか、基準病床数ということで一括してあったものが、医療機関が報告するということなんですね、医療機関に応じて。その中で2ページ、「県に報告していただく」というのは、これは医療機関が長崎県に報告するんですか。

【村田医療政策課長】毎年7月1日時点の状況を県に報告していただくということになっております。

【堀江委員】私が厚生労働省の病床機能報告というホームページを見ると、こんなに書いているんですよ。「医療機関から直接都道府県に送付するのではなくて全国共通サーバーに送付して全国共通サーバーにおいて集計を行い都道府県に提供します」と。さらに、「医療機関からは、法律上、都道府県知事にご報告いただくこととなっておりますが、事務作業の効率化のため厚生労働省が事務局機能、全国共通サーバーの整理等をみずほ情報総研株式会社の一部業務委託した」と。

結局、実態としては、県に報告というよりも、厚生労働省に報告して、みずほ情報総研株式会社が一括管理をするということですか。

【村田医療政策課長】法律上は、県に報告となっておりますけれども、手続上、入力システム等国が構築しておりますので、それを通じて集計結果が各県ごとにバックをされることとなっております。

【堀江委員】そうすると、実態としては、地域医療構想では、国が医療情報データを一元管理、分析をするということが可能になるということですか。

【村田医療政策課長】全国的なデータにつきましては、国も当然情報は把握できると思います。

【堀江委員】 その上で、4ページ、5ページ、将来の必要病床数の問題ですけど、課長は報告の中で「過剰」という言葉を使いましたけれども、ベッド数は減っていくと思います。確かに、人口が減るということもあるんですが、私としては、本当にベッドが減っていった方がいいのかという疑問がありまして、厚生労働省が平成26年3月に終末期医療に関する意識調査を行っています。

「人生の最終段階における医療に関する意識調査の報告書」の中では、どこで終末期を過ごしたいかということでは、病状によってさまざまな場所の希望があります。例えば、末期がんではあるが、食事はとれ、痛みもなく、意識や判断力が健康な時と同様の場合は自宅を希望する。しかし、同じ末期がんで食事や呼吸が不自由であるが、痛みがなく意識や判断力は健康な時と同様の場合は医療機関を希望されている。重度の心臓病で身の回りの手助けが必要であるが、意識や判断力が健康な時と同様の場合は、これも医療機関を希望されている。認知症が進行して身の回りの手助けが必要で、かなり衰弱が進んできた場合は介護施設を希望しているということで、人生の最終段階を過ごしたい場所がいろいろあるという時に、長崎県の場合は、大方、どの状態であっても、必要な病床数が減っていくということについて、どのようにとったらいいのでしょうか。そういうことも十分検討されて、加味された計画になっていると理解をしたらいいのでしょうか。

【村田医療政策課長】 病床の10年後の状況につきましては、本県だけがこういった格好の傾向を示しているわけではございませんで、各県とも人口動態等を踏まえると、概ねこういった傾向になっていくと考えております。

それから、現状におきまして、入院によって医療提供を受けながら入院しておく必要がある患者さん、あるいは在宅でも受け入れ体制が整っていれば移行できるんじゃないかといったようなところがレセプトデータの医療行為の分析の中から一定推測できるという前提で、分析し、予測ができたということで、国の方から計算方式が示されたものでございます。

この前提としては、在宅での受け皿をきちっと準備した上で、さっきおっしゃいました終末期の方たちの緩和ケアをどうするかといったこと、あるいはそういった体制が充実をしてくれば疼痛管理等も在宅でできるのではなかろうか、あるいは家族の方の看取りに対する意識の変化等も今後考えていかなければならないということもありますので、そういったことを総合的に考えながら、今後、10年間、その時々、毎年、各構想区域ごとに調整会議というものを開いて現状を見ながら、どういった方向にその区域の医療体制をもっていくのかということは検討していただくことになっております。今の段階で10年後、絶対こうじゃないといけないということではないと認識しております。

【堀江委員】 課長が言われるように、確かに、在宅で過ごす体制が十分あれば、言われるように、それでいいと思うんですけど、なかなか今の状況を見た時に、とりわけ離島でありますとか、半島もそうですけど、考えると、在宅ではなかなか厳しい面があります。

そこも含めて今度の医療構想というのは、単にベッド数の問題ではなく、介護の部分のどうするかということも含めた構想だと理解しています。ベッド数を減らすということで、介護を十分厚くしないと、これは在宅では無理だと思っておりますので、それは私が申し上げるま

でもなく、現場の皆さんでありますとか、専門家の課長は十分認識していると思うんですが、ぜひ介護も十分対応できるような構想であってほしいということが強く私に寄せられていますので、今回、概要が素案として出されたので、これからパブリックコメントも含めて県民のさまざまな声を聞かれると思うんですが、長崎県で安心して住み続けられるという医療と介護の構想にさせていただきたいということを重ねて申し上げたいと思っております。

【宅島委員長】ほかにご質問はございませんか。

【宮内委員】先ほど、医療政策課長の説明がありましたけれども、これについて3ページの一番上段に「構想の内容（作成中の素案の概要）」と書いてありますが、このことについて若干触れたいと思います。

このことは、何しろ本県は離島県でありますからね。したがって、離島医療ということについては、それなりの別枠をつくってでも説明があつてしかるべきではないかというような感じがするわけです。

それで、ここで私が若干奇異に感じるのは、「県全体では、65歳以上の高齢者は2025年に向けて増加するが、離島はほぼ横ばいで、その後減少に向かう。また、入院受療率が高い75歳以上の」云々とあります。「離島はほぼ横ばいで、その後減少に向かう」という、ほぼ断定的なご判断というのは、これはそれなりの根拠があつてのことだろうと私は思います。

例えて言えば、今回、新しい法律、いわゆる有人離島に係る特別立法が成立して、離島振興法を継承してこれから頑張っていこうという中に、離島医療については、それなりの配慮がなされていることについて私どもは感謝しているところであります。

そういうことを考えると、「離島はほぼ横ばいで、その後減少に向かう」という、老人の皆さん方にとってみれば、この一文はいささか、これを見せればがっくりくるのではないかという感じがしないでもないんです。

かねて、私はこのことについてはそれなりの考え方を持っているわけです。よそはある程度人口は増加していくけれども、離島は横ばいで、その後減少に向かうということをストップさせるためには、それなりの医療制度を整備する、あるいはそれに加えて老人福祉施設等の増設を考える、あるいは新設を考える等の政策的な、あるいは行政的な、そういう措置があれば、これは減少を食い止めることは可能であるし、そのことが離島県である本県の、他県にない、とらなければならない特殊な、しいていえば義務だと言ってもいいのではないかと私は思うんですが、その辺についてはもっと精力的に考えなければ、このように切り捨て御免のような受け取り方をされるような考え方であつては、今後、政策的には具合が悪いんじゃないか。

私は、決してそういうことは言いたくないですけれども、何とかかんとか言っても、今の60代、70代、80代、こういう皆さん方があつて、そこで芋をつくり、そこで魚をとり、そのことによって本県の、県北の、あるいは五島周辺の、あるいは壱岐、対馬の、そういうような離島の皆さん方の戦前、戦中、戦後の危機的な状況を切り抜けた部分もかなりあるわけでありますからね。芋をつくり、あるいは魚をとり、それを本土に供給をして、あるいは前線に送って、そして国策に協力をしたという面がかなりあるわけですから、そういうようなことが今余り知られない、評価もされない。そして、年寄りがどんどん少なくなったから、したがって、ここに

書いてあるように、だんだん減少に向かう、そして、「離島はほぼ横ばいで、その後減少に向かう」というような一刀両断式に切り捨ててはいけないのではないかと。本県は全国で有数の離島県であるというようなことを考える時に、もう少しこの辺は考えてしかるべきではないか、こういうふうに私は思うんです。

例えば、的山大島なんていうのもそうですよ。的山大島は相当な島ですよ。そこから出てくる水産、水揚量、あるいはそこから生産される甘藷あるいは麦等の生産量は、決してばかにしたものではありません。したがって、それに従事する農業者、あるいは漁業者も相当数現存するわけでありまして。

要は、そこに医療施設がない。医療施設がないと同時に、そういう皆さん方を、医療施設があれば、医療施設と並立して何とかショートステイで養護する、治療する、そういう老人医療施設等があれば短期間に健康を回復して、また農業に、あるいは漁業に従事することができる。そしてまた、生産性を高める、復活させる。そういうことなどによつて的山大島などというのは人口減少をくい止めることができる、それが長崎県の県北の、あるいは離島の生産性を激減させるんじゃなくて、生産性をまた回復する、そういうことにつながって、それは結局は長崎県全体のプラスになる。

そういうこと等を考えれば、例を的山大島の問題に私は絞りましたけれども、これに準ずるような島は、本県はよその県と違って、たくさんあるわけでありまして、この付近はもう少し、このように斬り捨て御免でいくというような姿勢じゃなくして、それなりの対応を行政的に、あるいは政治的にやるよう方向に努力をするというような、離島の皆さん方が、離島のお

年寄りが、もう一回頑張つてやろうかというような気持ちになれるような、そういう夢のあるような表現が何らかの形でなされないというと、これだけ持って行って見せれば、我々はもうどんどん減ってっていくという現実だけ報告されるだけで、それに対してはこういう対応をするんだというようなことなどは全然、これは離島県長崎県とか県は言うところけれども、その辺については何ら対応はないじゃないかということをお考えになられたのでは、これは大変将来にわたって長崎県の衰退には通じるかもしれないけれども、かつての長崎県のように農業、漁業、水産等の分野においては、日本においても有数な県であったという、そういうかつての名誉ある県の誇りも消えてしまうのではないかと思います。

そういう意味で、私は老人の最たる議員の一人ですから、あえてこの際、老人代表という意味で申し上げているわけでありまして、その辺については福祉保健部長、やはりそれなりの配慮があつてしかるべきじゃないかなと思うんですけれどね。いろいろ表現の仕方があると思うんです。私なんかは年寄りですから、その辺については非常に敏感なんです。これを見ただけでかちんとくるんですよ。ああ、その程度しか考えとらんとかと。

今度、新法ができて前向きでいこうというような構えでやってやろうと国もしている時に、その対象の最たる県である長崎県は、決してそういうような感じに即応していない、対応していない、受け入れようとするような気持ちがない。それであつては島民も、あるいは町民も、あるいはこれは平戸市ですから、平戸市民もがっかりしやしないかなと、こういうように懸念しておる者の一人です。

ですから、これは的山大島に限らず、どこの離島についても、そういうことが言えると私は思います。

私は、江島で代用教員をした経験がありますから、だから、島というものがいかに厳しいものであるかということは身をもって体験をしてきております。したがって、漁業はいかに苦しいか、そしてまた、農業は厳しいけれども、国の供出政策には全面的に、日夜を問わず働かされて、そして、芋の生産やイワシの操業等に命を投げ出して、お国のために、軍のために、あるいは炭鉱労働者のために彼らは頑張っておったある時代を十分承知をしているがゆえに、もう離島は金かかりだから、離島は年寄りばかりだから、そういうようなことであっては、私は真の意味の老人福祉対策というのは生きてこないと思うんです。やり方次第では、まだまだ老人は頑張りますよ。知恵もあれば、農業のやり方にしても、漁業のやり方にしても、いろいろ機械では通じないようなことだって知っている方々ばかりですから、そういう皆さん方を利用と言うたら語弊がありますけれども、そういう皆さん方の力を、残っていれば、もっと活かして、そして、お国のために、地域のために、本県のために、やっぱり使ってさしあげる、用いてさしあげる、そういうような、言うなればアットホームな気持ちがあっていいんじゃないかと。

これをちょっと見ただけで、実はかちんときているわけで、ほかのところは全然見てないです、ここだけかちんときて、これはやっぱり離島のお年寄りの皆さん方のために一言だけは言うとかんという、離島のお年寄りの皆さん方は奮起しない、元気が出ない、こういうように思って、あえて申し上げるわけでありませう。

ひとつ、その辺については課長よりも部長が

適当だと思いますから、よろしく。

【沢水福祉保健部長】地域医療構想のこの表現ぶりですね。まず、宮内委員が言われましたけれども、本県の特長である、離島県である長崎県の離島医療については、我々としても意を用いているところでございます。

まず、今回指摘を受けました3ページ目の人口の推移の部分でございますけれども、これは将来推計人口を用いた時に、こういうことになるであろうという推計を書かせていただいているということで、まずご理解をいただきたいと思っております。

今後、離島の状況も含めて、5ページに書いておりますけれども、8つの医療圏、これは五島、上五島、吉岐、対馬、それぞれの医療圏域で、その地域に合った医療をどうやっていこうかということで、各地域で調整会議を設けて、どんなやり方がいいのかというようなことを今後また進めていこうということで考えております。その中で課題、施策もありまして、効率的な医療提供体制、あるいは在宅医療とか介護の充実、受け皿をどうつくっていくのかということも含めまして、今後やっていくということになっております。

したがって、地域医療構想の策定を今からしていくわけですが、それを踏まえて、今度は2025年に向けて各地域ごとに地域の特長に合った医療提供体制を含めたところで施策をつくっていくことになっておりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

ご指摘の部分は、表現ぶりの仕方の問題であろうかと思っておりますので、その辺についてはご意見として受け止めておきたいと思っております。【宮内委員】それはそれとして了解をしますけどね。あえて付け加えさせていただきますが、

医療にしても、教育にしても、離島の医療、離島の教育については格段の、ほかの地方とは違う配慮が必要だと私は思います。

一例を挙げれば、先ほど言いました的山大島に県立猶興館高校の分校をつくると、たった4年間でやめてしまった、廃校にした。そんな先見性のないやり方でやってもらっては困るんです。やるならば、離島は何も的山大島だけじゃないんだから、あの周辺に離島の子どもたちがたくさんおるんですよ。そういう子どもたちを的山大島の猶興館高校の大島分校に集めて、そこでやれば、せっかく県費を投じてつくったものを4年間でチャラにするなんていうのは、全くこれは県民にとっても、国にとっても、特に地元にとっても、大変な損失だと私は思う。特に、ここに期待を持って集まった子どもの将来にとって大変な損失だと私は思います。

だから、短兵急な考え方ではなくして、かなり長期的な考え方でお考えにならなきゃいかんのだというふうに思います。ちょろちょろとしたような考え方ではいかんと私は思うんですよ。

ですから、的山大島に健康なお年寄りをほとんど残していくというようなことであれば、的山大島に2~3人の診療所なんていうじゃなくて、相当数の人口があるんですから。ですから、ある程度、病院の分院的なものでももって行って、そして的山大島の皆さん方が、平戸や佐世保まで長期間にわたって医療をしないでも十分そこで短期間に自分の家から通って、あるいは家族が毎日介護に来てくれる、看護師さんが少なくとも毎日来てくれる、そういうような体制をとれば、何も医療について危惧することはないんじゃないかと私は思います。

そういう地元との協力体制というか、共同体制というか、そういうものをもっと地道に、じっ

くり掘り下げて、地元とよく話し合ってやれば、そこにちゃんとした、まあまあの病院ができれば、そこで健康を回復したお年寄りはいっしょに頑張りますよ。

もう一つ、あえて付け加えるならば、軽費老人ホーム的なものをつくって、そして、そこで健康を回復させて、そしてまた、頑張ってもらおう、漁業に頑張ってもらおう、農業に頑張ってもらおう、芋をつくってもらおう、イワシをとってもらおう。そのことによって生産性、そのことによって健康を保持することができる。ここに書いてあるように、離島のお年寄りは長命じゃない、短命であるというようなことにはならない、離島の皆さん方も結構長生きをして頑張れる。

どうぞ、意のあるところを理解していただいて、この辺は、こういうものをつくる時には、もう少し心温まる、私どもがこれを離島に持って行って、「こういうことをおまえさんたちのために県は言うてくれとるばい」と言えるような文章をたまには、たまには、ちらっとでもいいから付け加えてくれませんか。離島は短命であるというようなことばかり書かれたって、がっかりしますよ。どうぞひとつ十分その辺をご検討の上、今後、離島に対しても、より温かい配慮を心から祈念をしたいと思います。お願いします。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午前11時58分 休憩

-----  
午前11時58分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開いたします。

お疲れさまでした。  
-----

-----  
午前11時59分 休憩

午後 1時30分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、議案外所管事務一般について審査いたします。

【外間委員】 各委員から医療政策課に対して地域医療構想の概略についてのご質問等がございましたけれども、私も1点確認をさせていただきたいことがあります。

私の認識の中では、国の財源が厳しい中であって、医療の財源が膨らんでいると。特に、医療は1990年の公費負担20兆円から2015年では37兆円という金額は、国の歳入の法人税所得、あるいは所得税所得を足しても足りないような医療費の公費負担という大きな財源の中で、国は各地域に対して、この医療費についての考え方、特にベッド数を減らして医療を集約化させるという構想の中から、各県に対してそれぞれの地域の医療構想の策定をしなければいけないということで打ち出されたものと理解いたしております。

そこで、先ほど村田医療政策課長からご説明がありましたように、人口は2025年度、そして2035年度が、65歳以上、75歳以上のピークに達するというので、人口減少対策で県が一丸となって打ち出している中であって、高齢者の数は増えていくという状況をどう打破していかなければいけないかということでの今回の急性期医療のすみ分け、このことについていろいろと打ち出していることと思っております。

特に、人口の将来の医療の需要と必要の病床数というのは、概要の資料の4ページと5ページに出ている数値をとらまえますと、現在の長崎県の高度急性期、急性期、回復期、慢性期の合

計2万1,346人に対しまして、それぞれの急性期患者の県内の現状から、今後、2025年、2035年の推計を出した際に、急性期が9,952人から2025年は5,396人という推定、この差、4,500人が、ある意味、医療点数まで書いてございますので、600点から175点に下げることによって、医療報酬が減額されるというふうなことで理解しておりますが、このあたりの医療報酬の減額が長崎県内において、急性期医療のすみ分けのあたりからどのような数値になるのか、お答えできる範囲で結構ですので、お答えいただきたいと思っております。

【村田医療政策課長】 本県の医療費の中で急性期がどの程度を占めるか、あるいは回復期へ移行した場合にどの程度になるかというのは、申し訳ございません、手持ちの資料がございませんのでお答えすることはできません。

ただ、一方で診療報酬の点数は下がりますけれども、急性期に比べまして回復期では看護に当たる体制等の人件費もその分は負担が軽減されるということでもありますので、トータルとして医療機関の収入は減るかもしれませんが、当然、支出の方も減ると考えております。

【外間委員】 医療の重複というところですよ。今まで急性期であったものを回復期に転換するための、その重複を、要するに、医療の質を変えずに介護や医療の人材を確保したり、いろいろやらなければいけないことは、先ほどの宮内委員のご質問に対して明確に福祉保健部長がお答えされたとおりと理解をしておりますけれども、将来の医療需要、将来の必要な病床数というものの現状を10年後、20年後の体制を今しっかりつくっていくための一つのデータというふうに理解をしております。

その中で、今、医療報酬がどうなっていくと

いうことも、これは課長はきちっと把握をして、もう一度、別の機会でも結構ですから、こういった医療報酬がどういうふうな金額になっていくのか、そのことによってどれだけ国の施策に、各地域の考え方がそういった数値にあらわれていくのかということを引き出していただき、医療負担の将来のあり方ということを長崎県としてしっかり持っていただきたいことをぜひともお願いをして、1点の質問とさせていただきます。

【堀江委員】 原爆被害者援護課長に2点、端的に質問したいと思います。

田上長崎市長が昨年度再開しました国への被爆地域拡大の要望を継続すると、今年は7月下旬という方向で既に表明されています。この問題は県議会の一般質問でも取り上げた内容ですが、私のところにも、ぜひ長崎市と歩調を合わせて県もこの問題には取り組んでほしいという要望をいただいておりますが、見解を求めます。

【林原爆被害者援護課長】 長崎市の田上市長が、去る6月8日に被爆体験者の皆さんと面談されまして、その席上、本年度の長崎市の原爆被害者援護行政に関する国への要望でございますが、その取りまとめをされております原援協の要望の中で、本年度につきましても昨年度と同様、地域拡大要望を行う方向であるということと言及されているように伺っております。委員ご指摘のとおりでございます。

原爆被爆者援護施策については、県におきましても単独で国に対して政府施策要望の中で重点項目として要望させていただいております。議会にもお諮りいたしましたように、その中では県としては科学的根拠が見出せない現状においては、地域拡大要望を行うことは控える状況でございます。

昨年の経過を申しますと、9月定例会で意見書の提案がございまして、10月6日に県議会の意見書としても科学的根拠が見出されていない現状においては、まずは被爆者援護施策として被爆体験者事業の充実を求めていく、それが現実的な対応だということが決議されております。

こういった経過から、現状においては、原爆被爆者援護施策の充実について国に求めるほとんどの部分は一致しておりますけれども、これについては長崎市と歩調を合わせることは難しいと考えております。

【堀江委員】 この間の経過は、今、課長が答弁されたとおりですが、田上市長も科学的知見が得られていないということは承知の上で、救済の観点で拡大をお願いしたいということで、去年再開して、今年も要望するというふうになっております。県議会でも言われたような意見書が出されたということは周知の上ですが、やはり被爆体験者の皆さんをはじめとして被爆地域の拡大を要望してほしいという声は今もあるので、ぜひ検討していただきたいということをご機会に強く申し上げておきたいと思っております。

もう一つ、長崎市の平和公園に長崎刑務所浦上刑務支所跡の案内というのがありまして、その中にはちゃんと日本語、中国語、韓国語での案内があります。また、平和の泉についても、そうした案内があります。

私のところに寄せられた声の中に、「あの日のある少女の手記」というのがありますが、これは日本語でしかないんですね。「のどが乾いてたまりませんでした。水にはあぶらのようなものが一面に浮いていました。どうしても水が欲しくて、とうとうあぶらの浮いたまま飲みました」という文言ですが、こうしたことも含めて平和行政に係る部分については、日本語だけ

でなく、各国の言葉でしていただきたいという県民からの要望をいただきました。

本来であれば、これは長崎市に要望する内容であることは十分承知しておりますけれども、ぜひ県議会の中でもそうした要望があったということを長崎市に伝えていただきたいと思っております。この問題を取り上げたので、ご検討いただきたいと思っております。見解を求めます。

【林原爆被害者援護課長】悲惨な被爆体験、あるいは被爆の実相を世界に伝え、恒久平和の道につなげるということは大切だと十分認識しております。

県の組織体制としましては、平和推進行政は国際課で所管しておりますけれども、私どもも平和祈念式典等について密接にかかわりを持っており、長崎市と連携して原爆の実相の継承について国への要望等を行っております。

今、委員からご指摘があった内容は長崎市の原爆被爆対策部にお伝えします。恒久平和の方向に向かうようにお伝えしてまいりたいと思っております。

【宅島委員長】ほかにございませんか。

【渡辺委員】熊本地震に係る対応について、福祉保健部から、医師、保健師、栄養士等の専門職を派遣したとありますが、その実績と、現在派遣している人たちの数を示してください。

【上田福祉保健課長】熊本地震に関して熊本へ派遣している長崎県関係の職員でございますが、まず、医療関係ですが、DMAT、いわゆる災害派遣医療チームでございますが、これが9病院48名。これは地震が起きてから、4月16日ですけれども、それから18日、初動体制ということでDMATがまず派遣されております。それから、JMATといって日本医師会災害医療チームが9病院45名、派遣されております。そ

れから、医療救護班ということで全国知事会からの要請に基づく派遣でございますが、これが8病院55名、派遣しております。4番目がDPAT、いわゆる災害派遣精神医療チームですが、これが延べ44名派遣しております。それから、それ以外としまして、保健師、あるいは管理栄養士の派遣等がございます。保健師に関しましては、宇城市、御船町、高森町、阿蘇市に対して49名派遣しております。それから、管理栄養士に関しましては、阿蘇市へ8名派遣しております。

【渡辺委員】現在、現地に行っている人たちは何人ぐらいですか。

【上田福祉保健課長】医療チームといたしましては、先ほど申しましたDPAT、災害派遣精神医療チームが5名、6月11日から6月18日の日程で今派遣しております。

それから、今派遣中が、保健士が御船町に対しまして、県の職員と市の職員を合わせまして8名派遣をしております。

【渡辺委員】ご苦労さまです。長崎もお世話になりましたので、今後とも十分な対応をお願いしたいと思います。

6ページですが、上から3行目に「認知症サポーターの養成」とありますが、認知症のサポーター、要するに支援員でしょう。サポーターというと、V・ファーレン長崎のサポーターは応援団ですが、サポートするという意味のサポーターでしょう。ですから、できれば日本語で。認知症に限って、こういう養成をするということは、どういう意味ですか。

【小村長寿社会課長】認知症サポーターと申しますのは、認知症について理解をしていただいて、地域の中、あるいは家庭の中でしっかり認知症の方を支えていただくための制度でござい

ます。国が認知症サポーターとキャラバン・メイトという片仮名の制度をつくっているものですから、それに準じて県としても対応している次第でございます。

【渡辺委員】認知症の特別な支援員を長崎県としては何人養成しましたか。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午後 1時46分 休憩

-----  
午後 1時46分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【小村長寿社会課長】平成28年3月末現在で県内で8万1,805名でございます。

【渡辺委員】8万人もいるんですか。そうですか。その人たちは証明書か何かあるんですか。オレンジのリボンが認知症サポーターという意味ですか。そうですか。そこまで養成しているとは知りませんで、すみませんでした。頑張ってください。

次に、綱紀の保持について、今回、2件、不祥事が発生しております。これは要因は個人の対応だけですか。要因はほかに考えられないんですか。私は、人員が減り過ぎて仕事が多忙でこういうことが起きているんじゃないかという面も憶測しますが、その辺の要因は何でしょうか。

【上田福祉保健課長】今回の不祥事に対する原因ということでございます。

当然、本人の資質の問題ということもあるかと思います。事件を起こした方に聞いてみますと、催促の電話があって、どうしてもそれに対応しなければいけなかったということで、やむを得ずやったということでございます。

そういう意味からいきますと、業務に対する進捗管理というのが各所属でなかったというこ

とが大きな原因かと思えます。

【渡辺委員】全体を管理するのが管理職の役割だと思いますので、個人の責任じゃなくて、そういう体制ですよ。そういうことを構築していただいて、こういうことが起きないようによろしくお願いしたいと思えます。

最後に、先ほど議題にもなりましたが、婚活サポート事業についてです。今までめぐりあい事業をずっとしてきたでしょう。この成果というのは、今まで何組のカップルが誕生したんですか。

【中野こども未来課長】累計で申します。これは平成18年度からやっていますが、平成27年度までで77組でございます。これは任意の報告になっていきますので、実際にはもう少しおられると思いますが、カップルから県に報告があったのが77組でございます。

【渡辺委員】77組のうち何人子どもが生まれたかまでは掴んでないんでしょう、結婚までですよ。

1つ心配なのが、民間でもこういった、要するに婚活をしているところがあるでしょう。そこの連携はとっているんですか。要するに、民業圧迫になるんじゃないかということを懸念するわけですが、その辺はどうですか、そういう意見は民間から出てきていませんか。

【中野こども未来課長】特に今年度から導入しますデータマッチングとか、今までより少し高度なマッチングシステムを導入するということで、民業圧迫になるんじゃないかということですが、その辺も民間へお話はさせていただいていますが、今のところ、そういう苦情はないということ。また、我々より先にやっている県にもお聞きしたんですが、逆に県がやることによって結婚についての機運醸成とか、そういっ

たイベントもやりますので、逆に自分たちの商売にもいい方に働くということで、今のところ、そういう苦情はお聞きしておりませんとのことです。

【宅島委員長】ほかにございませんか。

【橋村委員】保育職員の確保という意味から採用基準を緩和しても構わないというような厚生労働省の考え、省令に基づいて、それを参酌して条例を制定するというようなことになったかと思えます。

その問題は別として、長崎県の保育所の定員は60人ぐらいかなと私は個人的に思うけれども、現在、長崎県に保育所がどれぐらいあって、保育所定員はどこが一番多いのか、数字をお持ちであればお示してください。

【宅島委員長】しばらく休憩いたします。

-----  
午後 時52分 休憩

-----  
午後 1時52分 再開  
-----

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

【橋村委員】60人定員の施設の場合、どれぐらいの職員が配置されているかということの一つの目安として承知しておきたいと思ったからです。

私は、保育所に対する認識が、ある意味では十分勉強が足りなかったなという反省もあるんです。町立保育所を運営しておりましたけれど、その場合には全く人件費等もほかの職員と変わらないぐらいに基準どおりで対応しておったわけですね。補助事業で運営するというのではなくて、足りない分は一般財源できちっと補充をするというようなことであつたので、職員の給与が一般公務員との格差が驚くべきで、ざっと言えば30万円と20万円と3分の2ぐらいしかないということにびっくりしたんですよ。初

任給の時には余り格差はないけれど、5年、10年と経過していくと、だんだん、だんだんその差が拡大して、それこそ34歳、短大卒であれば14～15年経過、あるいは大卒で12～13年経過すると、34歳の平均で見た時に三十何万円でしたか、その数字もはっきり記憶しておりませんが、10万円ぐらいの差があつた。そして、その差というのは、公務員を100とすれば、長崎県の場合が62%ぐらいだつたと思うわけですが、確認の意味で、こども未来課長にお尋ねいたします。

【中野こども未来課長】大体61%ぐらいです。

【橋村委員】61も62も余り変わらないところで、「それぐらいです」と言うときがいい。平均でやるんだからね、61～62%、それはどこで、どをとるかの問題であつて。

しかし、それぐらいの給与格差があるのに、10年たつて結婚して20年、30年と経過した時に、果たして生涯の職場としてたえ得るかどうかが。私は結婚式に呼ばれていって、そして保育士さんが結婚して、「続けるんですか」と言えば、民間保育所の場合ですよ、「いいえ、辞めます」と。園長先生も結婚式にお祝いに来られて、「残念ながら、今度、結婚を機にお辞めになられるんです」と、ああそうかなと、正直にそう思っていたんですよ。しかし、慣習として結婚したら辞めてくださいという暗黙の了解事項があつたということも聞きました。ああ、それもそうだろうなと。そうしていかないと運営が困難になっていくというような思いがあつたんですね。

全体の人件費がこれだけ手当てされると、それをそのとおりの手当てがあれば、例えば、公務員の教職員の場合は1人当たり平均500万円ぐらいとして、そして人数を掛けて、あるいは管理職の場合は幾らという形でもって行って積

算して教育費というものは交付税で措置しているというようなことだから、かなり対応できるんだけれども、保育所の場合、そういう積算がやられていないというようなことであります。そこら辺についてこども未来課長、どう思いますか。

【中野こども未来課長】委員がおっしゃるとおり、国の交付金の算定基準というのが、いわゆる配置の最低基準に基づいたところでの算定をもとに交付されておりますので、実態としては、これを上回るような職員を常態として配置しているという状況だということは承知しております。

【橋村委員】そこで一番の担当課として、職員の処遇改善、もう少し給与を、61%、62%でも構わんけれども、大同小異でその辺しかないということに対して、どう思いますか。

【中野こども未来課長】生涯の賃金カーブがきちっと決まっていない。要するに、その職場に、先ほど言われたように10年とか20年とか勤められない状況が、結婚退職とかあったりして、賃金が伸びないということがございます。

これははっきり申し上げると、保育士の職務をどう評価するかということでございます。これまでの見方もいろいろあると思いますが、私自身としては、大変専門性を有して経験と技術の要する高度な仕事であると思いますので、そういう職務については、そういう評価を、当然報酬としてもなすべきではないかということで私どもも国の方に要望させていただいているところでございます。

【橋村委員】政府は、「1億総活躍社会」とか、いろんなうたい文句は結構なんです。しかし、本当にそれだけの手当てをしておるのかどうかというのは非常に疑義があると思います。私は、

党派は違いますけど、全くそういう制度保障というものに対して十分な手だてをしていないという思いがしてならないんです。

こういう場で言うのはいかがかと思いましたが、けれども、子どもを育てていくのには、それは若い20歳代の、歌を歌ったり踊ったりして子どもを守りするくらいではいいかもしれない。しかし、健全なというか、健康なというか、そんな子どもたちばかりではないんですよ。そうすると、子育てをした経験に基づいて、そして、子どもたちを育てる。メンタルも含めて、子育てというのは、鶏を飼う、豚を飼う、牛を飼うとは全然違うと、これはもう言うまでもないことなんです。

だから、相手が人間だという思いであるならば、もっと手厚い、あるいはメンタルなことも含めて、あるいはベテランの配置も可能になるように、そうしなければ、平均年齢というのは把握していますか、私立保育園での。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午後 2時 1分 休憩

-----  
午後 2時 1分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【中野こども未来課長】平均年齢といたしましては、男女あわせたところで保育士の平均年齢は34.7歳です。全職種は42.9歳です。

【橋村委員】 役場の職員は平均42~43歳、県庁職員も42~43歳かそこらじゃないかと思っております。しかしながら、それぐらい、退職者が多いということですよ。保育士の平均年齢は34歳ぐらいだったかと私は思っております。34歳の場合に30万円ぐらいと18万円か20万円、20万円に満たない、6割ちょっとだという思いであったんですね。しかも、それは平均で

そうだけれども、なおかつ、継続して勤められない職場であるということも事実なんですよ。

したがって、そういうことを私はやっと勉強してわかったんだけど、そういう事柄はきちっと把握しながら、そしてまた、制度設計をきちっとやっていくという、ある意味では県が代弁してやる必要もあるだろうと。厚生労働省あたり、デスクプランニングで、デスクワークでやって、そしてツールでこう、人件費もこう、そしたら資格のない人でも数を寄せろというような感じで。

ところが、現場というのはそういうものじゃないと。いろんな子どもたちがおるんですよ、元気過ぎる子どもたちも、あるいは元気のない子どもたちも、あるいはアレルギーを持った子どもたちも。卑近な例ですけれども、私の孫が今4歳ですか、保育園に行っているんです。そうすれば、牛乳アレルギーで、恐らくうちの子どもの一人のためにアレルギー外の給食を準備してもらっているんですよ。ちょっと間違っただけでミルク系を食べたら発疹して、病院に2~3回行って、「とんでもない」とお医者さんから家族が怒られたということ。

だから、そういうことを思えば、保育士さんたちの神経というのはものすごい、我々の想像を絶するようなことで神経をすり減らして保育に従事されているという思いがあるんです。

したがって、鶏を飼う云々とは全然性格を異にしている。質の高さというものを十分理解してもらって、それをまた行政に反映してもらいたいという思いがあるんです。

先般、保育士確保に向けた一つの方法として、国が9割を交付すると、そして1割足して社会福祉協議会なりにして奨学金をとというようなことだけれども、そんな手先のことのまやかしの

行政じゃなくて、本質的なことを理解して対応しないと、当座の間がずっとこういうふうになっていくという危惧を持っているんですよ。

だから、改めて局長、そういうことに対する保育政策として、現場の保育従事者、あるいは設置者、あるいは保育士、それぞれの皆さん方がどういう思いで職務を全うされておるのか。そういうことを踏まえて今後のあり方に対する思いをお尋ねさせていただきたいと思います。

【永松こども政策局長】 委員ご指摘のとおり、アレルギーのあるお子さんでありますとか、発達障害のあるお子さんへの対応とか、また、保護者との対応等、かなりの負担感を持って働いているというような現状につきましては、我々も十分理解しております。

ただ、それに対応した職員の配置がされているのかということ、先ほども課長が説明したとおり、最低基準しかしておりませんので、それを上回って配置せざるを得ない。そうすると、必然的に給料が落ちてくる。こういう実態があるということは十分わかっております。

これにつきましては現場を一番知っている我々としては、厚生労働省に対しても、財源が国なものですから、その要望、配置基準の見直し、そういった要望はいたしております。

また、先ほど言われたように、結婚に伴って辞めるということもあろうかと思えます。そうすると、今経営されている園長先生の方々への啓発というのも大事じゃないかと思えます。いろんなやれることを我々はやって、とにかくこの問題は、今、国でも相当な問題になっております。県でも当然そういうことはあるわけですので、そういうことで真摯に向き合って一日でも早くいい待遇になって、子どもの安心・安全を守るように努力をしたいと思えます。

【橋村委員】あんまり私ばかり時間はとれないと思いますので、局長はじめ職員の皆さん方は、現場の実態がどうかということをよくヒアリングをして、確認をして、そして実態を把握して、できるだけ改善されて、保育環境が整備されるように今後とも頑張ってもらいたいと思っております。

保育現場の話を見ると、今、共働きなんですよ。そうすれば孫たちも6時ぐらいには、5時台の後半に娘が迎えに行くということだけでも、勤務先の都合で、その時間に行けないとなると電話でお願いしなければいけないわけです、延長保育を1時間というようなことで改めて。そういうものに対してもリクエストに応えなければいけないわけですね、保育所というのは。うちは6時でクローズしますなんてできない。それが日常茶飯事だと思うんですよ。その職員の手だてもしなければならぬ。だから、杓子定規に、物差しではかったような形の人員では十分対応ができない。それをどうにかしてこうやってという思いがあるんですね。だからそれにもきちっと対応できれば幸いです、それは保育園児の預かり具合によって、未満児、1歳児、2歳児と、そして1対3、1対6、1対20、1対30というような感じだけでも、そのように数がきちっと合わないから、また、そのところで整理しなければいけない。だから、そういうところでの弾力的な運用もできるように、幼稚園ならば35人学級という形でぴしっと職員数も積算できて、それに対する手だてもできるということだけでも、保育所なんかの場合は特にそういうことでイレギュラーな運営をやっていかざるを得ない。そういうことも含めて対応しなければならないという現場の実態だということも踏まえながら。

したがって、今回、私は条例改正をするということに大変危惧をしておるわけですが、当座の問題解消のためにはやむを得ないという思いで先ほど条例については賛成はしたものの、しかし、質を落とすことは決してあってはならない。事故が起きてから、じゃどうするかというような行政の対応があってはならない。備えあれば憂いなしということであるので、取り返しのつかないようなことがないように最大の配慮、また、責任ある姿勢で責務を皆さん方も果たしていただきたいという思いを伝えて、以上で終わりとさせていただきたいと思っております。

【宅島委員長】ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ほかに質問がなければ、これももちまして議案外所管事務一般についての質疑を終了いたします。

次に、意見書の審査を行います、準備のためしばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時10分 休憩

-----  
午後 2時11分 再開  
-----

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

次に、公明党より、「骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書(案)」提出の提案を受けております。

事務局より文案の配付をいたしましたので、川崎委員から意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【川崎委員】文教厚生委員会の皆様、そして理事者の皆様、審議、大変お疲れさまでございます。

委員長のお許しをいただきまして、今般、会派で提出をさせていただきました「骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書(案)」

について、提案のご説明をさせていただきます。

本意見書の趣旨といたしましては、骨髄移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法である。広く一般の方々に善意による骨髄等の提供を呼びかける骨髄バンク事業は、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づいて実施されております。

本事業は、骨髄などの提供に際しての検査や入院等に必要な交通費、医療費等、ドナー側の費用負担はなく、また、万一、骨髄等の提供に伴う健康障害が生じた場合でも、日本骨髄バンクによる損害補償保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減に関してさまざまな取組が行われております。

ただ、検査や入院などで病院に出向くなどして仕事を休業した場合の補償は、現在、行われておりません。

したがって、ドナーが安心して骨髄など多くの患者に提供できるような仕組みづくりが早急に求められることから、次の2点について国に要望したいと考えております。

1点目は、事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中でドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取組を促進するための方策を講ずるとともに、ドナー休暇の制度化についても検討していただきたいということ。

2点目は、ドナーが骨髄等の提供に伴う入院、通院、打ち合わせ等のために休業する場合の補償制度の創設について検討していただきたいということ。

以上を国に要望したいと考えております。

どうぞ、委員各位の皆様のご賛同を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

【宅島委員長】 ただいま、川崎委員から説明がありました「骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書(案)」につきまして、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 質問がなければ、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時14分 休憩

-----  
午後 2時14分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

意見書の提出につきまして、採決を行います。

本提案のとおり、意見書を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書」につきましては、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ありがとうございます。それでは、正副委員長にご一任願います。

引き続き、公明党より、「次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書(案)」提出の提案を受けております。

事務局より文案を配付いたしましたので、川崎委員から意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【川崎委員】 先ほどは、「骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書」をご採択いただきまして、大変ありがとうございました。

引き続き、「次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書(案)」

について、会派の提案の趣旨を説明させていただきます。

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれました。仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担となれば、特に、低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され、重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して、高齢者の自律的な生活を阻害し、給付費が増大するおそれがございます。

以上より、福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く求めてまいりたいと考えております。

以上、趣旨説明でございました。委員各位の賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【宅島委員長】ただいま、川崎委員から説明がありました「次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書(案)」につきまして、ご質問はありますか。

【堀江委員】福祉保健部に質問したいと思いません。

次期介護保険制度改正は、いつですか。

【小村長寿社会課長】次期計画は平成30年度から始まりますので、平成29年、来年の通常国会で審議をされるものと考えております。

【堀江委員】平成27年6月30日の閣議決定、1年前の閣議決定ですけれども、見直しの福祉用具、住宅改修以外にも見直しの内容というのは、今、把握されておられませんか。

【小村長寿社会課長】現在、政府の方で改革行程表がつくられて議論が進められておりますけれども、基本的に介護保険につきましては、中・重度の方に重点を置くということで、軽度の方について一部見直しが今検討されております。

その中身といたしましては、今回の意見書にございます福祉用具の貸し付け、住宅改修の見直し、さらには、要介護度の低い方につきましては、今の訪問介護におきましては、生活支援の部分もございますけれども、そういった部分の見直し、あるいは通所介護の見直し、そういったものもあわせて検討されているものと伺っております。

【堀江委員】提出者の川崎委員に質問したいと思えます。

1年前に閣議決定された内容が今という提案は、時期的にどうして今なのか。平成29年度、次期の改正が、もう直前だからということなのかということが1つ。

見直しの内容は、言われたように、軽度を外す方向もあるわけですけど、そういった内容とかは、もう今回入れずに、この福祉用具と住宅改修に限ったのか。

2点、見解をお示してください。

【川崎委員】時期につきましては、平成29年度の見直しということに対して、十分議論を、間に合わせるという意味でのタイミングで申し上げたところでございます。

内容については、この軽度の分については、目的は重症化を防ぐということが大きな理由でございまして、そこに焦点を当てた意見書となっております。仮に足らざる部分があれば、ぜひご意見としていただきながら、ぜひ委員会の方で審査をしていただいて、さらに充実させるということについても決してやぶさかではご

ございませんので、ご対応いただければと思います。

【宅島委員長】ほかにご意見ございませんか。

【渡辺委員】うちの会派でも論議しました。何が問題なのかというのが、この文章を読んだだけではよくわかりませんでした。要するに、軽度の人たちは、福祉用具の貸与が今までより少なくなるんでしょう。住宅改修がどうなるんですか。「住宅改修の利用が原則自己負担になれば」と、これは「住宅改修の費用」の間違いじゃなかろうかと、3段落目の「住宅改修の利用が」というのは、「費用」の間違いじゃないかと。

それと、その行の一番下の「高齢者の自律的な生活を阻害し」という「自律」の「律」は「立」じゃないんですか。

要するに、住宅改修を今まで軽度の人にも費用が出ていたのが出ないようになったわけですか。中身がわからない、どこが問題なのかというのが、文章を読んだだけでは。

【川崎委員】失礼いたしました。「住宅改修の利用が原則自己負担になれば」ということについては、誤字でございます。「費用が自己負担になれば」ということで訂正をいただければと思います。

また、その次の次の行にもございますが、こちらの方が正しいものでございます。失礼いたしました。訂正をいただければと思います。よろしく願いいたします。

【渡辺委員】福祉用具というのも、今までは利用できていたのが自己負担になるということですか。

【川崎委員】そのような方針を示されているということから、これを防ぐために・・・として申し上げているところでございますので、ご理解いただきますよう、よろしく願いします。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午後 2時22分 休憩

-----  
午後 2時24分 再開  
-----

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問はございませんか。

【坂本(浩)副委員長】川崎委員にちょっとお尋ねしますけれども、全部で4段落あって、要するに、この意見書で何を求めるかというところですけど、最初のところには現行の福祉用具、それから住宅改修のサービス、これは極めて重要な役割を果たしている。それを今見直しの論議をやっている。それが来年の通常国会に出されるということで、今、厚生労働省あたりでしているんだろうと思います。

そうすると、今のサービスは極めて重要な役割を果たしているというふうに評価をしている。2段落目、3段落目は、「例えば」とか「仮に」ということでこういうふうになってしまいますという、原則自己負担になればだめだというふうなことを書いています。

ということは、見直しに当たって、「介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行う」という、これがちょっと抽象的でわかりづらいということがあります。例えば、現行のサービスが極めて重要な役割を果たしているんだったら、いわゆる財源の負担とか、「骨太の方針」だったら財源の問題とか、恐らくそんなことが絡んでいるんだろうと思います。例えば、具体的に現行サービスの維持を求めるとか、そういうふうに一步踏み込んだ方が、これは国に求める意見書ですから、そういうふうにした方がすっきりするような感じがするんですけども、その辺についてはいかがお考えですか。

【川崎委員】 方針が平成27年6月30日に示

されたということから、それに向けての議論が今からスタートしていくと承知しておりますので、ぜひ、こういった方針が示された以上は、それに対して、こういうことの見直しについては、軽度者に対するサポートをしていただくようなことをしっかりと議論していただきたいということなので、現状維持ということになると閣議決定された「骨太の方針」の部分が、そもそもそれを否定する話になってこようかと思っておりますので、「骨太の方針」を示された後のそういった内容について、しっかりと見直しをしていただきたいという趣旨で提案をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

【堀江委員】 私は、この福祉用具、住宅改修の見直しについては、閣議決定された「骨太の方針」の中で、原則、自己負担の方向もあるので、それをやめていただきたいという意見書をとっているんですけど、そうではないんですか。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時41分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

しばらく休憩いたします。

午後3時から委員会を再開いたします。

午後 2時42分 休憩

午後 2時55分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【川崎委員】 長時間失礼いたしました。

さまざまご指摘を賜りましたので、内容について、以下のとおり修正・加筆して意見書（案）とさせていただきますので、よろしく願います。

3段目の「仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用」につきましては、舌足らずでございますので「利用」を「サービス」という文言に変え、その3行下の「自律」の「律」は「立」という字に、これは誤字でございますので、訂正をお願いいたします。

また、一番最後の行ですが、求める部分が抽象的ということでございましたので、「生活を支える観点から」の後に「利用者に配慮した検討を行うことを強く求めます」ということで、「利用者に配慮」という文言を追加させていただきたく、以上の案でご審議賜りますよう、よろしく願います。

【宅島委員長】 以上、説明がありましたけれども、それについて何かございますか。

しばらく休憩いたします。

午後 2時57分 休憩

午後 2時57分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

ただいま説明がございました「次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）」につきまして、討論はございませんか。

【堀江委員】 本意見書は、例えば、福祉用具、住宅改修を、今、1割負担として、例えば10万円かかった部分は利用者さんの1割負担となるんですが、これが場合によっては10万円そのものがかかるというふうになるかもしれないので、介護を支える観点から利用者の軽減になるように検討してほしいという意見書ですが、結局のところ、今の制度をさらに悪くするという前提とした意見書になります。

そのことについては、少なくとも今の制度を維持する、あるいはよくしてほしいという立場

をとっておりますので、言われるとおり、手すりや歩行器とか、軽度者向けの福祉用具でありますとか、そういった住宅改修としては必要なサービスだと思うので、私としては、現状よりも悪くなるということではなくて、最低でも現状維持の立場を持っておりますし、さらには、この「骨太の方針」には反対の立場でもありますし、本意見書には同意できないということを申し上げておきたいと思えます。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午後 2時59分 休憩

-----  
午後 2時59分 再開

-----  
【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに討論はございませんか。

【山本(啓)委員】 賛成の立場で討論を述べたいと思えます。

先ほども少し述べましたが、今後、75歳以上の介護の必要な人口の我が国の全人口に占める割合が、どんどん加速していく。そのような状況において、介護保険全体を見直す国家の取組としての改正、その中における一部の部分ではございますが、その部分をしっかりと利用者に配慮したものであっていただきたい。そういった趣旨の検討を求める意見書でございます。

国民の立場に立った検討を行っていただきたいという本県の議会における意見書でありますので、賛成という趣旨を述べさせていただきます。

【宅島委員長】 ほかに討論はございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

【宅島委員長】 ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

意見書の提出について、採決を行います。

本提案のとおり、意見書を提出することに賛

成の委員の起立を願います。

【賛成者起立】

【宅島委員長】 起立多数。

よって、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等については、いかがいたしましょうか。

【「正副委員長一任」と呼ぶ者あり】

【宅島委員長】 ありがとうございます。それは、正副委員長にご一任願います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時 0分 休憩

-----  
午後 3時 1分 再開

-----  
【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、福祉保健部、こども政策局関係の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

この後、委員長報告等の委員間協議を行いますが、理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時 2分 休憩

-----  
午後 3時 4分 再開

-----  
【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

次に、閉会中の委員会活動につきまして協議したいので、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時 5分 休憩

-----  
午後 3時 7分 再開

-----  
【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

【宅島委員長】ご意見がないようでございますので、正副委員長にご一任願いたいと思います。

これをもちまして、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

-----  
午後 3時 8分 閉会  
-----

# 文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成28年6月16日

文教厚生委員会委員長 宅島 寿一

議長 田中 愛国 様

## 記

### 1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 1 0 6 号	長崎県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 0 7 号	長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 0 8 号	長崎県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 0 9 号	長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 1 0 号	長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 1 1 号	長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

計 6件(原案可決 6件)

### 2 請 願

番 号	件 名	審査結果
第 3 号	国に対し「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書の提出に関する請願	不採択

計 1件(不採択 1件)

委員長（分科会長）

宅 島 寿 一

副委員長（副会長）

坂 本 浩

署 名 委 員

渡 辺 敏 勝

署 名 委 員

ご う ま な み

---

書 記 馬 場 雄 志

書 記 天 雨 千 代 子

速 記 (有)長崎速記センター

# 配 付 資 料

# 平成28年6月定例県議会

## 予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

総務委員会  
教育福祉  
子ども保健政策  
部会部局

総務部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、  
報告第1号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」  
のうち関係部分  
であります。

これは、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することをあらかじめご了承いただいております平成27年度予算の補正を、3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

総務部所管の補正予算額は、

歳入予算は、

国庫支出金	1,966万4千円の減
合 計	1,966万4千円の減

であります。

この歳入予算の内容は、

私立学校振興費補助金	1,966万4千円の減
------------	-------------

であります。

歳出予算は、

大 学 費	318万2千円の減
私立学校振興費	4,327万9千円の減
合 計	4,646万1千円の減

であります。

歳出予算の内容について、ご説明いたします。

大学費の減額の主なものは、

長崎県公立大学法人施設等整備費	176万 1千円の減
-----------------	------------

であります。

私立学校振興費の減額の主なものは、

高等学校私立学校助成費	3,297万 8千円の減
-------------	--------------

であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教 育 委 員 会

教育委員会関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第101号議案 平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）のうち関係部分  
報告第1号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」  
のうち関係部分

であります。

はじめに、第101号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」の  
うち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、

歳入予算では

諸 収 入	680万 5千円の増
-------	------------

歳出予算では、

社 会 教 育 費	2,068万 7千円の増
-----------	--------------

であります。

この結果、平成28年度の教育委員会所管の予算総額は、

1,389億 5,247万 9千円

となります。

次に、歳入予算の内容についてご説明いたします。

諸 収 入	680万 5千円の増
-------	------------

については、

新県立図書館等の整備に係る大村市からの受託事業収入

680万 5千円の増

であります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

大村市に建設する「長崎県立・大村市立一体型図書館及び大村市歴史資料館」（仮称）の建設工事に伴う近隣家屋の建物事前調査経費として

新県立図書館等整備事業費 2,068万7千円の増  
を計上いたしております。

また、債務負担行為は、「長崎県立・大村市立一体型図書館及び大村市歴史資料館」（仮称）の建設工事に係る経費について、

平成29年度から平成30年度に要する経費として、

85億 700万 円

を計上いたしております。

次に、報告第1号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分について、ご報告いたします。

先の2月定例県議会の本委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております。「平成27年度長崎県一般会計補正予算」について、平成28年3月31日付けで知事専決処分いたしましたので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、

歳入予算では、

使用料及び手数料	1,130万9千円の減
国庫支出金	8,326万7千円の減
財産収入	2,400万7千円の増
諸収入	4,573万7千円の減
合 計	1億 1,630万 6千円の減

歳出予算では、

教育総務費	4億	8,268万	9千円の減
小学校費	1億	4,442万	6千円の減
中学校費		7,467万	2千円の減
高等学校費	2億	5,385万	2千円の減
特別支援学校費	1億	5,053万	1千円の減
社会教育費		7,957万	4千円の減
保健体育費		9,760万	5千円の減
県有施設等災害復旧費		3,000万	円の減
合計	13億	1,334万	9千円の減

であります。

歳入予算の主なものは、

公舎等売却による不動産売払収入	1,355万	円の増
日本スポーツ振興センター災害共済給付金	4,520万	1千円の減
公立文教施設災害復旧費国庫負担金	1,716万	円の減

であります。

歳出予算の主なものは、

市町村立学校県費負担教職員、県立学校教職員及び教育委員会事務局職員の

退職手当	2億	6,446万	1千円の減
給与費	2億	2,842万	8千円の減

県立高等学校及び特別支援学校の

施設整備費	1億	6,863万	2千円の減
-------	----	--------	-------

であります。

次に繰越明許費についてご説明いたします。

校舎等整備費

3,116万5千円の増

これは、県立島原翔南高校外部改修工事において、改修範囲の確定等に不測の日数を要したことにより、年度内の完成が困難となったため、繰越明許費を設定したものであります。

以上をもちまして教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

福 祉 保 健 部

福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第101号議案 平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）のうち関係部分  
報告第1号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」

のうち関係部分

の2件であります。

はじめに、第101号議案 平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	3億 2,359万 4千円の増
繰入金	1,380万 6千円の増
合計	3億 3,740万 円の増

歳出予算は、

社会福祉費	5,213万 4千円の増
障害福祉費	1億 1,450万 円の増
災害救助費	750万 円の増
公衆衛生費	3億 30万 円の増
合計	4億 7,443万 4千円の増

となっており、この結果、平成28年度の福祉保健部所管の歳出予算は、

1,036億 7,837万 9千円

となります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

(原爆医療施設整備助成費について)

日本赤十字社長崎原爆病院の老朽・狭隘化の解消及び被爆者医療の充実・強化を目的として実施する新病院建設に対する助成に要する経費として、

3億 30万 円の増

を計上いたしております。

(地域生活定着支援センター運営委託事業費について)

高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対し、退所後、直ちに福祉サービスを受けるための支援に要する経費として、

225万 円の増

を計上いたしております。

(災害救助備蓄費について)

平成28年熊本地震に対応するため、被災地からの要請に基づき提供した食料、飲料水及び毛布など県備蓄物資の補充に要する経費として、

750万 円の増

を計上いたしております。

(国保都道府県化対策事業について)

平成30年度から、県が市町とともに国民健康保険の運営を担うための準備として実施する電算処理システムの構築等に要する経費として、

1,308万 4千円の増

を計上いたしております。

(社会福祉法人経営労務管理改善支援事業について)

介護や保育事業等を行う社会福祉法人が、経営力向上や職場環境改善のために専門  
家から受ける相談支援等に係る費用への助成に要する経費として、

3, 6 8 0万 円の増

を計上いたしております。

(施設整備助成費について)

障害児通所支援を実施する学校法人が整備する児童発達支援センターの新設1件の  
整備に対する助成に要する経費として、

1億 1, 0 8 0万 円の増

を計上いたしております。

(農福連携による障害者の就農促進事業費について)

農業分野での障害者の就労を支援し、就労継続支援B型事業所における工賃水準の  
向上等を図るための支援に要する経費として、

3 7 0万 円の増

を計上いたしております。

次に、知事専決事項報告についてご説明いたします。

報告第1号 平成27年度長崎県一般会計補正予算(第8号)のうち関係部分につ  
きましては、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置す  
ることについて、あらかじめご了承いただき、3月31日付けをもって知事専決処分  
させていただいた事項の報告であります。

歳入予算は、

使用料及び手数料 6 0 4万 8千円の減

国庫支出金 9億 5, 6 7 7万 6千円の減

財 産 収 入		1 0 2 万	9 千円の減
寄 附 金		1 2 6 万	4 千円の減
繰 入 金		8, 8 3 5 万	6 千円の減
諸 収 入	9 億	2, 3 1 2 万	5 千円の増
合 計	1 億	3, 0 3 4 万	8 千円の減

歳出予算は、

社 会 福 祉 費		3, 0 5 1 万	2 千円の減
老 人 福 祉 費		7, 8 1 4 万	4 千円の減
児 童 福 祉 費		1 9 2 万	9 千円の減
障 害 福 祉 費	1 億	3, 5 8 5 万	8 千円の減
生 活 保 護 費		3, 1 4 4 万	2 千円の減
災 害 救 助 費		7, 2 6 7 万	2 千円の減
公 衆 衛 生 費	1 0 億	4, 1 5 4 万	9 千円の減
保 健 所 費		2, 0 0 7 万	2 千円の減
医 薬 費		9, 9 1 8 万	3 千円の減
合 計	1 5 億	1, 1 3 6 万	1 千円の減

となっております。

歳入予算の主なものは、年間の収入額の確定による国庫支出金の減であります。

歳出予算の主なものは、韓国在住被爆者に対する医療助成費の実績減等による公衆衛生費の減であります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

こども政策局

こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

報告第1号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」  
のうち関係部分

報告第2号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別  
会計補正予算（第2号）」

の2件であります。

はじめに、知事専決事項報告についてご説明いたします。

報告第1号「平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分につきましても、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月31日付けをもって知事専決処分させていただいた事項の報告であります。

歳入予算は、

使用料及び手数料		33万	8千円の減
国庫支出金	1億	938万	8千円の減
繰入金		3,868万	7千円の減
諸収入		3,100万	円の増
合計	1億	1,741万	3千円の減

歳出予算は、

社会福祉費		759万	3千円の減
児童福祉費	3億	4,782万	4千円の減
障害福祉費		198万	5千円の減
公衆衛生費		1,283万	7千円の減

教育総務費	86万 3千円の減
私立学校振興費	6,435万 3千円の減
合計	4億 3,545万 5千円の減

となっております。

歳入予算の主なものは、年間の実績額の確定に伴う国庫支出金の減であります。

歳出予算の主なものは、児童福祉費については、保育所等を通じた給付にかかる負担金の実績減等により、

7,969万 3千円の減

であります。

(繰越明許費について)

国の経済対策補正予算を活用する事業において、年度内に適正な事業期間が確保できないことから、

児童福祉振興費 6億 3,112万 8千円

について、繰越明許費の設定を行ったものであります。

次に、平成27年度長崎県一般会計歳出予算事故繰越し繰越計算書報告のうち、関係部分についてご説明いたします。

繰越額は、

長崎県安心こども基金事業費 410万 1千円

であります。

長崎県安心こども基金事業費の事故繰越しに至った理由は、保育所緊急整備事業において、施行時に法面の一部が崩壊したことに伴う山留工事等に不測の日数を要した

ため、年度内執行が困難となったことによるものであります。

次に、報告第2号「平成27年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

歳入予算は、

諸 収 入	2, 1 2 3万 7千円の減
合 計	2, 1 2 3万 7千円の減

歳出予算は、

母子父子寡婦福祉費	2, 1 2 3万 7千円の減
合 計	2, 1 2 3万 7千円の減

となっております。

これは、母子父子寡婦福祉資金貸付実績の減によるものであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成28年6月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

総務委員会  
教育福祉  
子ども保健政策  
部会  
部局

総務部

総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(私立高校の就職状況について)

今春卒業の私立高校生の就職率は、3月末現在で97.0%と前年度と比べ1.4ポイントの減となっており、このうち、県内就職希望者の就職率は96.2%、県外就職希望者の就職率は98.8%となっております。なお、県内就職者の割合は67.9%で前年度比4ポイント減となっております。

このため、県といたしましては、私立高校における県内就職をさらに進めるため、3月に各学校を訪問し状況把握に努めるとともに、臨時校長研修会で関係各課から「人口ビジョン」や「長崎県の暮らしやすさ指標」等に係る周知に向け、説明をいたしました。

また、4月には、今年度からの新規事業である「私立高等学校県内就職推進事業」により私立高校に配置された県内就職推進員と進路指導主事を対象に、私立高校県内就職推進会議を開催するとともに、5月には、庁内関係各課や公私立高校のキャリアサポートスタッフ及び県内就職推進員から構成される連携会議を開催し、県内就職促進の進め方に関する共通理解と情報の共有化を図ったところです。

今後とも、産業労働部や長崎労働局など関係機関との連携を密にし、就職率向上に努めるとともに、私立高校県内就職推進会議や連携会議を通して、先進校の事例研究並びに教職員や生徒・保護者に対する県内企業の情報及び長崎県の暮らしやすさに関する情報の提供等により、私立高校生の県内就職の促進に取り組んでまいります。

(県立大学の就職状況について)

県立大学における今春卒業者の4月末現在の就職率は、98.0%で前年度比0.3ポイントの増となっており、学部別では、経済学部が96.8%で0.3ポイントの増、国際情報学部、看護栄養学部はいずれも前年度と同じく100.0%とな

っております。

なお、就職者のうち県内就職者の割合は31.0%で、前年度比3ポイント減となっております。

県立大学においては、就職ガイダンスや就職セミナー、学生の保護者に対し就職活動への理解を深めるための保護者対象就職説明会を開催するなどの就職支援を実施しており、さらに、県内就職促進に向け、学生に対し、県内の企業等と連携した地域における課外活動や長期インターンシップなど地元企業の理解につながる実践的な教育を実施するとともに、産業労働部と連携して、求人支援サイトを活用した県内企業情報の提供や学内での県内企業説明会などを積極的に実施するほか、低学年時からのキャリア教育において長崎県の暮らしやすさに関する情報を周知するなどの取組を進めてまいります。

(体罰に係る実態調査について)

体罰の実態を把握しその根絶を図るため、平成26年度に引き続き、平成27年度も私立学校の教職員、児童・生徒及び保護者を対象に県独自の調査を実施いたしました。その結果、体罰件数は7件で前年度と同数、体罰をしたと認知された教員は7人で前年度より1人の増、体罰を受けた児童・生徒は9人で前年度と同数でした。

昨年度と同程度の状況にあり、依然として私立学校における教職員の体罰に対する認識が不十分であったということを県として重く受け止めております。

今後とも、体罰根絶に向けて、引き続き実態把握を行うとともに、校長会・教頭会や各種研修会等のあらゆる機会をとらえ、教職員の意識の徹底を図るよう指導を重ねてまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教 育 委 員 会

教育委員会関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(夏季休業中の学校閉庁日の設定について)

教職員の健康増進と夏季の省エネルギー対策を目的として、8月中旬の時期において、「学校閉庁日」を設けることといたしました。

「学校閉庁日」には、やむを得ない場合を除き、部活動等についても原則行わないこととしており、市町教育委員会や県立学校へもお願いをしているところです。

この取組により、教職員が心身ともにゆとりを持ち、リフレッシュが図られ、教育活動の充実に繋がっていくものと考えております。

また、取組にあたっては保護者や地域の方々のご理解とご協力が必要であり、今後とも関係機関と連携しながら周知徹底を図り、円滑に導入できるよう努めてまいります。

(全国及び県学力調査について)

本年度の全国学力・学習状況調査につきましては、4月19日に、国語と算数・数学の2教科が実施され、県内全ての公立小学校6年生・中学校3年生が参加いたしました。

また、本県独自の県学力調査につきましては、同日、小学校5年生と中学校2年生を対象として、国語と算数・数学の2教科を実施し、翌日には中学校3年生を対象とした英語の調査を実施いたしました。

県教育委員会としましては、それぞれの学力調査で得られた本県児童生徒の課題を分析し、その改善策を教職員に対して具体的な提案や研修を行うとともに、学力向上に向けた市町の取組を支援し、今後も学力向上対策を力強く推進してまいります。

(検定中の教科書閲覧問題について)

昨年度に発覚しました検定中の教科書閲覧にかかる問題につきましては、文部科学省からの情報と本人からの聞き取り等の結果、閲覧し現金を受領した者が28名、閲覧したが現金を受領していない者が22名でありました。いずれにおきましても採択に直接の利害関係を有する者はおらず、閲覧したことが教科書採択に影響を及ぼした事実は認められませんでした。

しかしながら、閲覧して意見を述べ、その対価として現金を受領した行為や、閲覧した教科の選定に関わる資料作成や意見を述べる立場にある調査員等を務めた行為は、教科書採択の公正性の確保に対する認識不足と言える行為であり、信用失墜行為として服務監督権者による指導措置が行われました。

県教育委員会におきましては、4月4日付けで「教科書採択における公正確保の徹底等について」の通知を発出するとともに、教科書採択に対して如何なる疑念の目も向けられることのないよう、公正性・透明性の一層の徹底を各市町教育委員会に求めたところであります。今後、文部科学省の動向等を踏まえながら、再発防止に取り組んでまいります。

(道徳教育の推進について)

5月から7月の間の1週間を「長崎っ子の心を見つめる教育週間」として、すべての公立学校で、保護者や地域住民の皆様に学校の教育活動を公開しております。

その中の重点項目として、本年度も、全学級において、道徳の時間や実践的・体験的な道徳教育の授業公開を位置づけており、その後は、公開した道徳の授業を基にしながら、いじめと道徳の関わりや道徳の実践について、家庭や地域等の関係機関と協議の場を設けるようにしております。

また、期間中、県教育委員が県内の特色ある教育活動を継続的に実践している学校を訪問しており、今年度は、雲仙市立大正小学校及び大村市立郡中学校を訪問し、授

業参観や児童生徒との交流、保護者や学校支援会議の方々との意見交換等を予定しております。

今後も、各学校における本教育週間の活性化を図り、学校・家庭・地域の連携を一層充実させることにより、道徳教育を通じて、いじめの防止や「心豊かな長崎っ子」の育成に努めてまいります。

(教職員の体罰について)

県教育委員会では、体罰の根絶を「最重要課題」の一つと位置付け、平成24年度から毎年教職員及び児童生徒・保護者に対して体罰の実態調査を実施しております。

平成27年度の調査結果では、体罰件数が58件、体罰を受けた児童生徒は124人で、平成26年度より件数で6件、児童生徒数で35人増加しました。

県教育委員会といたしましては、このことを重く受け止め、引続き県・市町教育委員会合同会議や校長会等において体罰根絶に向けた取組を強く要請・指導するとともに、体罰を根絶しなければならないという強い思いで「体罰の根絶に向けたガイドライン」や「運動部活動指導の手引き」等を活用し、各種研修会等のあらゆる機会を捉えて指導の徹底に努めてまいります。なお、今後も引き続き定期的な体罰実態調査を実施する予定です。

(教職員の不祥事について)

本年2月、飲酒後に自家用車を運転し、酒気帯び運転で書類送検された大村市内の県立高等学校教諭1名について、3月25日付けで懲戒免職処分といたしました。

教職員の服務規律の確保と綱紀の保持について全職員が一体となって取り組んでいる中、このような不祥事は学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

(懲戒免職処分取消等にかかる訴訟の判決確定について)

県教育委員会が、平成24年2月20日付けで、公立中学校教諭に対して行いました「懲戒免職処分」及び「退職手当支給制限処分」に対する処分取消訴訟にかかる判決の確定について、ご報告いたします。

本事案は、平成24年1月21日、時津町内の遊技場において、カメラ機能付き携帯電話機を用いて女性従業員のスカートの中を盗撮し、長崎県迷惑行為等防止条例違反容疑で逮捕され、略式起訴（罰金50万円）されたものであります。

平成27年5月18日、長崎地方裁判所において、懲戒免職処分については、取消しの訴えを却下するとした一方、退職手当支給制限処分を取り消し、退職手当を一部支給すべきとした第一審判決がなされました。

県教育委員会は、これを不服として控訴しましたが、平成27年11月27日に、福岡高等裁判所において原告・被告双方の控訴を棄却する旨の控訴審判決が出され、懲戒免職処分取消しについては請求棄却とした一方、退職手当支給制限処分については処分を取り消すとの第一審判決と同様の判断が示されました。

退職手当支給制限処分の取消しを命じた判決は、県教育委員会のこれまでの主張と反するものであると同時に、本県で初めての処分取消しを判示された事案であることから、上級裁判所の更なる判断を仰ぐため、平成27年12月10日に上告を行いました。

その後、平成28年4月28日に最高裁判所において、原告・被告双方の上告を棄却することが決定されました。その内容としましては、「上告理由は違憲としているものの、単なる法令違反を主張するものであり、上告ができる事由に該当しないこと。また、上告受理申立てについても、本件は受理すべきものとは認められない。」とされたところであります。

今後の対応としましては、今回の判決を踏まえ改めて退職手当支給制限処分について検討し、速やかに処分の手続きを進めてまいります。

(平成29年度長崎県公立学校教員採用選考試験について)

教員の採用については、勤務成績の優秀な臨時的任用等教員及び国公立学校本務教員に対する第1次試験一部免除、受験資格の年齢の上限引上げ等、制度の改善を図りながら、優れた資質を備え、人間性豊かで強い使命感と情熱あふれる人材、さまざまな分野の専門性の高い人材の確保に努めているところです。

また、募集要項に評価基準や選考方法を明記し、県民センター等で試験問題のほか解答例や配点を公表し、採用試験の透明性を担保しているところであります。

なお、本年度は本県が求める優秀な教職員を確保するため、第1次試験において「司書教諭」の資質を有する者や小・中学校の校種の受験者で特別支援学校普通免許状を有する者等に対する加点制度の導入、小学校の校種における第2次試験不合格者の中で、一定の条件を満たす者は、次年度の第1次試験を全て免除する等の改善を加えております。

また、採用試験業務の合理化を図るため、出願方法については、原則としてインターネットを利用した電子申請で受け付けることとしました。

今後とも、受験者の教科指導力及び人間性や社会性等がより正確に把握できる選考を実施し、優秀な教員の確保に努めてまいります。

なお、平成29年度の教員採用予定者数は、児童・生徒数の増減に伴う学級数の推移状況や退職者数の推移等を見込んで、昨年度より25名多い365名としております。

(高校生の進路状況について)

文部科学省が去る5月20日に公表した平成28年3月末現在の公立、私立を合わせた高校生の就職率は、全国では、97.7%と前年を0.2ポイント上回っております。なお、本県は、98.7%と前年と同率となっており、引き続き過去20年間で最も高い就職率を維持しております。本県は各学校の粘り強い進路指導や各種支援

事業によって、今年度も昨年度に引き続き全国を上回る高い就職率となっております。

雇用情勢については、全国的に改善してきておりますが、引き続き、キャリアサポートスタッフを県立学校に配置し、県内企業の求人開拓や進路相談への対応など、生徒の就職を支援するとともに、早い時期から職業観の育成や勤労意欲の醸成を図ってまいります。なお、本年度は、県外への就職割合が高い工業高校等にもキャリアサポートスタッフを新たに配置し、生徒や保護者に対して県内企業の魅力と情報の提供を行い、県内企業への就職も支援します。また、各種説明会において就職指導に関する情報を積極的に提供していくとともに、長崎労働局や県産業労働部など関係機関と連携を密にして、高校生の県内就職率が向上するよう努めてまいります。

さらに、今春の公立高等学校における大学等への進学については、卒業生数に対する進学者数の割合が、62.2%となっております。平成26年度から実施している「高校生学力向上支援事業」等の学力向上対策により、今後とも、教科や進学における指導体制の充実を図り、生徒が希望する進路の実現に努めてまいります。

#### (特別支援教育の推進について)

特別支援教育については、昨年12月に策定した「長崎県特別支援教育推進基本計画 第3次実施計画」に基づき、障害のある子どもの教育の充実に向けて様々な施策に取り組んでまいります。

特別支援学校においては、平成29年度の川棚特別支援学校高等部設置に向けた準備等を進めるとともに、「特別支援学校キャリア検定」を実施し、高等部卒業後の職業的自立の強化など、教育活動の充実を図ってまいります。

また、小、中、高等学校においては、発達障害を含む特別な配慮を必要とする児童生徒への支援を充実させるため、「発達障害児等能力開発・教育支援推進事業」を実施し、個別の教育支援計画の作成・活用の推進や各学校での障害特性等に応じた適切な指導・支援の充実等に総合的に取り組んでまいります。

さらに、本年4月より「障害者差別解消法」が施行されたことも踏まえて、障害のある子どもとその教育について、県民の理解・啓発を図るための積極的な情報発信に努めてまいります。

(子どもたちの文化活動の推進について)

県内の中学校及び高等学校の文化活動の一層の活性化を図るため、去る4月20日に、平成28年度文化活動推進校を指定しました。

中学校については、全日本マーチングコンテストで金賞に輝いた雲仙市立小浜中学校吹奏楽部など12校12クラブ、高等学校については、県勢として11年ぶりに九州大会を突破し、全国大会出場を果たした精道三川台高等学校演劇部など24校29クラブを指定しております。

今後、全国レベルで活躍できる部活動や地域の文化活動の活性化に貢献できる部活動及び高校生・中学生の文化力の育成に努めてまいります。

(対馬歴史民俗資料館再整備事業について)

対馬市が計画する「市立対馬博物館(仮称)」の建設に併せて行う対馬歴史民俗資料館の再整備については、設計業者が決定し、今年度末までの基本設計及び実施設計の完成に向けて、現在、対馬市及び設計業者と具体的な協議を進めております。

今後とも市との連携を密にしながら、平成30年度末の事業完成に向けて進めてまいります。

(競技力の向上について)

県教育委員会では本年度も、競技スポーツの中核を担うジュニアスポーツにおいて、高等学校では、強化校33競技延べ100校、支援校3競技1校、特別強化選手2競技6名、強化選手6競技15名、強化推進団体2競技1団体を、中学校では中学校体

育連盟推進専門部19競技を指定し、去る4月26日に指定書を授与したところであり  
ます。

指定校等につきましては、遠征費、合宿費、練習会等に要する経費を助成すること  
により、選手の育成強化を図ってまいります。

一方、本県スポーツ選手の活躍は、目を見張るものがあり、本年3月に開催された  
「全国高等学校選抜大会」において、団体競技では、佐世保西高校男子ソフトボール  
部が優勝し、昨年のインターハイに続き夏春連続制覇を果たしたほか、諫早商業高校  
女子フェンシング部及び西陵高校女子剣道部がともに第3位となりました。

また、個人競技では、長崎東高校の西川選手が女子ライフル射撃競技ビームライフ  
ルで優勝し、昨年の選手権大会、国体、本年の選抜大会という主要な3つの全国大会  
で優勝の快挙を成し遂げたほか、諫早農業高校の山口選手が男子ウエイトリフティン  
グ競技77kg級で準優勝するなど、各競技において多くの入賞を果たしております。

さらに、本年8月からリオデジャネイロで開催される第31回オリンピック競技大  
会には、本県ゆかりの体操競技の内村選手、陸上競技の森岡選手、アーチェリー競技  
の永峰選手、柔道競技の永瀬選手、水泳競技の山口選手の5名の出場が内定しており、  
その活躍が大いに期待されるところであります。

このような選手の活躍は、県民に夢と希望を与えるとともに、明るく活力に満ちた  
長崎県づくりにつながるものと考えております。選手や関係者の皆様の今後の御活躍  
を心から祈念するとともに、更なる競技力向上及びスポーツの振興に努めてまいりま  
す。

(「長崎県「新」行財政改革プラン」に基づく取組について)

平成23年度から昨年度までの5年間、「長崎県「新」行財政改革プラン」に基づ  
き、全庁一丸となって取り組んでまいりました。本プランに掲げる教育庁関係の具体  
的項目に関して、その主な取組内容をご報告いたします。

「県立高等学校改革の推進」については、平成25年4月に策定した「長崎県立高等学校教育改革第7次実施計画」に基づき、長崎東高校への「国際科」の設置や、上対馬地区への新たな連携型中高一貫教育の導入など、高校教育改革の着実な推進を図るとともに、第8次実施計画の策定に向け、地域の実情調査や意見聴取等に取り組んでまいりました。今後も、教育水準の維持・向上を図るとともに、少子化による生徒数の減少に対応した活力ある高等学校づくりに引き続き取り組んでまいります。

「特別支援学校の適正配置」については、平成25年12月に策定した「長崎県特別支援教育推進基本計画第2次実施計画」に基づき、小・中学部及び高等部が設置された分教室の分校化などに取り組んでまいりました。また、平成27年12月には、第3次実施計画を策定し、県南地区における肢体不自由特別支援学校の高等部設置や、東彼杵地区における知的障害特別支援学校の高等部設置など、障害種別ごとの教育の充実を図っているところです。今後も、実施計画に基づき、児童生徒数の増加や障害の重度・重複化の状況、保護者の地域志向の高まり等をふまえた特別支援学校の適正配置に取り組んでまいります。

このほか、教職員研修の充実強化や活気あふれる職場づくりの推進などについて、プランの達成に向け取り組んでまいりました。

なお、本年3月には、さらなる見直しのために「長崎県行財政改革推進プラン」を新たに策定し、今年度よりその実現に向けた取組を開始したところであり、今後も積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

福 祉 保 健 部

予算決算委員会・分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除く福祉保健部関係の議案につきましてご説明いたします。

今回ご審議をお願いしておりますのは、

第106号議案 長崎県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例のうち関係部分

第107号議案 長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例のうち関係部分

の2件であります。

議案の内容につきましてご説明いたします。

第106号議案「長崎県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例」につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の成立に伴い、当該支援基金を活用し、平成30年度からの国民健康保険事業の都道府県化に向けた準備を進めるため、所要の改正をしようとするものであります。

第107号議案「長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、厚生労働省令の改正により、介護保険法に基づく通所介護事業所から一部移行する地域密着型通所介護事業所においても基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスが提供できるようになったことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(熊本地震にかかる対応について)

4月14日に発生した熊本県を震源とする地震の発生により、多くの方が未だ不自由な生活を余儀なくされている状況ですが、被災された住民や自治体等に対し、現在県を挙げて支援を行っているところであります。

福祉保健部としましては、これまで、医師、保健師、栄養士等の専門職を被災地へ派遣し、被災者の医療救護活動、健康相談や心のケア等保健・医療面での支援に当たるとともに、募集した県民からの救援物資や県保有の備蓄物資を現地へ搬送し、人的・物的支援に努め、また、義援金の受付や募金活動を行うなど、被災地への支援に取り組んでいるところであります。

震災発生から2か月以上が経過した現在も多くの方が支援を必要とされており、現地の要望を十分に踏まえながら、引き続き、支援に努めてまいります。

(地域医療構想の策定について)

地域医療構想は、団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)を見据え、地域における効率的で質の高い医療提供体制の確保を図るため、将来の医療需要や必要病床数の推計を行ったうえで、2025年の目指すべき医療提供体制とそれを実現するための施策等を定めるものであります。

これまで、昨年8月に二次医療圏毎に設置した地域医療構想調整会議、県全体会である保健医療対策協議会企画調整部会を随時開催し、地域の課題や、病床機能の分化・連携、在宅医療等あるべき医療提供体制、地域医療構想を実現するための方策等について関係団体等のご意見を伺いながら、地域医療構想の素案として取りまとめてきたところであります。

今後、県議会並びに関係団体への意見聴取、パブリックコメント等を行い、そのご意見を反映しながら構想案として取りまとめ、10月に予定している医療審議会でご審議いただきまして、11月頃の策定を目指してまいりたいと考えております。

(長崎大学における感染症研究拠点の整備について)

高度安全実験施設（BSL-4）を中核とした感染症研究拠点の整備につきましては、国において、本年2月に「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画～絶え間ない感染症の脅威に挑戦する日本のアクション～」が閣議決定され、安全性の確保に最大限配慮したBSL-4施設を中核とした感染症研究拠点の形成について、長崎大学の検討・調整状況等も踏まえつつ、必要な支援を行うなど、我が国における感染症研究機能の強化を図ることとされております。

これを受け、去る4月27日に、内閣官房をはじめとする関係省庁、長崎大学、長崎県及び長崎市から構成される「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」が開催され、施設の機能や運営方法、安全対策など、国の関与のあり方や支援方策等についての検討もはじまりました。

また、昨年8月以来、県、長崎市及び長崎大学の3者で締結した「感染症研究拠点整備に関する基本協定」に基づき、「感染症研究拠点整備に関する連絡協議会」を設置し、安全性の確保等について協議を重ねておりますが、さらに、地域住民への情報の提供並びに安全・安心の確保等について協議するため、地域の自治会の代表者や公募委員が加わった「地域連絡協議会」を設置することとなり、その第1回の会合が5月12日に開催されました。

県といたしましても、国の動向や地域連絡協議会での議論を注視しながら、引き続き、課題解決に向け、長崎市及び長崎大学と連携協力して取り組んでまいります。

(長崎県ねりんピック及び全国健康福祉祭の開催について)

高齢者の生きがいと健康の保持・増進を目的に、4月4日から6月5日までの日程で、長崎市総合運動公園をはじめとする県内各会場において、「第13回長崎県ねりんピック」を開催しております。

県内各地から、スポーツ大会に3,188名、囲碁・将棋等の文化交流大会に

377名の参加をいただき、6月2日から開催予定の生きがい作品展には500名の参加を見込んでおります。

各会場における熱戦の展開や力作の展示などを通じて、高齢者をはじめとする参加者の交流促進や生きがいづくり等に資する大会となっております。

なお、この大会で優秀な成績を収めた選手、作品については、本年10月に本県で開催される「第29回全国健康福祉祭ながさき大会」に、本県代表として出場・出品することとしております。

さて、「ねんりんピック長崎2016」の開催については、去る5月27日、多くの関係皆様の出席のもと実行委員会の第3回総会を開催し、大会開催までの事業計画を承認いただき、本年10月の開催に向けた準備もいよいよ大詰めとなってまいりました。

これまで、運営ボランティアについては、企業、大学、関係団体のご協力はもとより、県民の皆様からご応募いただいているところであり、7月には県の実施本部も設置し、運営体制の整備を一層進めてまいります。

また、今月1日から選手の参加受付を開始し、更に今月20日からは総合開会式・総合閉会式の一般観覧者の募集を開始することとしております。

今後も、会場の清掃活動や選手団に対する声かけ運動の実施など市町や関係団体の皆様と十分連携しながら、大会運営に万全を期してまいります。

#### (障害者のスポーツ振興について)

去る5月29日、県立総合運動公園陸上競技場を中心として、約1,500名の選手が参加する「第16回長崎県障害者スポーツ大会」を開催いたしましたところ、各関係団体のご協力を得て、盛会のうちに終了しました。

また、本大会での成績等を参考に代表選手の選考を行い、本年10月に岩手県で開催される「第16回全国障害者スポーツ大会」に九州ブロック予選会を勝ち抜い

た団体競技と合わせて、本県代表選手団を派遣することといたしております。引き続き、障害のある方々のスポーツ交流と社会参加の促進に努めてまいります。

(社会福祉法人等に対する行政処分について)

社会福祉法人「愛隣会」が波佐見町で運営する特別養護老人ホーム及び指定短期入所生活介護事業所「はさみ荘」において、身体的虐待及び心理的虐待が認められたため、去る3月24日、同法人に対し、社会福祉法及び老人福祉法に基づく改善命令を行うとともに、介護保険法に基づき、指定の一部効力停止（利用者の新規受入3ヶ月間停止）の処分を行いました。

同日、対馬市の合同会社そよかぜは、介護保険法に基づく欠格事由に該当している者が代表社員となっていたため、運営するデイサービスセンター「ふれあいの郷」の指定取消しの処分を行いました。

また、4月22日、諫早市の合同会社「松寿苑」が運営する指定居宅介護事業所・指定重度訪問介護事業所「ヘルパーステーション エスポワール」及び合同会社「泉の郷」が運営する指定居宅介護事業所・指定重度訪問介護事業所「ヘルパーステーション しおん」などに対し、不適正な運営や不正請求が行われていたことなどから障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び介護保険法の規定に基づき、5事業所の指定取消しの処分を行いました。

今後も、社会福祉法人・事業所等について適切な運営が図られるよう引き続き指導してまいります。

(「長崎県「新」行財政改革プラン」に基づく取組について)

平成23年度から昨年度までの5年間、「長崎県「新」行財政改革プラン」に基づき、全庁一丸となって取り組んでまいりました。本プランに掲げる福祉保健部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご報告いたします。

県民参加の促進については、福祉保健施策における県民との連携を図るため、NPO法人等との連携によるがん検診の普及啓発活動、介護予防ボランティア活動の推進や新たな認知症サポーターの養成、自殺対策における民間団体等との相談支援体制の整備・普及啓発などの連携強化の取組を実施しました。

県立保健所の一体的な業務の推進と機能強化については、保健所組織の効率化と機能強化に向けて平成26年4月から福祉保健課への「企画・情報部門」の集約・強化や県央保健所への「教育研修部門」の集約・強化などを行いました。

こども医療福祉センターの効率的な運営と機能強化については、これまで組織・配置人員について、法改正や長期入院・入所児の減少等、環境の変化に対応した体制等の見直しを実施しました。今後は地域の療育体制の機能強化・分担を進めるとともに、センター機能の地域への移行を促進し、効率的な運営を図ってまいります。

佐世保看護学校のあり方の検討については、看護学校を平成28年3月に閉校し、代わりに整備した「長崎県看護キャリア支援センター」が平成27年4月に開所いたしました。今後は看護師の定着促進と離職防止、復職支援に重点をおいて人材確保を行ってまいります。

町の福祉事務所設置に向けた支援については、平成25年4月から小値賀町が福祉事務所を設置していますが、引き続き、未設置の町に対し設置にむけた働きかけを行ってまいります。

なお、本年3月には、さらなる見直しのために「長崎県行財政改革推進プラン」を新たに策定し、今年度よりその実現に向けた取り組みを開始したところであり、今後も積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(綱紀の保持について)

先般、医療機関の指定に関する団体からの申請に対し、自らの職務怠慢により指定

書の送付が大幅に遅れ、申請団体からの再三の催促があったことから、必要な決裁を受けずに、知事印を偽造する等して指定書を作成し、団体へ送付した福祉保健部職員に対し、また、福祉関係の共済年金申請処理に関し、自らの職務怠慢により事務処理が遅れていたことから、必要な決裁を受けないまま、実際は存在しない決定通知を偽造し申請者へ送付するとともに、申請者の口座に個人での振込みなどを行った福祉保健部職員に対して、それぞれ5月13日付けで減給3月の懲戒処分等を行いました。

職員の綱紀の保持については、これまでも再三にわたり周知徹底を図っている中で、職員がこのような不祥事を起こしたことは、誠に遺憾であり、県議会をはじめ県民の皆様に対しまして、深くお詫びを申し上げます。

福祉保健部においては、直ちに所属長から全職員に対し、法令遵守や適切な事務処理の執行はもとより、高い倫理観を持って行動するよう、再度、指導徹底を図ったところであり、今後とも綱紀の保持の徹底に全力を尽くしてまいります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

こども政策局

予算決算委員会・分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除くことも政策局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

- 第108号議案 「長崎県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例」
- 第109号議案 「長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例」
- 第110号議案 「長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」
- 第111号議案 「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」

の4件であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第108号議案「長崎県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第109号議案「長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例」につきましては、国の子育て支援対策臨時特例交付金に基づく基金を延長することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第110号議案「長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、幼保連携型認定こど

も園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第111号議案「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(熊本県地震に係る対応について)

去る4月14日に発生した熊本地震における被災児童への保育に関する支援につきましては、県内の私立の幼稚園、保育所、認定こども園への入園等の申し出があった場合、必要に応じて弾力的な手続きのもと受入れに努めているところです。5月末日までの児童の受入れ状況は、累計で、9市町において幼稚園9名、保育所11名、幼保連携型認定こども園4名となっております。

復興に向けた支援の一環として、引き続き、幼稚園、保育所、認定こども園に対し、被災児童の受入れについて、理解と協力を求めてまいります。

(児童相談所の体制強化について)

児童相談所における児童虐待相談対応ケースの増加や複雑・困難な内容を伴うケースが増加している中、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、市町村や児童相談所の体制強化などを内容とした、児童福祉法等の一部を改正する法律案が、現在国会において審議されているところです。また、本年4月25日には、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、専門職の増員等を内容とする「児童相談所強化プラン」が国から示されたところです。

本県におきましては、平成26年7月に発生した佐世保市内女子高校生殺害事件を踏まえ、昨年度から児童相談所における24時間相談受付体制の強化や職員の意識改革を目的として、検証に携わった外部専門家委員による研修の実施、長崎大学の児童精神科専門医や弁護士との協力による職員の専門性の向上のための研修など、関係機関とも連携し、あのような痛ましい事件を2度と繰り返すことのないよう、児童相談所の体制強化に向けた各種対策に取り組んでいるところです。

今後、県といたしましては、こうした取組みに加え、今回の児童福祉法の改正や国の児童相談所強化プランの内容を精査し、引き続き児童相談所をはじめ、市町など県内の児童相談・支援機関の体制強化等に努めてまいります。

#### (子ども・子育て支援新制度について)

平成27年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度につきましては、市町の子ども・子育て支援事業計画を積み上げて策定した県子ども・子育て支援事業支援計画に基づき、認定こども園・幼稚園・保育所等に対する施設型給付の支給及び一時預かり、放課後児童クラブなどの各種事業を実施するとともに、新たに、47園の認定こども園を認可・認定するなど、着実に新制度への移行を図っているところです。

しかしながら、本県においては、昨年10月1日現在で待機児童が181人生じていることから、待機児童の解消に向けて、今後とも、市町、事業者と連携しながら、子ども・子育て支援の量の拡充と質の向上に努めてまいります。

#### (ながさき子育て支援表彰について)

去る3月13日、長崎市において、「平成27年度ながさき子育て支援表彰式」を開催いたしました。この表彰は、子育て支援に功績のあった個人や団体等を表彰し讃えることにより、社会全体で子育てを支援する機運の醸成を図ることを目的に、平成18年度から毎年開催しているもので、本年度は、26組の個人・団体・家族を表彰

いたしました。今後とも県民総ぐるみの子育て支援を実現するため、子育て支援の機運の醸成などに積極的に取り組んでまいります。

(児童福祉週間の行事について)

子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長することを願い、5月5日から5月11日までの児童福祉週間の普及啓発を図るため、去る4月28日、長崎市内の児童養護施設や保育所、幼稚園の子どもたちと知事が、県庁玄関前で鯉のぼりの掲揚を行い交流を図りました。

今後とも、子どもたちの健やかな成長を支援してまいります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成28年6月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

( 追加 1 )

教 育 委 員 会  
こ ども 政 策 局

教 育 委 員 会

【文教厚生委員会関係議案説明資料 教育委員会7頁18行目の次に、次のとおり挿入する。】

(熊本地震に係る就学等支援について)

去る4月14日並びに16日に発生した熊本地震における被災児童生徒への就学等支援につきましては、被災児童生徒から県内の公立学校への転学の申し出があった場合、必要に応じて弾力的な転学手続のもと就学機会の確保等に努めているところです。5月末日までの児童生徒の受入れ状況は、累計で、14市町において小学生74名、中学生13名、県立学校において、高校生3名、特別支援学校の生徒2名となっております。

また、被災地域から本県の県立学校へ転学してきた生徒に対しては、入学手数料や授業料の納入を免除し、教科書や学用品等の購入経費の助成を行うとともに、長崎県育英会においては、今回の震災により被災した高校生や大学生に対し、成績要件や所得要件を問わない奨学金制度を設け、県内の高校・大学等を通じて周知を図っております。

このほか、全国知事会からの要請に応じ、被災した児童生徒の心のケアにあたるため、5月16日から県立学校の養護教諭を派遣しているところであります。

(平成29年度県立高等学校・中学校生徒募集定員等について)

生徒減少により小規模化するしま地区の県立高校においては、各地域に地元自治体や住民代表等で構成する魅力化推進協議会を立ち上げ、島外からの生徒の受け入れの可否も含め、地元高校の魅力化に向けた協議を進めているところです。今後は、具体的な事業計画を検討し、地元自治体と連携、協働して取り組んでまいりたいと考えております。

また、県内の児童生徒数も年々減少傾向にあります。平成29年3月の中学校卒

業予定者数は、本年3月の卒業生数より115人減少することが見込まれております。  
平成29年度の県立高等学校の総募集定員は、本年度より80人少ない1万320人といたしました。

内訳といたしましては、全日制課程が9,160人、定時制課程が560人、通信制課程が600人であります。

なお、県立中学校の募集定員は、長崎東中学校、佐世保北中学校及び諫早高等学校附属中学校それぞれ120人とし、合計360人としております。

こども政策局

【文教厚生委員会関係議案説明資料 こども政策局の2頁15行目から2頁22行目を削除し、次のとおり挿入する。】

(児童相談所の体制強化について)

児童相談所における児童虐待相談対応ケースの増加や複雑・困難な内容を伴うケースが増加している中、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生日前予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、市町村や児童相談所の体制強化などを内容とする児童福祉法等の一部を改正する法律が、去る5月27日に成立しました。また、本年4月25日には、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、専門職の増員等を内容とする「児童相談所強化プラン」が国から示されたところです。

【文教厚生委員会関係議案説明資料 こども政策局の3頁9行目の次に、次のとおり挿入する。】

(発達障害者支援法の改正について)

発達障害者の支援の一層の充実を図ることを目的とした発達障害者支援法の一部を改正する法律が去る5月25日に成立しました。今回の改正では、発達障害者の定義を「発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」とするとともに、社会参加の機会の確保や地域社会における共生など、支援に対する基本理念等が明記されたところであります。

また、支援のための施策として教育上の配慮や就労支援のほか、関係機関の情報共有の促進、支援体制の整備を図るための発達障害者支援地域協議会の都道府県等への設置などが定められたところであります。

県といたしましては、発達障害児・者の早期からの切れ目のない支援を図るための

取組みを進めているところですが、今回の法改正の具体的な内容を把握し、施策に反映させることで、発達障害児・者に対する支援のさらなる充実につなげてまいります。

平成28年6月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

(追加2)

教 育 委 員 会  
福 祉 保 健 部

教 育 委 員 会

【文教厚生委員会関係議案説明資料 教育委員会7頁18行目の次に、次のとおり挿入する。】

(平成28年度長崎県高等学校総合体育大会について)

本年度の県高等学校総合体育大会は、去る6月3日から諫早市を主会場とした県下8市3町において、31競技を実施し、86校、11,771人の選手が参加しました。

本大会においては、4つの県高校新記録及び11の大会新記録が出るなど、各会場において熱戦が展開され、選手たちの気迫あふれる大会となりました。

7月28日から中国ブロックで開催される全国高等学校総合体育大会での活躍が期待されるところであります。

福 祉 保 健 部

【文教厚生委員会関係議案説明資料 福祉保健部 3 頁 20 行目から 4 頁 4 行目を削除し、次のとおり挿入する。】

(長崎県ねんりんピック及び全国健康福祉祭の開催について)

高齢者の生きがいと健康の保持・増進を目的に、4 月 4 日から 6 月 5 日までの日程で、長崎市総合運動公園をはじめとする県内各会場において、「第 13 回長崎県ねんりんピック」を開催いたしました。

県内各地から、スポーツ大会に 3,188 名、囲碁・将棋等の文化交流大会に 377 名、生きがい作品展に 495 名、合計 4,060 名の参加をいただき、各会場における熱戦の展開や力作の展示などを通じて、高齢者をはじめとする参加者の交流促進や生きがいづくり等に資する大会とすることができました。

【文教厚生委員会関係議案説明資料 福祉保健部 5 頁 2 行目の次に、次のとおり挿入する。】

(被爆体験者訴訟(第 1 陣)二審判決に対する対応について)

去る 5 月 23 日、被爆体験者 388 人が、国、県及び長崎市に被爆者健康手帳の交付などを求めた被爆体験者訴訟(第 1 陣)の控訴審判決があり、福岡高裁は、一審の長崎地裁判決を支持し、「原爆投下時及びその後、爆心地から 7.5 km ないし 12 km の範囲内の地域にいた者に健康被害が発生する可能性があるとの確たる証拠は見出せない」として、控訴人側の訴えを全面的に退けました。

同じ内容の被爆体験者訴訟(第 2 陣)では、今年 2 月に、長崎地裁が原告の一部に被爆者健康手帳の交付などを認める判決を下しており、司法判断が分かれる結果となりました。

控訴人側が今月 6 日に上告し、今後は、第 1 陣が最高裁で、第 2 陣が福岡高裁で審

理が行われることから、引き続き、国及び長崎市と連携して対応してまいります。

今後とも、被爆体験者に対しては、対象合併症の拡大など、援護施策の充実に努めてまいります。